第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域の位置する大阪市及びその周辺の自然的状況及び社会的状況について、入手可能な最新の文献等により把握した。

3.1 自然的状况

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

(1) 気候特性

対象事業実施区域が位置する大阪府は、大阪湾と周辺山系に囲まれ、全域が瀬戸内海気候に属し、年間を通して温暖な気候地域である。しかしながら、近年の大阪府の年平均気温は、100 年あたり約 2℃上昇し、夏季には猛暑日や熱帯夜の日数が多くなっており、夜間の気温が下がりにくくなるヒートアイランド現象が顕著になってきている。また、短時間に降る非常に激しい雨の回数が増加傾向にある。

[「大阪府の気候変動」(大阪管区気象台 HP、閲覧:令和5年5月)より作成]

(2) 気象概要

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所として、北東約 13kmに大阪管区気象台、南東約 10km に堺地域気象観測所、北約 19kmに豊中地域気象観測所、東約 18kmに八尾地域気象観測所がある。月別平年値等は第 3. 1. 1-1 表、気象台及び観測所の位置及び令和 4 年の風配図は第 3. 1. 1-1 図のとおりである。1991~2020 年の 30 年間の大阪管区気象台の年間平均気温は 17. 1℃、年間平均風速は 2. 4m/s、年間最多風向は北北東、年間降水量は 1, 338. 3mm、同期間の堺地域気象観測所の年間平均気温は 16. 5℃、年間平均風速は 1. 7m/s、年間最多風向は東北東、年間降水量は 1, 232. 9mm、同期間の豊中地域気象観測所の年間平均気温は 16. 4℃、年間平均風速は 3. 0m/s、年間最多風向は北西、年間降水量は 1, 326. 3mm、2003~2020 年の 18 年間の八尾地域気象観測所の年間平均気温は 16.9℃、年間平均風速は 2. 7m/s、年間最多風向は西、年間降水量は 1, 263. 9mmとなっている。

		T		T	T	T	
項目	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	最多風向	降水量	日照時間
		の平均	の平均				
月・年	(\mathcal{C})	(\mathcal{C})	(\mathcal{C})	(m/s)	(方位)	(mm)	(時間)
1月	6. 2	9. 7	3. 0	2.4	西	47.0	146. 5
2月	6. 6	10. 5	3. 2	2. 4	北北東	60. 5	140.6
3 月	9. 9	14. 2	6. 0	2. 5	北北東	103. 1	172. 2
4 月	15. 2	19. 9	10. 9	2.6	北北東	101.9	192. 6
5 月	20. 1	24. 9	16. 0	2. 3	北北東	136. 5	203. 7
6 月	23. 6	28. 0	20. 3	2. 5	北北東	185. 1	154. 3
7月	27. 7	31.8	24. 6	2. 4	西南西	174. 4	184. 0
8月	29. 0	33. 7	25. 8	2. 7	西南西	113.0	222.4
9月	25. 2	29. 5	21. 9	2.6	北北東	152.8	161.6
10 月	19. 5	23. 7	16. 0	2. 5	北北東	136.0	166. 1
11月	13.8	17.8	10. 2	2. 0	北北東	72. 5	152.6
12 月	8. 7	12. 3	5. 3	2. 0	西	55. 5	152. 1
全年	17. 1	21. 3	13. 6	2. 4	北北東	1, 338. 3	2, 048. 6
統計期間	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020
(資料年数)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)

第 3. 1. 1-1 表 (1) 大阪管区気象台の月別平年値等

[「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧:令和5年5月)より作成]

第3.1.1-1表(2) 堺地域気象観測所の月別平年値等

項目	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	最多風向	降水量	日照時間
		の平均	の平均				
月・年	(\mathcal{C})	(\mathcal{C})	(\mathcal{C})	(m/s)	(方位)	(mm)	(時間)
1月	5. 6	9. 6	1.6	2.1	西	48.3	138. 3
2 月	6. 0	10. 5	1. 7	2.0	西	57.8	138. 7
3 月	9. 3	14. 3	4. 5	2.0	東北東	97.8	173.5
4 月	14. 6	20.0	9. 3	1.9	東北東	92. 2	194. 6
5 月	19. 4	24. 9	14. 4	1.7	東北東	126. 7	206. 9
6 月	23. 1	28. 1	19. 1	1.6	東北東	164. 1	160.6
7月	27. 2	32. 0	23. 4	1.6	西南西	154. 2	190.6
8月	28. 6	33. 9	24. 5	1.7	西南西	87. 3	228.6
9月	24. 6	29. 6	20.6	1.5	東北東	139. 0	160. 4
10 月	18. 6	23.6	14. 3	1.4	東北東	139. 3	163.0
11月	12. 9	17.8	8. 4	1.4	東北東	74. 6	147.5
12 月	7. 9	12. 3	3. 9	1.9	西	51.9	138.7
全年	16. 5	21. 4	12. 1	1. 7	東北東	1, 232. 9	2, 041. 4
統計期間	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020
(資料年数)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)

[「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧:令和5年5月)より作成]

第3.1.1-1表(3) 豊中地域気象観測所の月別平年値等

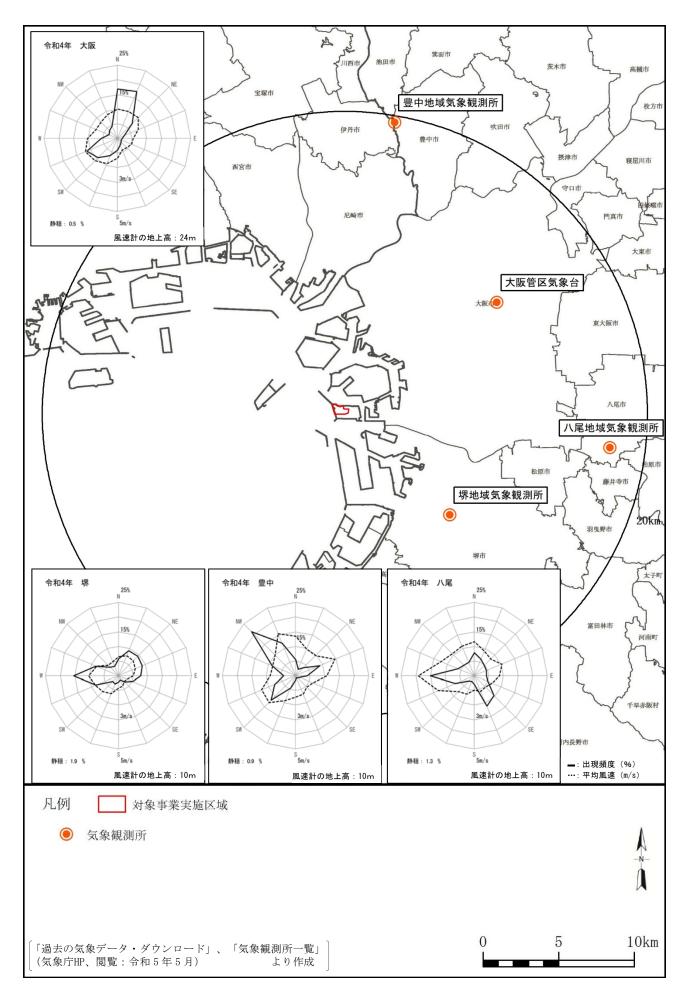
項目	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	最多風向	降水量	日照時間
	(0-)	の平均	の平均			, ,	7F 1445
月・年	(\mathcal{C})	(\mathcal{C})	(\mathcal{C})	(m/s)	(方位)	(mm)	(時間)
1月	5. 1	9. 6	0. 7	2.8	北西	44. 4	_
2月	5. 7	10.4	1. 0	2.9	北西	59. 3	-
3 月	9. 1	14. 1	4. 0	3. 2	北西	97. 1	-
4月	14. 5	19. 9	9. 1	3. 2	北西	98. 2	-
5月	19. 5	25. 0	14. 3	3. 2	南西	137.4	-
6月	23. 3	28. 1	19. 3	3. 0	南西	180.1	-
7月	27. 4	31.8	23.8	3. 0	南西	182.6	-
8月	28. 7	33.8	24.8	3. 2	南西	122.8	-
9月	24. 7	29. 6	20.7	3. 2	北北西	159. 2	-
10 月	18. 7	23.8	14. 2	2.9	北西	127. 1	-
11月	12. 7	17.8	7.8	2.6	北西	68. 5	-
12 月	7. 4	12. 1	2.8	2.6	北西	49. 6	-
全年	16. 4	21. 3	11. 9	3. 0	北西	1, 326. 3	_
統計期間	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	
(資料年数)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	

注: 当気象観測所では日照時間は測定されていない。

〔「気象統計情報」(気象庁 HP、閲覧:令和5年5月)より作成〕

第3.1.1-1表(4) 八尾地域気象観測所の月別平年値等

項目	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	最多風向	降水量	日照時間
月・年	(℃)	の平均 (℃)	の平均 (℃)	(m/s)	(方位)	(mm)	(時間)
1月	5. 5	9. 4	1. 4	3. 2	西	47. 1	_
2月	6. 3	10.5	2. 0	2. 9	西	63. 9	-
3 月	9.6	14. 5	4. 9	3. 0	西	99. 9	-
4月	14. 9	20.0	9.8	2. 9	西	88. 2	-
5月	20.0	25. 1	15. 1	2.8	西	117.8	_
6 月	23. 9	28. 4	20.0	2.6	西	149.0	-
7月	27. 7	31. 9	24. 2	2. 7	西	169.8	_
8月	29. 1	33. 7	25. 3	2.8	西	103. 1	-
9月	25. 2	29. 7	21. 3	2. 5	南東	137.4	_
10 月	19. 2	23.8	15. 0	2. 4	南東	142. 1	-
11月	13. 5	18. 0	9. 0	2. 3	南東	71. 9	ı
12 月	8. 0	12.0	3.8	3. 1	西	57. 1	ı
全年	16. 9	21. 4	12.6	2. 7	西	1, 263. 9	ı
統計期間	2003~2020	2003~2020	2003~2020	2003~2020	2003~2020	2003~2020	_
(資料年数)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	
注:当気象観測	所では日照時間	引は測定されて		統計情報」(気	〔象庁 HP、閲覧	:令和5年5月	引)より作成]



第3.1.1-1図 気象観測所の位置及び風配図

2. 大気質の状況

(1) 大気汚染発生源の状況

令和3年度の大阪市、堺市及び大阪府における「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)に基づく工場等の届出状況は、第3.1.1-2表のとおりである。大阪市ではばい煙が2,050工場・事業場、粉じんが85工場・事業場、堺市ではばい煙が414工場・事業場、粉じんが29工場・事業場、大阪府ではばい煙が4,621工場・事業場、粉じんが251工場・事業場となっている。

第3.1.1-2表 大気汚染防止法に基づく工場等の届出状況(令和3年度)

地域	工場・真	事業場数
地域	ばい煙	粉じん
大阪市	2, 050	85
堺市	414	29
大阪府	4, 621	251

「令和4(2022)年度版 大阪市環境白書」(大阪市、令和4年)「堺市環境白書 堺の環境2022年度版」(堺市、令和5年) 「大阪府環境白書 2022年版」(大阪府、令和5年) より作成

(2) 大気質の状況

大気質の状況については、対象事業実施区域を中心とする半径 20kmの範囲内(以下「20km圏内」という。)を既存資料により整理した。

令和 3、4 年度の 20km圏内における大気汚染常時監視測定局、並びに有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定地点は第 3.1.1-3 表、その位置は第 3.1.1-2 図のとおりである。大気汚染常時監視測定局は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)54 局及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)40 局の計 94 局があり、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の測定が行われている。

有害大気汚染物質の測定は、ベンゼン等の項目について、20km圏内の 19 地点で行われている。 また、ダイオキシン類の測定は、20km圏内の14 地点で行われている。

第3.1.1-3表(1) 大気汚染常時監視測定局の測定項目(今和3、4年度)

										測定	項目			
								常	"時監	視測	定		有	ダ
種別	市名	図中番号	測定局名 · 測定地点名	所在地	設置主体	用途地域	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	害大気汚染物質	/ イオキシン類
一般局 (5km 圏内)		1	南港中央公園	住之江区南港東 8-5	大阪市	準工	0	0		0	0	0		
		2	此花区役所	此花区春日出北 1-8-4	大阪市	住	0	0		0	0	0		
	大阪市	3	九条南小学校	西区九条南 2-13-17	大阪市	準工	0	0		0	0	0		
		4	平尾小学校	大正区平尾 2-21-28	大阪市	住	0	0		0	0	0	•	\bigcirc
一般局		5	今宮中学校	西成区花園北 1-8-32	大阪市	商		0		0		0		
(10km 圏内)		6	清江小学校	住之江区御崎 5-7-17	大阪市	住	0	\bigcirc		\bigcirc		\bigcirc		
(10KIII 图 F 1)		7	三宝	堺区三宝町 5-286	堺市	住	0	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc
	堺市	8	少林寺	堺区少林寺町東 4-1-1	堺市	住	\circ	\circ		\circ		\circ		
	2/111	9	石津	西区浜寺石津町中 2-3-28	堺市	住	\circ	0		0		0		
		10	浜寺	西区浜寺船尾町西 5-60	堺市	住	\circ	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc

第3.1.1-3表(2) 大気汚染常時監視測定局の測定項目(令和3、4年度)

報知 山名 山名 部皮固名・ 所在地 記載技作 報 京 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本											測定	項目			
情報									常	诗監	視測	定		有	H
1	種別	市名	中番		所在地	設置主体	用途地域	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	大気汚染物	イオキシン
13 投発子中学校 住店投稿子菓1-32 大阪市 商 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			11	北粉浜小学校	住之江区粉浜 1-5-48	大阪市	商		0		\circ	0			
13 根係十甲平校 住口は株所千東11-1-32 大阪市 協 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	4 Hr 🗆	大阪市	12						Ō						
## 14 ## ## ## ## ## ## ##			13	我孫子中学校	住吉区我孫子東 1-4-32	大阪市	商		0		\circ	0			
15 跨岸 四次 四次 四次 四次 四次 四次 四次 四	(10km)图 [7])	抽井	14		堺区南瓦町 3-1	堺市	商		\bigcirc		\circ				
17 野生小学校 徳川区野中北 1-11-26 大阪市 第二 1-12 1-1		19/11J	15						\bigcirc		\circ				
18 帯北小学校 比区管室町9-5 大阪市 商 ○ ○ ● 19 大宮中学校 比区管室1-7-11 大阪市 信 ○ ○ ○ ○ 21 整数小学校 数征区部2-4-7-11 元阪市 信 ○ ○ ○ 22 炭田北小学校 場別民第138-8-66 大阪市 住 ○ ○ ○ 23 総全中学校 生野区静田北3-13-41 大阪市 住 ○ ○ ○ 24 疾師中学校 生野区静田北3-13-41 大阪市 住 ○ ○ ○ 25 金岡南 北区金岡町 182-1 塚市 住 ○ ○ ○ 26 溪井 平区深井水池町 2314 塚市 住 ○ ○ ○ 28 美原 東区水井水池町 2314 塚市 住 ○ ○ ○ 29 支砂台 有区安シ3-34-1 塚市 住 ○ ○ ○ ○ 30 高石中学校 東州女心6-6-46 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ 30 高石市野高新浜 山田野 大阪市 住 ○ ○ ○ ○ 31 海石中学校 東州女心6-6-46 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ 32 東大津市後府 東省女心5-34-1 塚市 住 ○ ○ ○ ○ 34 採印田中央公園 東省女心5-34-1 坂市 住 ○ ○ ○ ○ ※大東市 35 東土中市役所 周1-1 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ 入尼市 35 八元市後府 成子中で対 成子中で対 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ 入尼市 35 八元市後府 日1-1 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ 入尼市 35 東土中市(政府 田1-1 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 小田市 34 紫和田中央公園 周1-1 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 小田市 大阪市西保隆セ ケーマーマー 東土の市 市 市 市 市 市 市 市 市 市			16		西淀川区大和田 6-13-6	大阪市									\circ
大阪市 19 大宮中学校 相区中宮 4-7-11 大阪市 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			17					\circ	\circ		\circ	\circ	\circ		
大阪市 20 国政大阪 中央区大手前 4-1-67 関連名			18						\circ		\circ	0			
21 整野小学校								_							Ш
22 次田北小学校 競見医第38-8-66 大阪市 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		大阪市						_)	\circ	0				
23 株学中学校 生野区勝山北3-13-44 大阪市 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					.,			\circ				\circ	_		Ш
24 無路中学校 平野区平野商 3-4-7								_)		_)		Ш
##								-	_			\circ	_		
#市 26 深井 中区深井水池町 3214 堺市 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									_		~)	•	\circ
#市 27 極美丘 東区大美野 135 堺市 住 ○ ○ ○ ● 28 美原 美原区小平尾 390 堺市 住 ○ ○ ○ ● 29 若处台 南区若松台 3-34-1 堺市 住 ○ ○ ○ ○ ● 30 高石中学校 東羽衣 6-6-45 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ● 14 別所 第六津市 32 泉大津市役所 東羽衣 6-6-45 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								\circ	_		_	_)		Ш
28 美原									_		_	\circ			Ш
29 若松台 南区若松台 3-34-1 堺市 住 ○ ○ ○ ●		堺市)				_		Ш
高石市 高石市 京石市学校 東羽衣 6-6-45 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									_		0		\circ		Ш
高石市 31 高石消防署高師浜 高師浜 4-15-34 高石市 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								~	_		~	0	_	•	Ш
泉大津市 32 泉大津市役所 東雲町 9-12 大阪府 準工 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			30		東羽衣 6-6-45	大阪府	住	\circ	\circ		\circ	0	0		Ш
和泉市 33 縁ケ丘小学校 縁ケ丘 3-4-1 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		高石市	31		高師浜 4-15-34	高石市	住	0	0		0		0		
和泉市 33 緑ケ丘小学校 緑ケ丘 3-4-1 大阪府 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		泉大津市	32	泉大津市役所	東雲町 9-12	大阪府	準工		\circ		0	0	\circ	0	\circ
一般局			33	緑ケ丘小学校	緑ケ丘 3-4-1		住		0		0	0	0		
八尾市 36 八尾市保健所 清水町 1-2-5 八尾市 南 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		岸和田市	34		西之内町 279-2			\circ	0		0		0		
東大阪市 37 東大阪市西保健セン 京井田元町 2-8-27 東大阪市 商 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		藤井寺市	35	藤井寺市役所	岡 1-1-1	大阪府	住		\circ		\circ	0	\circ	0	\bigcirc
東大阪市 37 ター 高井田元明 2-8-27 東大阪市 南 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		八尾市	36	八尾市保健所	清水町 1-2-5	八尾市	商	\circ	0		\circ	\circ	0	•	\circ
中の		東大阪市	37		高井田元町 2-8-27	東大阪市	商	0	0		0	0	0	•	
吹田市 39 吹田市垂水 垂水町 3-32-50 吹田市 商 ○ ○ ○ ● ●中市 40 豊中市 世末 ○ ○ ● ○ ○	(20km 圏内)	守口市	38	西部コミュニティセンター	文園町8番8号	大阪府	商		\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		
豊中市 40 豊中市千成 千成町 2-2-65 豊中市 準工 ○ ○ ○ ● ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			39	吹田市垂水					-						
日本語		豊中市	40	豊中市千成	千成町 2-2-65			\circ	Ō		Ō	\circ		•	\circ
Remain Remain			41	南部(琴ノ浦高校)	北城内 47-1	尼崎市	住	Ō	Ō		Õ		Ō		
Rumin		口战士	42	中部 (国設尼崎)	東難波町4丁目9-12			_	_	0	-	0	_		
伊丹市 44 伊丹市役所 千僧1丁目1番地 兵庫県 住 ○			43	北部(市立立花北小	栗山町2丁目6-1	尼崎市		0	0		0		0		
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		伊丹市	44	1 1/1/		兵庫県	住		\cap		\cap	\cap	\cap		
西宮市 46 浜甲子園 浜甲子園2丁目16番23号 西宮市 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○															
西宮市 47 瓦木公民館 瓦林町8番1号 西宮市 住 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								\bigcirc	-	\cap	-	\cap	-		
48 西宮市役所		西宮市						Ť	_		_		_		
49 甲陵中学校 上甲東園2丁目11番20号 西宮市 住 ○ ○ 宝塚市 50 高司中学校 高司2丁目3番1号 兵庫県 住 ○ ○ 51 朝日ヶ丘小学校 朝日ヶ丘町10番10号 兵庫県 住 ○ ○ 52 打出浜小学校 新浜町8-2 芦屋市 住 ○ ○ 53 潮見小学校 潮見町1-2 芦屋市 住 ○ ○ 54 東灘 東灘区住吉東町5丁目 神戸市 商 ○ ○ 55 住吉南 東灘区住吉南町1丁目 神戸市 住 ○ ○ 56 攤浜 灘区新在家南町5丁目 神戸市 商 ○ ○ 57 攤 灘区神/木通3丁目 神戸市 店 ○ ○ 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中6丁目 神戸市 住 ○ ○								0			-		Ō		
宝塚市 50 高司中学校 高司2丁目3番1号 兵庫県 住 ○ ○ ○ 51 朝日ヶ丘小学校 朝日ヶ丘町10番10号 兵庫県 住 ○ ○ ○ 52 打出浜小学校 新浜町8-2 芦屋市 住 ○ ○ ○ 53 潮見小学校 潮見町1-2 芦屋市 住 ○ ○ ○ 54 東灘 東灘区住吉東町5丁目 神戸市 商 ○ ○ ○ 55 住吉南 東灘区住吉南町1丁目 神戸市 住 ○ ○ ○ 56 攤浜 灘区神/木通3丁目 神戸市 商 ○ ○ ○ 57 攤 灘区神/木通3丁目 神戸市 住 ○ ○ ○ 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中6丁目 神戸市 住 ○ ○ ○									-)		
万量市 51 朝日ヶ丘小学校 朝日ヶ丘町10番10号 兵庫県 住 ○ ○ ○ 52 打出浜小学校 新浜町8-2 芦屋市 住 ○ ○ ○ 53 潮見小学校 潮見町1-2 芦屋市 住 ○ ○ ○ 54 東灘 東灘区住吉東町5丁目 神戸市 商 ○ ○ ○ 55 住吉南 東灘区住吉南町1丁目 神戸市 住 ○ ○ ○ 56 攤浜 攤区新在家南町5丁目 神戸市 南 ○ ○ ○ 57 攤 攤区神/木通3丁目 神戸市 白 ○ ○ ○ 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中6丁目 神戸市 住 ○ ○ ○		宝塚市						_	_		_	0	-		
芦屋市 52 打出浜小学校 新浜町 8-2 芦屋市 住 ○ ○ 53 潮見小学校 潮見町 1-2 芦屋市 住 ○ ○ 54 東灘 東灘区住吉東町 5 丁目 神戸市 商 ○ ○ 55 住吉南 東灘区住吉南町 1 丁目 神戸市 住 ○ ○ 56 攤浜 攤区新在家南町 5 丁目 神戸市 増工 ○ ○ 57 攤 攤区神/木通 3 丁目 神戸市 店 ○ ○ 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中 6 丁目 神戸市 住 ○ ○			51					Ĺ	_		-		_		
53 潮見小学校 潮見町 1-2 芦屋市 住 ○ ○ ○ 54 東灘 東灘区住吉東町 5 丁目 神戸市 商 ○ ○ ○ 55 住吉南 東灘区住吉南町 1 丁目 神戸市 住 ○ ○ 56 攤浜 攤区新在家南町 5 丁目 神戸市 増戸市 商 ○ ○ 57 攤 攤区神/木通 3 丁目 神戸市 府 ○ ○ ○ 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中 6 丁目 神戸市 住 ○ ○ ○		芦屋市	52					\circ	Ō		Ō		Ĺ		
神戸市 54 東灘 東灘区住吉東町5丁目 神戸市 商 ○ ○ ○ 55 住吉南 東灘区住吉南町1丁目 神戸市 住 ○ ○ ○ 56 攤浜 攤区新在家南町5丁目 神戸市 準工 ○ ○ ○ 57 攤 攤区神/木通3丁目 神戸市 商 ○ ○ ○ 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中6丁目 神戸市 住 ○ ○ ○															
神戸市 55 住吉南 東灘区住吉南町1丁目 神戸市 住 ○ 56 攤浜 攤区新在家南町5丁目 神戸市 準工 ○ ○ 57 攤 攤区神/木通3丁目 神戸市 商 ○ ○ 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中6丁目 神戸市 住 ○ ○			54									0	0		
神戸市 56 難浜 灘区新在家南町5丁目 神戸市 準工 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									0						
第四 第四 難区神/木通3丁目 神戸市 商 〇 〇 〇 58 六甲アイランド 東灘区向洋町中6丁目 神戸市 住 〇 〇 〇		4.4						\circ			0	0			
58 六甲アイランド 東灘区向洋町中6丁目 神戸市 住 〇 〇 〇		神戸市					-	Ť	-		-		\bigcirc		
								\bigcirc	-		Õ	_	Ť		
			59	港島	中央区港島中町8丁目	神戸市	準工		0		0	0	0		H

第3.1.1-3表(3) 大気汚染常時監視測定局の測定項目(令和3、4年度)

										測定	項目			
								常	時監	視測	定		有	ダ
種別	市名	図中番号	測定局名・ 測定地点名	所在地	設置主体	用途地域	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	害大気汚染物質	アイオキシン類
		60	出来島小学校	西淀川区出来島 2-2-24	大阪市	住	\bigcirc	\circ	0	0	0	0	•	
	1.7C+	61	海老江西小学校	福島区海老江 8-1-10	大阪市	商	\circ	0		0				
	大阪市	62	梅田新道	北区西天満 2-7-9	大阪市	商		0	0	0				
		63	上新庄交差点	東淀川区上新庄 2-4-15 先	大阪市	住		0						
		64		旭区新森 6-3-13	大阪市	住		0		\circ	0			
	⊥. ∀⊏ `	65	茨田中学校	鶴見区諸口 3-4-44	大阪市	商		\circ		\circ				
	大阪市	66	今里交差点	東成区大今里西 3-3-11	大阪市	商		0	0	0				
		67	杭全町交差点	東住吉区杭全 2-13-6 先	大阪市	準工		0		0	0			
		68	常磐浜寺	北区新金岡町 4-1-9	堺市	商		0		0				
	лн 1 г	69	中環石原	東区石原町 1-20-1	堺市	準工		0	0	0	0		•	
	堺市	70	阪和深井畑山	中区深井東町 2661-3	堺市	商		0		0				
		71	美原丹上	美原区丹上 329-1	堺市	準工		0	0	0	0			\bigcirc
	高石市	72	カモドール MBS	西取石 6-11-1	大阪府	住		0		0	0		\circ	
	岸和田市	73	天の川下水ポンプ場	春木大国町 8-20	大阪府	住		0		0				
	松原市	74	松原北小学校	阿保 1-16-3	大阪府	商		0		\circ	0			
	ı, p ±	75	久宝寺緑地	西久宝寺 651	八尾市	住		\circ		0				
	八尾市	76	太子堂	南太子堂 2-4-7	八尾市	住		0		\circ			•	
自排局 (20km圏内)	東大阪市	77	東大阪市環境衛生 検査センター	西岩田 3-3-2	東大阪市	商	0	0	0	0	\circ	0	•	0
	守口市	78	淀川工科高校	京阪本通 2-62	大阪府	商		0		0	0		0	\circ
	吹田市	79	吹田簡易裁判所	寿町 1-5-5	吹田市	商	\circ	\circ	0	0	0		•	\circ
	豊中市	80	豊中市役所	中桜塚 3-1-1	豊中市	商	\circ	0	\bigcirc	\bigcirc		0	•	\circ
		81	国設尼崎自排	東本町4丁目47番地先	環境省	準工			\bigcirc		0			
		82	園和小学校	東園田町4丁目79	尼崎市	住		\circ						
	尼崎市	83	上坂部西公園	東塚口町2丁目2	尼崎市	住		\circ		\circ	\circ			
	\□ htl 111	84	砂田こども広場	南塚口町7丁目17	尼崎市	住		\circ	\circ	\circ	\circ			
		85	浜田	大庄北5丁目2-1地先	尼崎市	住		\circ						
		86	武庫川	武庫川町1丁目25	尼崎市	住		\circ	\circ	\circ	\circ			
	尼崎市	87	武庫荘総合高校	武庫之荘8丁目31-1	尼崎市	住		\circ		\circ	\circ			
		88	甲子園	甲子園7番町15番7号	西宮市	商		\circ	\circ	\circ	\circ			
	西宮市	89	津門川	津門川町 6 番 20 号	西宮市	商		\circ	\circ	\circ	\circ			
		90	六湛寺	六湛寺町 10 番 3 号	西宮市	商		\circ	\circ	\circ				
	伊丹市	91	緑ヶ丘	高台4丁目の5	兵庫県	準工	\circ	\circ	0	0	0			
	芦屋市	92	打出	打出町2番13号	兵庫県	商	0	0	\circ	0	\circ			
		93	宮川小学校	浜町 1-9	芦屋市	住	\circ	0		0			•	
	神戸市	94	魚崎	東灘区魚崎南町6丁目	神戸市	住		\bigcirc	(A T	\circ	\circ			

- 注:1. 測定項目欄の「●」は令和3年度(令和4年3月31日現在)、「○」は令和4年度(令和5年3月31日現在)の測定状況を示す。
 - 2. 図中番号は、第3.1.1-2図を参照。
 - 3. 用途地域は、次のとおりである。

住 : 「都市計画法」 (昭和43年法律第100号) 第8条に定めるもののうち、第1種、第2種低層住居 専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域及び準住居地域に該当す る地域

商 :同条に定めるもののうち、近隣商業地域及び商業地域に該当する地域

準工:同条に定めるもののうち、準工業地域に該当する地域

「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)

「ひょうごの大気環境(大気汚染常時監視データ)」(兵庫県HP、閲覧:令和5年9月)

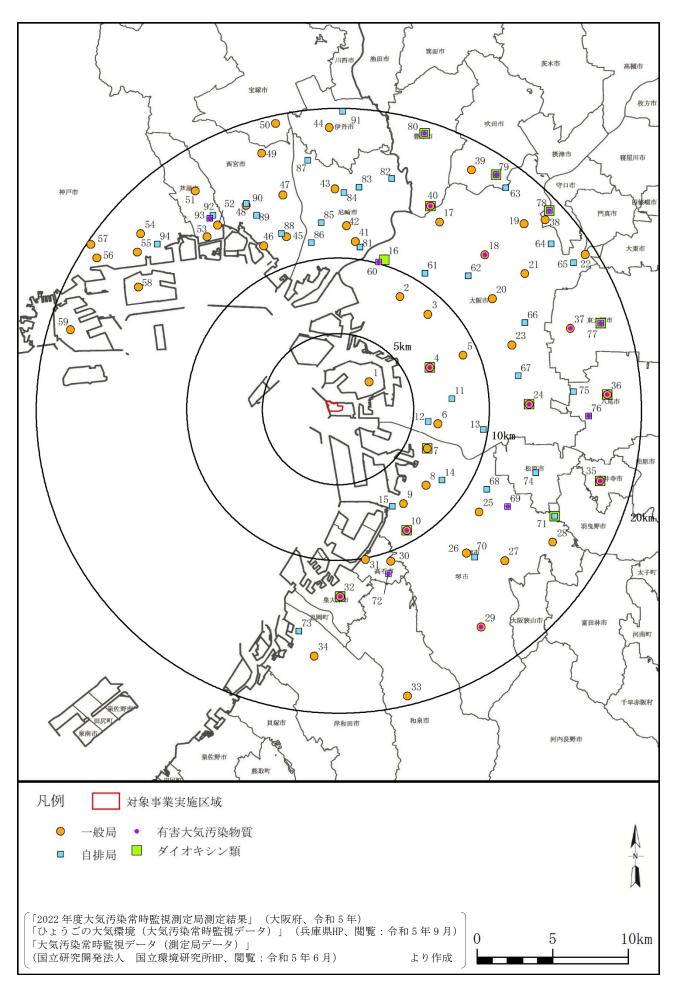
「令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)

「大阪府環境白書 2022年版」(大阪府、令和5年)

「大気・水質等常時監視結果(令和4年度)」(兵庫県、令和5年)

「有害大気汚染物質モニタリング調査」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)

より作成



第3.1.1-2図 大気汚染常時監視測定局の位置

① 二酸化硫黄(SO₂)

令和 4 年度の 20km圏内における二酸化硫黄の測定結果は第 3.1.1-4 表のとおりであり、一般局 34 局及び自排局 8 局の計 42 局で測定が行われている。一般局では年平均値は 0.001~0.005ppm、1 時間値の最高値は 0.007~0.093ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002~0.011ppm、自排局では年 平均値は 0.001~0.004ppm、1 時間値の最高値は 0.007~0.021ppm、日平均値の 2%除外値は 0.002~0.007ppmとなっている。環境基準の長期的評価*¹ 及び短期的評価*² は、すべての測定局 (有効測定局でない一般局 7 局、自排局 2 局を除く)で適合している。

また、平成 30~令和 4 年度の対象事業実施区域を中心とする半径 10kmの範囲内(以下「10km圏内」という。)における一般局(9局)の年平均値の経年変化は第 3.1.1-5 表及び第 3.1.1-3 図のとおりであり、減少傾向で推移している。

- *1 環境基準の長期的評価:1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
- *2 環境基準の短期的評価:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

第3.1.1-4表(1) 二酸化硫黄の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを超 えた日数 (日)	環境基準の 短期的評価 適○否×	日平均値 の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無 有×無○	環境基準の 長期的評価 適○否×
一般局				(ppiii)	(ррш)	()	過○日ハ	(ррш)	H V O	過〇日八
(5km 圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.004	0. 017	0	0	0. 007	0	0
	大阪市	2	此花区役所	0.004	0.027	0	0	0.008	0	0
	大阪市	3	九条南小学校	0.003	0.017	0	0	0.005	0	_
	大阪市	4	平尾小学校	0.004	0.022	0	0	0.007	0	_
一般局	大阪市	6	清江小学校	0.004	0.078	0	0	0.007	0	_
(10km 圏内)	堺市	7	三宝	0.002	0.093	0	0	0.003	0	0
	堺市	8	少林寺	0.002	0.050	0	0	0.003	0	0
	堺市	9	石津	0.002	0.017	0	0	0.003	0	0
	堺市	10	浜寺	0.001	0.011	0	0	0.003	0	0
	大阪市	17	野中小学校	0.005	0.016	0	0	0.007	0	=
	大阪市	19	大宮中学校	0.004	0.012	0	0	0.005	0	_
	大阪市	20	国設大阪	0.001	0.009	0	0	0.002	0	0
	大阪市	21	聖賢小学校	0.004	0.012	0	0	0.006	0	0
	大阪市	23	桃谷中学校	0.003	0.012	0	0	0.005	0	_
	大阪市	24	摂陽中学校	0.004	0.028	0	0	0.011	0	0
	堺市	25	金岡南	0.001	0.007	0	0	0.002	0	0
	堺市	29	若松台	0.001	0.010	0	0	0.002	0	0
	高石市	30	高石中学校	0.001	0.010	0	0	0.003	0	0
	高石市	31	高石消防署高師浜出張所	0.004	0.016	0	0	0.007	0	0
	岸和田市	34	岸和田中央公園	0.001	0.014	0	0	0.002	0	0
一般局	八尾市	36	八尾市保健所	0.001	0.025	0	0	0.003	0	0
(20km 圏内)	東大阪市	37	東大阪市西保健 センター	0.004	0. 015	0	0	0.008	0	0
	豊中市	40	豊中市千成	0.003	0.014	0	0	0.005	0	0
	尼崎市	41	南部(琴ノ浦高校)	0.001	0.011	0	0	0.002	0	_
	尼崎市	42	中部(国設尼崎)	0.001	0.012	0	0	0.002	0	0
	尼崎市	43	北部 (市立立花11)学校)	0.001	0.014	0	0	0.002	0	0
	西宮市	46	浜甲子園	0.001	0.013	0	0	0.002	0	0
	西宮市	48	西宮市役所	0.001	0.008	0	0	0.002	0	0
	西宮市	49	甲陵中学校	0.001	0.009	0	0	0.003	0	0
	宝塚市	50	高司中学校	0.001	0.009	0	0	0.002	0	0
	芦屋市	52	打出浜小学校	0.001	0.009	0	0	0.003	0	0
	芦屋市	53	潮見小学校	0.001	0.011	0	0	0.003	0	0

第3.1.1-4表(2) 二酸化硫黄の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値が 0.04ppm を超 えた日数	環境基準の 短期的評価	日平均値 の2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価
				(ppm)	(ppm)	(目)	適〇否×	(ppm)	有×無○	適〇否×
一般局	神戸市	56	灘浜	0.001	0.008	0	0	0.002	0	0
(20km 圏内)	神戸市	58	六甲アイランド	0.001	0.010	0	0	0.003	0	0
	大阪市	60	出来島小学校	0.004	0.010	0	0	0.005	0	0
	大阪市	61	海老江西小学校	0.003	0.021	0	0	0.007	0	_
5 Hr E	東大阪市	77	東大阪市環境衛生検査 センター	0.001	0.007	0	0	0.002	0	0
自排局	吹田市	79	吹田簡易裁判所	0.001	0.010	0	0	0.002	0	0
(20km圏内)	豊中市	80	豊中市役所	0.001	0.010	0	0	0.002	0	0
	伊丹市	91	緑ヶ丘	0.001	0.008	0	0	0.002	0	_
	芦屋市	92	打出	0.001	0.010	0	0	0.002	0	0
	芦屋市	93	宮川小学校	0.001	0.010	0	0	0.002	0	0

- 注:1. 図中番号は、第3.1.1-2図を参照。
 - 2. 環境基準の長期的評価欄の「一」は、有効測定局(年間の測定時間が 6,000 時間以上)でないことを示す。

「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)

「ひょうごの大気環境(大気汚染常時監視データ)」(兵庫県HP、閲覧:令和5年9月)より作成

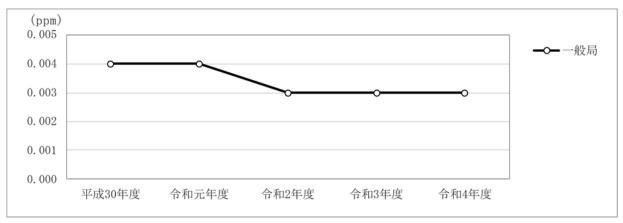
第3.1.1-5表 二酸化硫黄 (年平均値) の経年変化 (平成30~令和4年度)

(単位: ppm)

								(中国·bhiii)
種別	市名	図中 番号	測定局名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局 (5km圏内)		1	南港中央公園	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004
	±17€±	2	此花区役所	0.003	0.005	0.003	0.004	0.004
	大阪市	3	九条南小学校	0.005	0.004	0.003	0.002	(0.003)
		4	平尾小学校	0.003	0.003	0.004	0.004	(0.004)
一般局		6	清江小学校	0.006	0.005	0.005	0.004	(0.004)
(10km圏内)		7	三宝	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002
	堺市	8	少林寺	0.003	0.002	0.001	0.001	0.002
	40111	9	石津	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002
		10	浜寺	0.005	0.004	0.002	0.001	0.001

- 注:1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。
 - 2. 図中番号は、第3.1.1-2 図を参照。
 - 3. ()は、有効測定局(年間の測定時間が6,000時間以上)でないことを示す。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]



第3.1.1-3 図 二酸化硫黄 (年平均値) の経年変化 (平成30~令和4年度)

注:10km圏内の測定局における年平均値の平均を示す(ただし、有効測定局でない測定局は除く)。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]

② 二酸化窒素(NO2)

令和 4 年度の 20km圏内における二酸化窒素の測定結果は第 3.1.1-6 表のとおりであり、一般局 53 局及び自排局 39 局の計 92 局で測定が行われている。一般局では年平均値は $0.006 \sim 0.019$ ppm、1 時間値の最高値は $0.047 \sim 0.120$ ppm、日平均値の年間 98%値は $0.013 \sim 0.044$ ppmであり、自排局では年平均値は $0.011 \sim 0.02$ ppm、1 時間値の最高値は $0.052 \sim 0.109$ ppm、日平均値の年間 98%値は $0.024 \sim 0.041$ ppmとなっている。環境基準の評価*1 は、すべての測定局(有効測定局でない一般局 3 局、自排局 6 局を除く)で適合している。

また、平成 30~令和 4 年度の 10 km圏内における一般局(10 局)及び自排局(5 局)の年平均値の経年変化は第 3.1.1-7 表及び第 3.1.1-4 図のとおりであり、一般局、自排局ともに近年はほぼ横ばい状態で推移している。

*1 環境基準の評価:1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

[環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること]

第3.1.1-6表(1) 二酸化窒素の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1 時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを超え た日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数	日平均値の 年間 98%値	環境基準 の評価
				(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	適○否×
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.019	0. 082	0	12	0.041	0
	大阪市	2	此花区役所	0.017	0.082	0	3	0.037	0
	大阪市	3	九条南小学校	0.016	0.078	0	5	0.037	0
	大阪市	4	平尾小学校	0.016	0.077	0	3	0.039	0
一般局	大阪市	5	今宮中学校	0.015	0.077	0	2	0.036	0
一版 同 (10km)署内)	大阪市	6	清江小学校	0.015	0.076	0	2	0.034	0
(1014112)	堺市	7	三宝	0.016	0.069	0	2	0.032	0
	堺市	8	少林寺	0.013	0.063	0	1	0.030	0
	堺市	9	石津	0.015	0.065	0	1	0.032	0
	堺市	10	浜寺	0.013	0.064	0	0	0.027	0
	大阪市	11	北粉浜小学校	0.017	0.075	0	2	0.035	0
自排局	大阪市	12	住之江交差点	0.020	0.074	0	4	0.038	0
日かり (10km)圏内)	大阪市	13	我孫子中学校	0.013	0.052	0	0	0.024	_
(10,111,121,1)	堺市	14	堺市役所	0.017	0.065	0	1	0.032	0
	堺市	15	湾岸	0.019	0.075	0	3	0.034	0
	大阪市	17	野中小学校	0.013	0.074	0	1	0.032	0
	大阪市	18	菅北小学校	0.011	0.061	0	0	0.022	_
	大阪市	19	大宮中学校	0.013	0.077	0	0	0.032	0
	大阪市	20	国設大阪	0.015	0.062	0	0	0.028	_
	大阪市	21	聖賢小学校	0.013	0.070	0	0	0.033	0
	大阪市	22	茨田北小学校	0.018	0.071	0	0	0.035	_
	大阪市	23	桃谷中学校	0.013	0.074	0	0	0.033	0
	大阪市	24	摂陽中学校	0.014	0.073	0	3	0.032	0
	堺市	25	金岡南	0.011	0.056	0	0	0.024	0
	堺市	26	深井	0.011	0.062	0	0	0.024	0
一般局	堺市	27	登美丘	0.010	0.059	0	0	0.021	0
(20km圏内)	堺市	28	美原	0.011	0.059	0	0	0.021	0
	堺市	29	若松台	0.007	0.055	0	0	0.014	0
	高石市	30	高石中学校	0.011	0.056	0	0	0.025	0
	高石市	31	高石消防署高師浜 出張所	0.014	0.063	0	0	0.029	0
	泉大津市	32	泉大津市役所	0.011	0.065	0	0	0.025	0
	和泉市	33	緑ケ丘小学校	0.006	0.047	0	0	0.013	0
	岸和田市	34	岸和田中央公園	0.009	0.055	0	0	0.021	0
[藤井寺市	35	藤井寺市役所	0.010	0.058	0	0	0.021	0
Ī	八尾市	36	八尾市保健所	0.011	0.059	0	1	0.031	0
	東大阪市	37	東大阪市西保健センター	0.012	0.065	0	3	0.032	0

第3.1.1-6表(2) 二酸化窒素の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを超え た日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数	日平均値の 年間 98%値	環境基準 の評価
				(ppm)	(ppm)	(目)	(目)	(ppm)	適○否×
	守口市	38	西部コミュニティセンター	0.014	0.073	0	2	0.034	0
	吹田市	39	吹田市垂水	0.012	0.070	0	0	0.031	0
	豊中市	40	豊中市千成	0.012	0.062	0	0	0.030	0
	尼崎市	41	南部 (琴ノ浦高校)	0.017	0.120	1	11	0.043	0
	尼崎市	42	中部 (国設尼崎)	0.013	0.075	0	1	0.032	0
	尼崎市	43	北部(市立立花北小学校)	0.017	0. 115	1	10	0.044	0
	伊丹市	44	伊丹市役所	0.009	0.057	0	0	0.021	0
	西宮市	45	鳴尾支所	0.015	0.078	0	2	0.034	0
	西宮市	46	浜甲子園	0.012	0.070	0	1	0.029	0
	西宮市	47	瓦木公民館	0.012	0.069	0	0	0.027	0
一般局	西宮市	48	西宮市役所	0.011	0.070	0	1	0.027	0
(20km圏内)	西宮市	49	甲陵中学校	0.007	0.054	0	0	0.020	0
	宝塚市	50	高司中学校	0.008	0.052	0	0	0.022	0
	芦屋市	51	朝日ヶ丘小学校	0.008	0.058	0	0	0.021	0
	芦屋市	52	打出浜小学校	0.011	0.065	0	1	0.029	0
	芦屋市	53	潮見小学校	0.013	0.085	0	2	0.031	0
	神戸市	54	東灘	0.009	0.053	0	0	0.021	0
	神戸市	55	住吉南	0.014	0.063	0	1	0.031	0
	神戸市	56	難浜	0.014	0.061	0	1	0.031	0
	神戸市	57	難	0.009	0.059	0	0	0.024	0
	神戸市	58	六甲アイランド	0.014	0.062	0	1	0.031	0
	神戸市	59	港島	0, 014	0.074	0	2	0.031	0
	大阪市	60	出来島小学校	0, 021	0. 089	0	14	0, 041	0
	大阪市	61	海老江西小学校	0.017	0.080	0	2	0.035	0
	大阪市	62	梅田新道	0.018	0.073	0	0	0.038	0
	大阪市	63	上新庄交差点	0.014	0.055	0	0	0. 025	<u> </u>
	大阪市	64	新森小路小学校	0.011	0.068	0	4	0.038	0
	大阪市	65	茨田中学校	0. 015	0.052	0	0	0.028	
	大阪市	66	今里交差点	0. 022	0. 032	0	13	0.041	0
	大阪市	67	杭全町交差点	0. 020	0.071	0	6	0.038	0
	堺市	68	常磐浜寺	0. 020	0.062	0	0	0.030	0
	堺市	69	中環石原	0.019	0.074	0	2	0.036	0
	堺市	70	阪和深井畑山	0. 014	0.064	0	0	0. 029	0
	堺市	71	美原丹上	0.014	0.004	0	2	0. 031	0
	高石市	72	カモドールMBS	0.010	0.054	0	0	0. 027	0
	岸和田市	73	天の川下水ポンプ場	0.012	0.068	0	0	0.027	0
				0. 014	0.068	0	0	0. 028	0
自排局	松原市 八尾市	74 75	松原北小学校 久宝寺緑地	0. 012	0.057	0	5	0.025	0
(20km圏内)	八尾市	76	太子堂	0. 020	0.065	0	3	0.030	0
	東大阪市	77	東大阪市環境衛生検査センター	0.014	0.066	0	3	0.036	0
	守口市	78	淀川工科高校	0. 014	0.066	0	0	0.029	_
	吹田市	79	吹田簡易裁判所	0.014	0.068	0	0	0.033	0
	豊中市	80	豊中市役所	0.014	0.067	0	0	0.030	0
	尼崎市	82	園和小学校	0. 011	0.067	0	0	0.030	0
	尼崎市	83	上坂部西公園	0. 012	0.054	0	0	0.027	0
	尼崎市	84	砂田こども広場	0.013	0.059	0	1	0.026	0
	尼崎市	85	浜田	0.014	0.004	0	1	0. 031	0
	尼崎市	86	武庫川	0.013	0.071	0	7	0. 031	0
	尼崎市 尼崎市					1			
		87	武庫荘総合高校	0.019	0.086	0	3	0. 035	0
	西宮市	88	甲子園	0. 016	0.077	0	1	0. 032	0
	西宮市	89	津門川	0. 013	0.074	0	1	0. 030	0
	西宮市	90	六湛寺	0.012	0.066	0	0	0.028	0

第3.1.1-6表(3) 二酸化窒素の測定結果(令和4年度)

種別	種別 市名		測定局名	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppm を超え た日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数	日平均値の 年間 98%値	環境基準 の評価
		番号		(ppm)	(ppm)	(目)	(目)	(ppm)	適○否×
	伊丹市	91	緑ヶ丘	0.016	0.064	0	0	0.028	_
自排局	芦屋市	92	打出	0.018	0.073	0	1	0.036	_
(20km圏内)	芦屋市	93	宮川小学校	0.020	0.070	0	5	0.039	0
	神戸市	94	魚崎	0.016	0. 109	0	3	0.035	0

- 注:1. 図中番号は、第3.1.1-2 図を参照。
 - 2. 環境基準の評価欄の「一」は、有効測定局(年間の測定時間が6,000時間以上)でないことを示す。

「2022 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和 5 年) 「ひょうごの大気環境(大気汚染常時監視データ)」(兵庫県HP、閲覧:令和 5 年 9 月)より作成

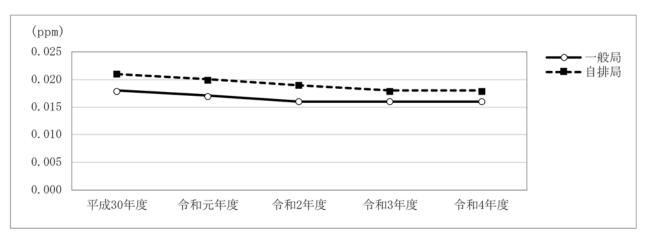
第3.1.1-7表 二酸化窒素(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

(単位:ppm)

								(+ ±. · ppm)
種別	市名	図中 番号	測定局名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局 (5km圏内)		1	南港中央公園	0.022	0.020	0.019	0.019	0.019
		2	此花区役所	0.020	0.019	0.017	0.018	0.017
	大阪市	3	九条南小学校	0.020	0.019	0.017	0.016	0.016
		4	平尾小学校	0.018	0.016	0.015	0.016	0.016
, ph. E.		5	今宮中学校	0.018	0.017	0.015	0.015	0.015
一般局 (10km圏内)		6	清江小学校	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015
(10Mile) 1		7	三宝	0.019	0.017	0.016	0.016	0.016
	堺市	8	少林寺	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013
	الالملام	9	石津	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
		10	浜寺	0.016	0.014	0.013	0.013	0.013
		11	北粉浜小学校	0.021	0.020	0.018	0.018	0.017
스 HL 므	大阪市	12	住之江交差点	0.025	0.024	0.021	0.021	0.020
自排局 (10㎞圏内)_		13	我孫子中学校	0.018	0.017	0.016	0.015	(0.013)
(TOIMILE) 1	堺市	14	堺市役所	0.020	0.019	(0.021)	0.017	0.017
Į,	ااالم	15	湾岸	0.023	0.021	0.020	0.019	0.019

- 注:1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。
 - 2. 図中番号は、第3.1.1-2図を参照。
 - 3. ()は、有効測定局(年間の測定時間が6,000時間以上)でないことを示す。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]



第3.1.1-4 図 二酸化窒素(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

注:10km圏内の測定局における年平均値の平均を示す(ただし、有効測定局でない測定局は除く)。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]

③ 一酸化炭素(CO)

令和 4 年度の 20km圏内における一酸化炭素の測定結果は第 3.1.1-8 表のとおりであり、一般局 3 局及び自排局 16 局の計 19 局で測定が行われている。一般局では年平均値は $0.2 \sim 0.3 ppm、1$ 時間値の最高値は $1.0 \sim 1.4 ppm$ 、日平均値の 2%除外値は 0.5 ppmであり、自排局では年平均値は $0.1 \sim 0.4 ppm、1$ 時間値の最高値は $0.8 \sim 5.5 ppm$ 、日平均値の 2%除外値は $0.4 \sim 0.6 ppm$ となっている。環境基準の長期的評価 *1 及び短期的評価 *2 は、すべての測定局(有効測定局でない自排局 1 局を除く)で適合している。

なお、10km圏内に一酸化炭素の測定局は存在しない。

- *1 環境基準の長期的評価:1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
- *2 環境基準の短期的評価:1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

第3.1.1-8表 一酸化炭素の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1 時間値 の最高値	8 時間値が 20ppm を超 えた回数	えた日数	V777 29 1 H 3 E F	日平均値の 2%除外値	日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価
				(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	適○否×	(ppm)	有×無○	適○否×
一般局	大阪市	20	国設大阪	0.3	1.0	0	0	0	0.5	0	0
(20km)圏内)	尼崎市	42	中部 (国政化崎)	0.2	1. 1	0	0	0	0.5	0	0
	西宮市	46	浜甲子園	0.3	1.4	0	0	0	0.5	0	0
	大阪市	60	出来島小学校	0.2	2. 2	0	0	0	0.4	0	0
	大阪市	62	梅田新道	0.4	1.8	0	0	0	0.6	0	0
	大阪市	66	今里交差点	0.3	3.5	0	0	0	0.6	0	0
	堺市	69	中環石原	0.3	1.2	0	0	0	0.6	0	0
	堺市	71	美原丹上	0.1	0.8	0	0	0	0.4	0	0
	東大阪市	77	東大阪市環境衛 生検査センター	0.3	1.2	0	0	0	0.6	0	0
4 HL 🗆	吹田市	79	吹田簡易裁判所	0.3	2.5	0	0	0	0.5	0	0
自排局	豊中市	80	豊中市役所	0.3	5.5	0	0	0	0.6	0	0
(20km圏内)	尼崎市	81	国設尼崎自排	0.4	1.5	0	0	0	0.6	0	0
	尼崎市	84	砂田こども広場	0.3	1.6	0	0	0	0.5	0	0
	尼崎市	86	武庫川	0.3	1.8	0	0	0	0.5	0	0
	西宮市	88	甲子園	0.2	1.2	0	0	0	0.5	0	0
	西宮市	89	津門川	0.2	1. 1	0	0	0	0.4	0	0
	西宮市	90	六湛寺	0.2	1.0	0	0	0	0.4	0	0
	伊丹市	91	緑ヶ丘	0.3	0.9	0	0	0	0.5	0	_
	芦屋市	92	打出	0.3	1.2	0	0	0	0.4	0	0

- 注:1. 図中番号は、第3.1.1-2図を参照。
 - 2. 環境基準の長期的評価欄の「一」は、有効測定局(年間の測定時間が6,000時間以上)でないことを示す。

「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)

「ひょうごの大気環境(大気汚染常時監視データ)」(兵庫県HP、閲覧:令和5年9月)より作成

④ 浮遊粒子状物質(SPM)

令和 4 年度の 20 km圏内における浮遊粒子状物質の測定結果は第 3.1.1 – 9 表のとおりであり、一般局 52 局及び自排局 35 局の計 87 局で測定が行われている。一般局では年平均値は 0.010 ~ 0.019 mg/m³、1 時間値の最高値は 0.048 ~ 0.194 mg/m³、日平均値の 2% 除外値は 0.022 ~ 0.041 mg/m³、自排局では年平均値は 0.011 ~ 0.019 mg/m³、1 時間値の最高値は 0.053 ~ 1 mg/m³、日平均値の 2% 除外値は 0.024 ~ 0.071 mg/m³ となっている。環境基準の長期的評価*1 は、すべての測定局(有効測定局でない一般局 6 局、自排局 5 局を除く)で適合しているが、短期的評価*2 は、自排局 1 局で適合していない。

また、平成 30~令和 4 年度の 10 km圏内における一般局(10 局)及び自排局(4 局)の年平均値の経年変化は第 3.1.1-10 表及び第 3.1.1-5 図のとおりであり、一般局、自排局ともに近年はほぼ横ばい状態で推移している。

- *1 環境基準の長期的評価:1日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値 が 0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。
- *2 環境基準の短期的評価:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

第3.1.1-9表(1) 浮遊粒子状物質の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1時間値の 最高値	1 時間値が 0. 20mg/m³を 超えた時間 数	日平均値が 0.10mg/m³を 超えた日数	環境基準の 短期的評価	日平均値 の 2% 除外値		環境基準の長期的評価
				(mg/m^3)	(mg/m^3)	(時間)	(日)	適○否×	(mg/m^3)	有×無○	適○否×
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.015	0. 110	0	0	0	0.032	0	0
	大阪市	2	此花区役所	0.017	0.190	0	0	0	0.036	0	0
	大阪市	3	九条南小学校	0.017	0.084	0	0	0	0.037	0	0
	大阪市	4	平尾小学校	0.017	0.101	0	0	0	0.039	0	0
一般局	大阪市	5	今宮中学校	0.015	0.079	0	0	0	0.031	0	_
(10km)署内)	大阪市	6	清江小学校	0.014	0.072	0	0	0	0.028	0	_
(10/4/1/2) 1/	堺市	7	三宝	0.017	0.088	0	0	0	0.033	0	0
	堺市	8	少林寺	0.014	0.072	0	0	0	0.029	0	0
	堺市	9	石津	0.014	0.118	0	0	0	0.028	0	0
	堺市	10	浜寺	0.016	0.069	0	0	0	0.030	0	0
	大阪市	11	北粉浜小学校	0.017	0.081	0	0	0	0.037	0	0
自排局	大阪市	13	我孫子中学校	0.014	0.097	0	0	0	0.031	0	0
(10km圏内)	堺市	14	堺市役所	0.015	0.065	0	0	0	0.029	0	0
	堺市	15	湾岸	0.017	0.098	0	0	0	0.035	0	0
	大阪市	17	野中小学校	0.014	0.097	0	0	0	0.029	0	0
	大阪市	18	菅北小学校	0.018	0.069	0	0	0	0.032	0	_
	大阪市	19	大宮中学校	0.014	0.097	0	0	0	0.027	0	_
	大阪市	20	国設大阪	0.015	0.104	0	0	0	0.027	0	0
	大阪市	21	聖賢小学校	0.014	0.078	0	0	0	0.028	0	0
	大阪市	22	茨田北小学校	0.014	0.072	0	0	0	0.028	0	_
	大阪市	23	桃谷中学校	0.018	0.160	0	0	0	0.041	0	0
一般局	大阪市	24	摂陽中学校	0.010	0.050	0	0	0	0.022	0	_
(20km圏内)	堺市	25	金岡南	0.015	0.068	0	0	0	0.029	0	0
	堺市	26	深井	0.014	0.111	0	0	0	0.027	0	0
	堺市	27	登美丘	0.015	0.069	0	0	0	0.028	0	0
	堺市	28	美原	0.016	0. 127	0	0	0	0.030	0	0
	堺市	29	若松台	0.013	0.048	0	0	0	0.025	0	0
	高石市	30	高石中学校	0.014	0.094	0	0	0	0.028	0	0
	高石市	31	高石消防署高師浜出張所	0.014	0.114	0	0	0	0.034	0	0
	泉大津市	32	泉大津市役所	0.014	0.075	0	0	0	0.028	0	0

第3.1.1-9表(2) 浮遊粒子状物質の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均值	1 時間値の 最高値 (mg/m³)	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた 時間数 (時間)	0.10mg/m^3	環境基準の 短期的評価 適○否×	日平均値 の 2% 除外値 (mg/m³)	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無 有×無○	環境基準の 長期的評価 適○否×
	和泉市	33	緑ケ丘小学校	0.013	0.092	0	0	0	0.025	0	0
	岸和田市	34	岸和田中央公園	0. 014	0. 089	0	0	0	0.026	0	0
	藤井寺市	35	藤井寺市役所	0. 014	0.063	0	0	0	0.020	0	0
	八尾市	36	八尾市保健所	0.013	0.002	0	0	0	0.029	0	0
	東大阪市	37	東大阪市西保健	0. 019	0.072	0	0	0	0.033	0	0
	守口市	38	センター 西部コミュニティセンター	0. 013	0.089	0	0	0	0. 025	0	0
	吹田市	39	吹田市垂水	0. 013	0.089	0	0	0	0.023	0	0
	豊中市	40	豊中市千成	0. 013	0.068	0	0	0	0.027	0	0
	尼崎市		南部 (琴ノ浦高校)	0.013	0.080	0	0	0	0.028	0	0
		41									
	尼崎市 尼崎市	42	中部(国設尼崎) 北部(市立立花北/学校)	0. 013	0.059	0	0	0	0. 025	0	0
		43		0. 013	0.064	0	0	0	0.029	0	0
一般局	伊丹市	44	伊丹市役所	0.014	0.067	0	0	0	0.029	0	0
(20km圏内)	西宮市	45	鳴尾支所	0.014	0.072	0	0	0	0.029	0	0
	西宮市	46	浜甲子園	0.014	0.072	0	0	0	0.032	0	0
	西宮市	47	瓦木公民館	0.014	0.078	0	0	0	0.031	0	0
	西宮市	48	西宮市役所	0.016	0.095	0	0	0	0.035	0	0
	西宮市	49	甲陵中学校	0.016	0.094	0	0	0	0.033	0	0
	宝塚市	50	高司中学校	0.013	0.082	0	0	0	0.026	0	0
	芦屋市	51	朝日ヶ丘小学校	0.014	0.086	0	0	0	0.031	0	0
	芦屋市	52	打出浜小学校	0.014	0.074	0	0	0	0.030	0	0
	芦屋市	53	潮見小学校	0.013	0.073	0	0	0	0.028	0	0
	神戸市	54	東灘	0.012	0.078	0	0	0	0.029	0	0
	神戸市	56	灘浜	0.011	0.101	0	0	0	0.027	0	0
	神戸市	57	灘	0.012	0.074	0	0	0	0.025	0	0
	神戸市	58	六甲アイランド	0.013	0.194	0	0	0	0.034	0	0
	神戸市	59	港島	0.013	0.081	0	0	0	0.030	0	0
	大阪市	60	出来島小学校	0.016	0. 197	0	0	0	0.034	0	0
	大阪市	61	海老江西小学校	0.017	0.198	0	0	0	0.046	0	=
	大阪市	62	梅田新道	0.017	0.172	0	0	0	0.027	0	_
	大阪市	64	新森小路小学校	0.014	0.088	0	0	0	0.028	0	0
	大阪市	65	茨田中学校	0.018	0.113	0	0	0	0.039	0	_
	大阪市	66	今里交差点	0.017	0.118	0	0	0	0.034	0	_
	大阪市	67	杭全町交差点	0.017	0.097	0	0	0	0.032	0	_
	堺市	68	常磐浜寺	0.016	0.070	0	0	0	0.029	0	0
	堺市	69	中環石原	0. 016	0.073	0	0	0	0.029	0	0
	堺市	70	阪和深井畑山	0. 014	0.064	0	0	0	0.027	0	0
	堺市	71	美原丹上	0. 016	0.064	0	0	0	0.029	Ö	Ö
	高石市	72	カモドールMBS	0. 015	0.089	0	0	0	0.028	0	0
	岸和田市	73	天の川下水ポンプ場	0. 015	0. 075	0	0	0	0.030	0	0
自排局	松原市	74	松原北小学校	0. 014	0.068	0	0	0	0.027	0	0
(20km圏内)	八尾市	75	久宝寺緑地	0. 014	0.076	0	0	0	0.030	0	0
	八尾市	76	太子堂	0. 015	0.076	0	0	0	0.030	0	0
	東大阪市		東大阪市環境衛生検査			0			0.030	0	
	守口市	77 78	センター 淀川工科高校	0. 011	0.060	0	0	0	0. 024	0	0
	吹田市	79	吹田簡易裁判所	0. 013	0.077	0	0	0	0.026	Ö	Ö
	豊中市	80	豊中市役所	0. 014	0.068	0	0	0	0.025	0	0
	尼崎市	83	上坂部西公園	0. 011	0.064	0	0	0	0.044	0	0
	尼崎市	84	砂田こども広場	0. 013	0. 162	0	0	0	0.044	0	0
	尼崎市	86	武庫川	0.016	0. 102	0	0	0	0.071	0	0
	尼崎市	87	武庫荘総合高校	0.014	0.075	0	0	0	0.069	0	0
								l		0	0
	西宮市	88	甲子園	0. 013	0.077	0	0	0	0.051		
	西宮市	89	津門川	0.014	0.073	0	0	0	0.056	0	0
	西宮市	90	六湛寺	0. 015	0. 101	0	0	0	0.067	0	0

第3.1.1-9表(3) 浮遊粒子状物質の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	1 時間値の 最高値	1 時間値が 0. 20mg/m³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日 数	環境基準の 短期的評価	日平均値 の 2% 除外値		環境基準の 長期的評価
				(mg/m^3)	(mg/m^3)	(時間)	(日)	適○否×	(mg/m^3)	有×無〇	適〇否×
	伊丹市	91	緑ヶ丘	0.019	1.000	1	0	×	0.070	0	0
自排局	芦屋市	92	打出	0.012	0.082	0	0	0	0.061	0	0
(20km圏内)	芦屋市	93	宮川小学校	0.014	0.076	0	0	0	0.058	0	0
	神戸市	94	魚崎	0.011	0.053	0	0	0	0.030	0	0

注:1. 図中番号は、第3.1.1-2 図を参照。

2. 環境基準の長期的評価欄の「一」は、有効測定局(年間の測定時間が 6,000 時間以上)でないことを示す。

「2022 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和 5 年) 「ひょうごの大気環境(大気汚染常時監視データ)」(兵庫県HP、閲覧:令和 5 年 9 月)より作成

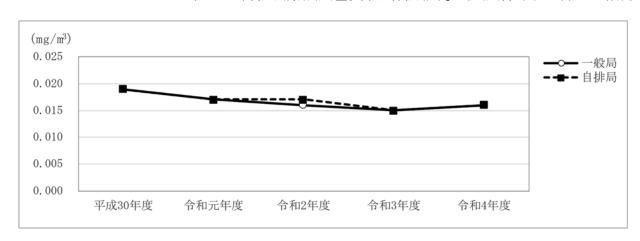
第3.1.1-10表 浮遊粒子状物質(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

(単位:mg/m³)

種別	市名	図中 番号	測定局名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局 (5km圏内)		1	南港中央公園	0.017	0.016	0.015	0.014	0.015
		2	此花区役所	0.018	0.016	0.016	0.015	0.017
	大阪市	3	九条南小学校	0.026	0.022	0.021	0.017	0.017
	3 41,741	4	平尾小学校	0.019	0.016	0.016	0.015	0.017
一般局		5	今宮中学校	0.018	0.016	0.015	0.013	(0.015)
10km圏内		6	清江小学校	0.017	0.014	0.015	0.014	(0.014)
		7	三宝	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017
	堺市	8	少林寺	0.018	0.015	0.016	0.013	0.014
	4/111	9	石津	0.020	0.016	0.015	0.013	0.014
		10	浜寺	0.019	0.016	0.017	0.015	0.016
	大阪市	11	北粉浜小学校	0.020	0.018	0.018	0.015	0.017
自排局		13	我孫子中学校	0.018	0.015	0.015	0.013	0.014
(10km圏内)	堺市	14	堺市役所	0.017	0.016	(0.014)	0.014	0.015
	40,111	15	湾岸	0.020	0.017	0.017	0.016	0.017

- 注:1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。
 - 2. 図中番号は、第3.1.1-2図を参照。
 - 3. ()は、有効測定局(年間の測定時間が6,000時間以上)でないことを示す。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]



第3.1.1-5図 浮遊粒子状物質(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

注:10km圏内の測定局における年平均値の平均を示す(ただし、有効測定局でない測定局は除く)。 〔「2022 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成〕

⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5)

令和 4 年度の 20km圏内における微小粒子状物質の測定結果は第 3.1.1-11 表のとおりであり、一般局 33 局及び自排局 22 局の計 55 局で測定が行われている。一般局では年平均値は $6.3\sim13.8$ $\mu g/m^3$ 、日平均値の年間 $98\%値は <math>15.5\sim27.0$ $\mu g/m^3$ 、自排局では年平均値は $8.6\sim12.4$ $\mu g/m^3$ 、日平均値の年間 $98\%値は <math>19.1\sim27.8$ $\mu g/m^3$ となっている。環境基準の長期的評価*¹ 及び短期的評価*² は、すべての測定局(有効測定局でない一般局 2 局、自排局 2 局を除く)で適合している。

また、平成 30~令和 4 年度の 10km圏内における一般局(6局)及び自排局(2局)の年平均値の経年変化は第 3.1.1-12 表及び第 3.1.1-6 図のとおりであり、一般局及び自排局ともにやや減少傾向で推移している。

- *1 環境基準の長期基準:1年平均値が15 µg/m³以下であること。
- *2 環境基準の短期基準:1日平均値の年間98%値が35 µg/m³以下であること。 〔環境基準:1年平均値が15 µg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m³以下であること〕

第3.1.1-11表(1) 微小粒子状物質の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番	測定局名	年平均値	環境基準の 長期的評価	日平均値の 年間 98%値	日平均値が 35 µg/m³を 超えた日数	環境基準の 短期的評価
		号		$(\mu g/m^3)$	適○否×	$(\mu g/m^3)$	(日)	適○否×
一般局 (5km圏内)	大阪市	1	南港中央公園	11.2	0	27. 0	1	0
	大阪市	2	此花区役所	10.2	0	22.8	0	0
க்ரு 🖂	大阪市	3	九条南小学校	9.5	0	22. 2	0	0
一般局 (10km圏内)	大阪市	4	平尾小学校	10.4	0	23.8	0	0
(TOMING), 1)	堺市	7	三宝	11.5	0	24.6	1	0
	堺市	10	浜寺	13. 1	0	26. 9	2	0
自排局	大阪市	11	北粉浜小学校	12.4	0	27.8	1	0
(10km圏内)	大阪市	13	我孫子中学校	11.4	0	24.8	1	0
	大阪市	17	野中小学校	9. 5	0	21.7	0	0
	大阪市	18	菅北小学校	9. 7	_	19. 7	0	=
	大阪市	20	国設大阪	9.4	0	22.5	0	0
	大阪市	21	聖賢小学校	10.4	0	23.6	0	0
	大阪市	23	桃谷中学校	13.8	_	25. 2	0	=
	堺市	25	金岡南	11. 1	0	23. 4	1	0
	堺市	26	深井	10.0	0	22.4	0	0
	堺市	29	若松台	9. 9	0	21.5	1	0
	高石市	30	高石中学校	9. 0	0	20.5	0	0
	泉大津市	32	泉大津市役所	9.6	0	21.0	0	0
	和泉市	33	緑ケ丘小学校	8. 0	0	17. 2	0	0
	岸和田市	34	岸和田中央公園	7. 0	0	15. 5	0	0
க்ரு 🖂	藤井寺市	35	藤井寺市役所	8.3	0	18. 7	0	0
一般局 (20km)圏内)	八尾市	36	八尾市保健所	11.2	0	23. 7	0	0
	東大阪市	37	東大阪市西保健センター	11.6	0	25. 7	0	0
	守口市	38	西部コミュニティセンター	6. 3	0	15. 5	0	0
	豊中市	40	豊中市千成	9. 0	0	21.7	0	0
	尼崎市	42	中部 (国設尼崎)	10.8	0	22. 3	1	0
	伊丹市	44	伊丹市役所	6. 5	0	15. 6	0	0
	西宮市	46	浜甲子園	8.9	0	20.3	0	0
	宝塚市	50	高司中学校	7.0	0	16. 7	0	0
	芦屋市	51	朝日ヶ丘小学校	6.3	0	16.7	0	0
	神戸市	54	東灘	8.8	0	18.5	0	0
	神戸市	56	灘浜	8.2	0	19. 1	0	0
	神戸市	57	灘	9.2	0	19.7	1	0
	神戸市	58	六甲アイランド	8.5	0	18. 5	0	0
	神戸市	59	港島	9.4	0	22. 1	0	0

第3.1.1-11表(2) 微小粒子状物質の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	年平均値	環境基準の 長期的評価	日平均値の 年間 98%値	日平均値が 35 μg/m³を 超えた日数	環境基準の 短期的評価
		号		$(\mu g/m^3)$	適○否×	$(\mu g/m^3)$	(日)	適○否×
	大阪市	60	出来島小学校	10.9	0	23.8	0	0
	大阪市	64	新森小路小学校	10.9	0	24. 7	0	0
	大阪市	67	杭全町交差点	9.5	_	20.6	0	_
	堺市	69	中環石原	10.0	0	22. 2	0	0
	堺市	71	美原丹上	9. 2	0	19. 4	0	0
	高石市	72	カモドールMBS	9.3	0	20. 5	0	0
	松原市	74	松原北小学校	9. 5	0	20.8	0	0
	東大阪市	77	東大阪市環境衛生検査 センター	10.4	0	22. 5	0	0
l	守口市	78	淀川工科高校	9. 2	0	20.0	0	0
自排局	吹田市	79	吹田簡易裁判所	9.3	0	20. 4	0	0
(20km圏内)	尼崎市	81	国設尼崎自排	11. 1	0	22. 0	0	0
	尼崎市	83	上坂部西公園	8.6	0	20. 5	0	0
	尼崎市	84	砂田こども広場	9. 9	0	21. 9	0	0
	尼崎市	86	武庫川	9.5	0	20. 7	0	0
	尼崎市	87	武庫荘総合高校	10.8	0	22.8	1	0
	西宮市	88	甲子園	8.8	0	20.0	0	0
	西宮市	89	津門川	9.0	0	19. 1	0	0
	伊丹市	91	緑ヶ丘	10.5	_	21.0	0	_
	芦屋市	92	打出	9.6	0	21. 3	1	0
	神戸市	94	魚崎	8.9	0	20.4	0	0

注:1. 図中番号は、第3.1.1-2 図を参照。

「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)

「ひょうごの大気環境(大気汚染常時監視データ)」(兵庫県HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.1-12表 微小粒子状物質(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

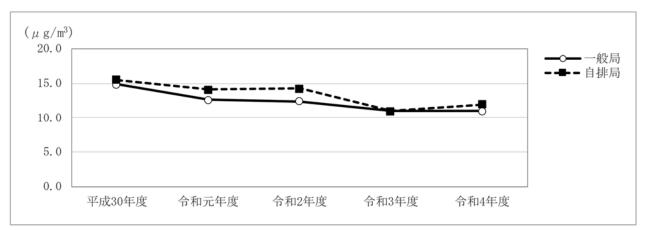
(単位: µg/m³)

種別	市名	図中 番号	測定局名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局 (5km圏内)		1	南港中央公園	15. 2	12.9	13. 7	11. 4	11.2
	大阪市	2	此花区役所	12.8	11. 2	11. 0	10. 5	10.2
一般局		3	九条南小学校	16. 5	13. 5	12. 5	10.8	9.5
10km圏内		4	平尾小学校	14. 6	12. 4	11.8	10.6	10.4
(IOMIRE) (I	堺市	7	三宝	15. 0	13. 6	13. 2	10.8	11.5
	-2/111	10	浜寺	(13. 5)	11. 7	12. 2	11.8	13. 1
自排局	大阪市	11	北粉浜小学校	15. 4	15. 1	16. 1	11. 1	12.4
(10km圏内)	八州八川	13	我孫子中学校	15. 5	13. 1	12. 3	10. 9	11.4

- 注:1. 10km 圏内の測定局における年平均値を示す。
 - 2. 図中番号は、第3.1.1-2 図を参照。
 - 3. ()は、有効測定局(測定期間が250日以上)でないことを示す。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]

^{2.} 環境基準の長期的評価欄の「一」は、有効測定局(測定期間が250日以上)でないことを示す。



第3.1.1-6図 微小粒子状物質(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

注:10km圏内の測定局における年平均値を示す。(ただし、有効測定局でない測定局は除く)。 [「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]

⑥ 光化学オキシダント (Ox)

令和 4 年度の 20km 圏内における光化学オキシダントの測定結果は第 3.1.1-13 表のとおりであり、一般局 47 局及び自排局 3 局の計 50 局で測定が行われている。一般局では昼間の 1 時間値の年平均値は $0.025\sim0.037$ ppm、昼間の 1 時間値の最高値は $0.092\sim0.137$ ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数 $34\sim117$ 日であり、自排局では昼間の 1 時間値の年平均値は $0.025\sim0.034$ ppm、昼間の 1 時間値の最高値は $0.087\sim0.112$ ppm、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は $12\sim70$ 日となっている。環境基準の評価*1 は、すべての測定局で適合していない。

また、平成 30~令和 4 年度の 10 km 圏内における一般局(10 局)の昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は第 3.1.1 –14 表及び第 3.1.1 –10 図のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

*1 環境基準の評価:1時間値が0.06ppm以下であること。 [環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること]

第3.1.1-13表(1) 光化学オキシダントの測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定局名	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 (日)	値が 0.12ppm		環境基準 の評価 適○否×
一般局(5㎞圏内)	大阪市	1	南港中央公園	0.025	0.094	34	0	0. 039	×
	大阪市	2	此花区役所	0.030	0.097	62	0	0.044	×
	大阪市	3	九条南小学校	0.034	0.093	56	0	0.049	×
	大阪市	4	平尾小学校	0.030	0.092	59	0	0.044	×
. 前几 曰	大阪市	5	今宮中学校	0.032	0.094	69	0	0.046	×
一般局 (10km)圏内)	大阪市	6	清江小学校	0.031	0.127	66	1	0.045	×
(IOMING)	堺市	7	三宝	0.031	0.103	67	0	0.046	×
	堺市	8	少林寺	0.034	0.119	96	0	0.050	×
	堺市	9	石津	0.032	0.102	78	0	0.047	×
	堺市	10	浜寺	0.035	0.122	104	1	0.051	×
	大阪市	17	野中小学校	0.035	0.101	82	0	0.049	×
一般局	大阪市	19	大宮中学校	0.034	0.109	83	0	0.049	×
(20km圏内)	大阪市	20	国設大阪	0.031	0.106	52	0	0.044	×
	大阪市	21	聖賢小学校	0.034	0.111	80	0	0.048	×

第3.1.1-13表(2) 光化学オキシダントの測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中	測定局名	昼間の 1 時間値の	昼間の 1 時間値の	昼間の1時間 値が 0.06ppm	値が 0.12ppm	高1時間値	環境基準 の評価
1年力1	111/41	番号	例是用有	年平均値	最高値	を超えた日数		の年平均値	
				(ppm)	(ppm)	(日)	(目)	(ppm)	適○否×
	大阪市	22	茨田北小学校	0.031	0.114	74	0	0.045	×
	大阪市	23	桃谷中学校	0.034	0. 105	73	0	0.048	X
	大阪市	24	摂陽中学校	0.033	0.102	81	0	0.048	×
	堺市	25	金岡南	0.035	0.118	95	0	0.050	X
	堺市	26	深井	0.036	0. 133	104	1	0.051	X
	堺市	27	登美丘	0.036	0.129	104	1	0.050	X
	堺市	28	美原	0.029	0.093	55	0	0.044	×
	堺市	29	若松台	0.037	0.134	117	1	0.053	×
	高石市	30	高石中学校	0.035	0.113	90	0	0.049	×
	高石市	31	高石消防署高師浜 出張所	0.030	0.100	55	0	0.044	×
	泉大津市	32	泉大津市役所	0.034	0.120	78	1	0.048	×
	和泉市	33	緑ケ丘小学校	0.037	0.128	111	1	0.052	×
	岸和田市	34	岸和田中央公園	0.035	0.137	83	1	0.049	×
	藤井寺市	35	藤井寺市役所	0.035	0.110	98	0	0.051	×
	八尾市	36	八尾市保健所	0.035	0.116	96	0	0.051	×
一般局	東大阪市	37	東大阪市西保健 センター	0. 035	0.111	89	0	0.049	×
(20km圏内)	守口市	38	西部コミュニティセンター	0.032	0.110	69	0	0.046	×
	吹田市	39	吹田市垂水	0.034	0.107	77	0	0.048	×
	豊中市	40	豊中市千成	0.034	0.105	77	0	0.048	×
	尼崎市	41	南部(琴ノ浦高校)	0.036	0.102	59	0	0.050	×
	尼崎市	42	中部 (国設尼崎)	0.036	0.094	67	0	0.046	×
	尼崎市	43	北部(市立立花北小学校)	0.033	0.092	60	0	0.050	×
	伊丹市	44	伊丹市役所	0.031	0.092	49	0	0.043	×
	西宮市	45	鳴尾支所	0.034	0. 123	86	1	0.049	×
	西宮市	46	浜甲子園	0.033	0.113	64	0	0.046	×
	西宮市	47	瓦木公民館	0.033	0.101	71	0	0.046	×
	西宮市	48	西宮市役所	0.032	0.100	58	0	0.045	×
	西宮市	49	甲陵中学校	0.035	0.098	64	0	0.047	×
	宝塚市	50	高司中学校	0.034	0.095	63	0	0.046	×
	芦屋市	51	朝日ヶ丘小学校	0.035	0.099	51	0	0.046	×
	神戸市	54	東灘	0.033	0.101	47	0	0.044	×
	神戸市	57	灘	0.035	0.112	66	0	0.047	×
	神戸市	59	港島	0.032	0.117	73	0	0.047	×
	大阪市	60	出来島小学校	0.025	0.087	12	0	0.036	×
自排局 (20km圏内)	東大阪市	77	東大阪市環境衛生検 査センター	0.030	0.112	70	0	0.046	×
	豊中市	80	豊中市役所	0.034	0.110	70	0	0.047	×

注:図中番号は、第3.1.1-2図を参照。

「2022 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和 5 年)

「ひょうごの大気環境(大気汚染常時監視データ)」(兵庫県HP、閲覧:令和5年9月)より作成

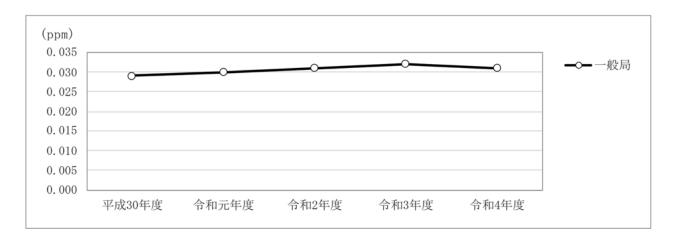
第3.1.1-14表 光化学オキシダント(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

(単位:ppm)

種別	市名	図中 番号	測定局名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局 (5km圏内)		1	南港中央公園	0.023	0.025	0.026	0.026	0. 025
		2	此花区役所	0.027	0.028	0.028	0.030	0.030
	大阪市	3	九条南小学校	0.027	0.025	0.028	0.030	0.034
		4	平尾小学校	0.030	0.031	0.031	0.032	0.030
. ńл. E		5	今宮中学校	0.030	0.031	0.032	0.032	0.032
一般局 (10km圏内)		6	清江小学校	0.030	0.030	0.032	0.032	0.031
(TOMBEL 1)		7	三宝	0.028	0.030	0.030	0.032	0.031
	堺市	8	少林寺	0.028	0.032	0.033	0.034	0.034
	401111	9	石津	0.030	0.030	0.031	0.033	0.032
		10	浜寺	0.032	0.034	0.035	0.037	0.035

- 注:1. 10km 圏内の測定局における昼間の1時間値の年平均値を示す。
 - 2. 図中番号は、第3.1.1-2 図を参照。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]



第3.1.1-7図 光化学オキシダント(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

注:10km圏内の測定局における昼間の1時間値の年平均値を示す。

[「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」(大阪府、令和5年)より作成]

⑦ 有害大気汚染物質

令和 3、4 年度の 20km圏内における有害大気汚染物質の環境基準が定められている、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの測定結果は第 3.1.1-15 表のとおりであり、それぞれ 14~18 地点で測定が行われている。

大阪府が調査を行った 4 地点(第 3.1.1-15 表中の※印)の令和 4 年度の年平均値はベンゼンが $0.54\sim0.78\,\mu\text{g/m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.25\sim0.52\,\mu\text{g/m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.19\sim0.21\,\mu\text{g/m}^3$ 、ジクロロメタンが $2.4\sim2.8\,\mu\text{g/m}^3$ 、その他の地点の令和 3 年度の年平均値はベンゼンが $0.54\sim2.0\,\mu\text{g/m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.09\sim2.4\,\mu\text{g/m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.11\sim0.48\,\mu\text{g/m}^3$ 、ジクロロメタンが $1.5\sim6.7\,\mu\text{g/m}^3$ となっており、すべての測定地点で測定されている全項目において環境基準に適合している。

*1 環境基準の評価

・ベンゼン : 1年平均値が $0.003 \, \text{mg/m}^3$ ($3 \, \mu \text{g/m}^3$) 以下であること。 ・トリクロロエチレン : 1年平均値が $0.13 \, \text{mg/m}^3$ ($130 \, \mu \text{g/m}^3$) 以下であること。 ・テトラクロロエチレン : 1年平均値が $0.2 \, \text{mg/m}^3$ ($200 \, \mu \text{g/m}^3$) 以下であること。 ・ジクロロメタン : 1年平均値が $0.15 \, \text{mg/m}^3$ ($150 \, \mu \text{g/m}^3$) 以下であること。

第3.1.1-15表 有害大気汚染物質の測定結果(令和3、4年度)

				ベン	ゼン	トリクロロ	ュエチレン	テトラクロ	ロエチレン	ジクロロ	コメタン
種別	市名	図中 番号	測定地点名	年平均値	環境基準 の評価	年平均値	環境基準 の評価	年平均値	環境基準 の評価	年平均値	環境基準 の評価
				$(\mu g/m^3)$	適○否×	$(\mu g/m^3)$	適○否×	$(\mu g/m^3)$	適○否×	$(\mu g/m^3)$	適〇否×
一般局	大阪市	4	平尾小学校	-	_	_	-	-	_	2.8	0
(10km圏内)	堺市	10	浜寺	1.1	0	0.62	0	0.37	0	2.7	0
	大阪市	18	菅北小学校	0.54	0	0.32	0	0.20	0	1.5	0
	大阪市	24	摂陽中学校	0.67	0	1.2	0	0.25	0	3.6	0
	堺市	29	若松台	0.72	0	0.41	0	0.29	0	2.4	0
一般局	泉大津市	32	泉大津市役所**	0.56**	0	0. 25**	0	0.21**	0	2.4**	0
(20km)署内)	藤井寺市	35	藤井寺市役所※	0.54**	0	0.52**	0	0. 19**	0	2.8*	0
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	八尾市	36	八尾市保健所	2.0	0	1.0	0	0.30	0	3.4	0
	東大阪市	37	東大阪市西保健 センター	1.0	0	2. 4	0	0. 28	0	5.6	0
	豊中市	40	豊中市千成	1.2	0	0.45	0	0.18	0	6.7	0
	大阪市	60	出来島小学校	0. 94	0	-	-	-	-	-	-
	堺市	69	中環石原	1.0	0	0.60	0	0.48	0	3.0	0
	高石市	72	カモドールMBS**	0.73**	0			-			-
	八尾市	76	太子堂	1.8	0	1.8	0	0. 28	0	4.8	0
自排局 (20km圏内)	東大阪市	77	東大阪市環境衛生 検査センター	0. 95	0	1.8	0	0. 47	0	5. 1	0
(= 0.111 <u>=</u>)	守口市	78	淀川工科高校*	0.78**	0	-	-	-	-	-	-
	吹田市	79	吹田簡易裁判所	0.85	0	0. 25	0	0.11	0	1.8	0
	豊中市	80	豊中市役所	1.3	0	-	-	-	-	-	-
	芦屋市	93	宮川小学校	0.79	0	0.09	0	0.24	0	2.7	0

- 注:1. 図中番号は、第3.1.1-2 図を参照。
 - 2.「-」は、調査が実施されていないことを示す。
 - 3. ※:「泉大津市役所」、「藤井寺市役所」、「カモドールMBS」、「淀川工科高校」測定地点は大阪府が調査を行った測定地点で、令和4年度の値を示す。その他の測定地点は令和3年度の値を示す。

「大阪府環境白書 2022年版」(大阪府、令和5年)

「大気・水質等常時監視結果(令和4年度)」(兵庫県、令和5年)

「有害大気汚染物質モニタリング調査」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)より作成

⑧ ダイオキシン類

令和4年度の20km 圏内におけるダイオキシン類の測定結果は第3.1.1-16表のとおりであり、14地点で測定が行われている。年平均値は $0.0061\sim0.044$ pg-TEQ/m³となっており、すべての測定地点で環境基準に適合している。

*1 環境基準の評価 : 1年平均値が 0.6 (pg-TEQ/m³) 以下であること。

第3.1.1-16表 ダイオキシン類の測定結果(令和4年度)

種別	市名	図中番号	測定地点名	年平均値 (pg-TEQ/m³)	環境基準の 評価 適○否×
én. 🖂	大阪市	4	平尾小学校	0.037	0
一般局 (10km圏内)	堺市	7	三宝	0. 033	0
(IOMII EP T	堺市	10	浜寺	0. 037	0
	大阪市	16	淀中学校	0. 037	0
	大阪市	24	摂陽中学校	0.044	0
一般局	泉大津市	32	泉大津市役所	0.040	0
(20km)圏内)	藤井寺市	35	藤井寺市役所	0.024	0
	八尾市	36	八尾市保健所	0.016	0
	豊中市	40	豊中市千成	0.011	0
	堺市	71	美原丹上	0.027	0
白州目	東大阪市	77	東大阪市環境衛生検査センター	0.016	0
自排局 (20km圏内)	守口市	78	淀川工科高校	0.017	0
	吹田市	79	吹田簡易裁判所	0.010	0
	豊中市	80	豊中市役所	0.0061	0

注:図中番号は、第3.1.1-2図を参照。

「令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

平成 29~令和 3 年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、第 3.1.1-17 表のとおりである。 令和 3 年度の大阪市、堺市及び大阪府における大気汚染に係る苦情の発生状況は、大阪市では 196 件、堺市では 114 件、大阪府では 818 件となっている。

第3.1.1-17表 大気汚染に係る苦情の発生状況(平成29~令和3年度)

(単位:件)

地域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪市	247	206	267	202	196
堺市	126	103	110	141	114
大阪府	951	987	975	932	818

「平成 30~令和 4(2018~2022)年度版 大阪市環境白書」(大阪市、平成 30~令和 4 年)「堺市統計書 令和 4 年度版」(堺市、令和 5 年)

「令和4年度版 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)

より作成

3. 騒音の状況

(1) 騒音発生源の状況

令和3年度の大阪市、堺市及び大阪府における「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく届出状況は、第3.1.1-18表のとおりである。大阪市では法規制対象の工場等は5,981工場等、46,359施設、堺市では法規制対象の工場等は1,124工場等、7,745施設、大阪府では法規制対象の工場等は18,192工場等、150,015施設となっている。

第3.1.1-18表 騒音規制法に基づく届出状況(令和3年度)

地域	特定工場等数	特定施設数
大阪市	5, 981	46, 359
堺市	1, 124	7, 745
大阪府	18, 192	150, 015

[「令和3年度 騒音規制法施行状況調査」(環境省、令和5年)より作成]

(2) 環境騒音の状況

対象事業実施区域の周辺における環境騒音の測定は、大阪市では実施していないが、堺市では 平成29年度に実施している。

平成 29 年度の対象事業実施区域の周辺における環境騒音測定点の位置は第 3.1.1-8 図、測定結果は第 3.1.1-19 表のとおりであり、5 地点で測定が行われている。

環境騒音は、すべての測定点で昼間の時間帯 (6 時~22 時) 及び夜間の時間帯 (22 時~翌日 6 時) で環境基準に適合している。

第3.1.1-19表 環境騒音の測定結果(平成29年度)

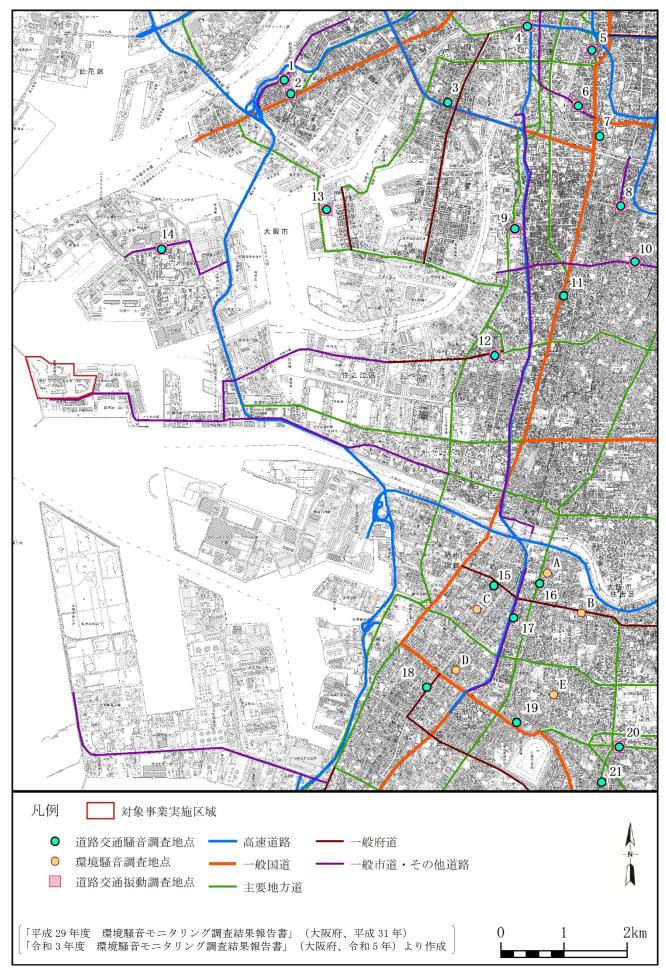
(単位:デシベル)

				昼間 (6:00~22:00)				夜間 (22:00~翌日6:00)			
図中番号	地域	測定場所	地域の類型環境基準の	騒音 レベル (L _{Aeq})	環境基準	適否	騒音 レベル (L _{Aeq})	環境基準	適否		
A		堺区砂道町 2	С	53	60	0	40	50	0		
В		堺区今池町6	A	51	55	0	42	45	0		
С	堺市	堺区宿屋町西2	С	52	60	0	41	50	0		
D		堺区甲斐町 2	С	53	60	0	43	50	0		
Е		堺区南三国ヶ丘町4	A	48	55	0	39	45	0		

注:1. 図中番号は、第3.1.1-8図を参照。

[「平成29年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府、平成31年)より作成]

^{2.} 環境基準の地域の類型は、第3.2.8-3表を参照。



第3.1.1-8図 騒音振動測定点の位置

(3) 道路交通騒音の状況

令和3年度の対象事業実施区域の周辺における道路交通騒音測定点の位置は第3.1.1-8図、測定結果は第3.1.1-20表のとおりであり、21地点で測定が行われている。

道路交通騒音は、19 地点で昼間の時間帯(6 時~22 時)、17 地点で夜間の時間帯(22 時~翌日 6 時)で環境基準に適合しており、2 地点で昼間の時間帯、4 地点で夜間の時間帯で環境基準に適合していない。また、昼間、夜間ともにすべての地点で、騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度*を下回っている。

*自動車騒音の要請限度:「騒音規制法」の規定により、市町村長は、自動車騒音が要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

第3.1.1-20表 道路交通騒音の測定結果(令和3年度)

(単位:デシベル)

					環境基		(6:0	昼間 0~22	: 00)		(2	2:00	夜間	6:0	
図中番号	地域	測定点名	路線名	車線数	基準の地域の類型	騒音レベル (Laeq)	環境基準	適否	要請限度	適否	騒音レベル (Lacq)	環境基準	適否	要請限度	適否
1		大阪市港区田中 3-1	市道港区第26号線	4	近	66	70	0	75	0	61	65	0	70	0
2		大阪市港区田中 3-1	市道築港深江線	6	近	62	70	0	75	0	58	65	0	70	0
3		大阪市大正区泉尾 3-9	一般国道 43 号	7	近	71	70	×	75	0	69	65	×	70	0
4		大阪市浪速区桜川3-8-20	市道難波境川線	8	近	66	70	0	75	0	60	65	0	70	0
5		大阪市浪速区元町1-5-30	市道南北線	5	近	67	70	0	75	0	63	65	0	70	0
6		大阪市浪速区敷津西 2-13-4	市道桜川恵美須町線	4	近	65	70	0	75	0	61	65	0	70	0
7	大阪市	大阪市浪速区戎本町2-7-39	一般国道 26 号	6	近	67	70	0	75	0	65	65	0	70	0
8	人败川	大阪市西成区天下茶屋北1-6	市道西成区第71号線	4	近	64	70	0	75	0	59	65	0	70	0
9		大阪市西成区津守3-1-66	市道津守安立線	4	近	67	70	0	75	0	61	65	0	70	0
10		大阪市阿倍野区松虫通3-4-45	市道木津川平野線	4	近	64	70	0	75	0	58	65	0	70	0
11		大阪市西成区岸里3-10-12	一般国道 26 号	4	近	68	70	0	75	0	66	65	×	70	0
12		大阪市住之江区中加賀屋1-11	市道住吉区第2650号線	6	近	67	70	0	75	0	60	65	0	70	0
13		大阪市大正区鶴町 3-22-1	府道大阪八尾線	4	近	60	70	0	75	0	51	65	0	70	0
14		大阪市住之江区南港中1-3-105	市道住之江区第8802号線	8	近	70	70	0	75	0	66	65	×	70	0
15		堺市堺区錦之町西 2-2	府道大堀堺線	2	近	67	70	0	75	0	62	65	0	70	0
16		堺市堺区北清水町 2-3	府道大阪和泉泉南線	4	近	70	70	0	75	0	65	65	0	70	0
17		堺市堺区北庄町 1-3	市道砂道翁橋線	4	近	68	70	0	75	0	63	65	0	70	0
18	堺市	堺市堺区寺地町西 1-1	府道深井畑山宿院線	6	近	61	70	0	75	0	51	65	0	70	0
19		堺市堺区西永山園 6	一般国道 310 号	8	近	75	70	×	75	0	70	65	×	70	0
20		堺市北区黒土町	府道大阪中央環状線	6	近	70	70	0	75	0	63	65	0	70	0
21		堺市北区中百舌鳥町	府道大阪高石線 (新)	4	近	63	70	0	75	0	60	65	0	70	0

- 注:1. 図中番号は、第3.1.1-8 図を参照。
 - 2. 環境基準の地域の類型の「近」は「道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間」を示す。
 - 3. 環境基準の地域の類型は第3.2.8-3表、要請限度の区域の区分は第3.2.8-14表を参照

[「令和3年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府、令和5年)より作成]

(4) 騒音に係る苦情の発生状況

平成29~令和3年度の騒音に係る苦情の発生状況は、第3.1.1-21表のとおりである。

令和3年度の大阪市、堺市及び大阪府における騒音に係る苦情の発生状況は、大阪市では913件、堺市では145件、大阪府では1,995件となっている。

第3.1.1-21表 騒音に係る苦情の発生状況(平成29~令和3年度)

(単位:件)

地域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪市	825	732	865	906	913
堺市	162	157	140	194	145
大阪府	1,816	1,723	1, 932	2,079	1, 995

「平成 30~令和 4(2018~2022)年度版 大阪市環境白書」(大阪市、平成 30~令和 4 年) 「堺市統計書 令和 4 年度版」(堺市、令和 5 年)

「令和4年度版 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)

より作成

4. 振動の状況

(1) 振動発生源の状況

令和3年度の大阪市、堺市及び大阪府における「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく届出状況は、第3.1.1-22表のとおりである。

大阪市では法規制対象の工場等は 4,134 工場等、18,468 施設、堺市では法規制対象の工場等は 387 工場等、3,437 施設、大阪府では法規制対象の工場等は 12,992 工場等、92,261 施設となって いる。

第3.1.1-22表 振動規制法に基づく届出状況(令和3年度)

地域	特定工場等数	特定施設数
大阪市	4, 134	18, 468
堺市	387	3, 437
大阪府	12, 992	92, 261

[「令和3年度 振動規制法施行状況調査」(環境省、令和5年)より作成]

(2) 道路交通振動の状況

令和3年度の対象事業実施区域の周辺における道路交通振動測定点の位置は第3.1.1-8 図、測定結果は第3.1.1-23表のとおりであり、12地点で測定が行われている。

道路交通振動は、昼間の時間帯 (6 時~21 時) 及び夜間の時間帯 (21 時~翌日 6 時) にすべて の測定点で要請限度*を下回っている。

*道路交通振動の要請限度:「振動規制法」の規定により、市町村長は、道路交通振動が要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

第3.1.1-23表 道路交通振動の測定結果(令和3年度)

(単位:デシベル)

				マ		昼間			夜間	
図中				区域	(6:	00~21:	00)	(21:00~翌日6:00)		
図中番号	地域	測定点名	路線名	の 区 分	振動 レベル (<i>L</i> ₁₀)	要請限度	適否	振動 レベル (<i>L</i> ₁₀)	要請限度	適否
1		大阪市港区田中 3-1	市道港区第 26 号線	第1種	52	65	0	45	60	0
2		大阪市港区田中 3-1	市道築港深江線	第2種	44	70	0	35	65	0
4		大阪市浪速区桜川3-8-20	市道難波境川線	第2種	44	70	0	39	65	0
5		大阪市浪速区元町1-5-30	市道南北線	第2種	44	70	0	39	65	0
6		大阪市浪速区敷津西 2-13-4	市道桜川恵美須町線	第2種	43	70	0	35	65	0
8	大阪市	大阪市西成区天下茶屋北1-6	市道西成区第71号線	第2種	37	70	0	30	65	0
9		大阪市西成区津守3-1-66	市道津守安立線	第2種	50	70	0	41	65	0
10		大阪市阿倍野区松虫通3-4-45	市道木津川平野線	第1種	32	65	0	27	60	0
12		大阪市住之江区中加賀屋1-11	市道住吉区第 2650 号線	第1種	44	65	0	37	60	0
13		大阪市東住吉区東田辺 1-13-4	府道大阪狭山線	第1種	38	65	0	31	60	0
14		大阪市住之江区南港中1-3-105	市道住之江区第 8802 号線	第2種	41	70	0	31	65	0
20	堺市	堺市北区黒土町	府道大阪中央環状線	第2種	44	70	0	36	65	0

- 注:1. 図中番号は、第3.1.1-8 図を参照。
 - 2. 要請限度の区域の区分は、第3.2.8-18表を参照。

[「令和3年度 環境騒音モニタリング調査結果報告書」(大阪府、令和5年)より作成]

(3) 振動に係る苦情の発生状況

平成 29~令和 3 年度の振動に係る苦情の発生状況は、第 3.1.1-24 表のとおりである。 令和 3 年度の大阪市、堺市及び大阪府における振動に係る苦情の発生状況は、大阪市では 97 件、堺市では 6 件、大阪府では 247 件となっている。

第3.1.1-24表 振動に係る苦情の発生状況 (平成29~令和3年度)

(単位:件)

地域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪市	89	151	107	117	97
堺市	16	13	10	9	6
大阪府	207	307	255	275	247

「平成 30~令和 4(2018~2022)年度版 大阪市環境白書」(大阪市、平成 30~令和 4 年) 「堺市統計書 令和 4 年度版」(堺市、令和 5 年)

「令和4年度版 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)

より作成

5. 悪臭の状況

(1) 悪臭の状況

対象事業実施区域が位置する大阪市では、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく規制地域となっており、「臭気指数規制」が導入されている(第3.2.8-19表参照)。なお、大阪市では悪臭の調査は行われていない。

(2) 悪臭に係る苦情の発生状況

平成 29~令和 3 年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、第 3.1.1-25 表のとおりである。 令和 3 年度の大阪市、堺市及び大阪府における悪臭に係る苦情の発生状況は、大阪市では 198 件、堺市では 48 件、大阪府では 598 件となっている。

第3.1.1-25表 悪臭に係る苦情の発生状況 (平成29~令和3年度)

(単位:件)

地域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪市	228	284	285	217	198
堺市	58	54	49	56	48
大阪府	632	722	712	818	598

「平成 30~令和 4(2018~2022)年度版 大阪市環境白書」(大阪市、平成 30~令和 4 年)「堺市統計書 令和 4 年度版」(堺市、令和 5 年)

「令和4年度版 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)

より作成

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 海域の概況

対象事業実施区域は大阪市西部の海岸部、大阪湾の湾奥部東側に位置しており、淀川、大和川の河口部に挟まれている。

(2) 潮位

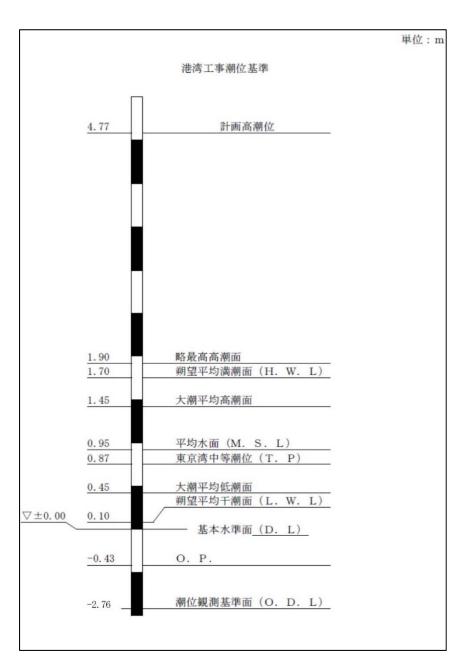
対象事業実施区域の周辺海域における検潮所として大阪検潮所があり、その潮位関係図は第3.1.2-1 図、潮位観測の位置は第3.1.2-2 図のとおりである。大阪湾工事用基準面(基本水準面)を基準とした平均水面が+0.95m、朔望平均満潮面が+1.70m、朔望平均干潮面が+0.10mであり、その潮位差は1.60mとなっている。

(3) 流況

大阪湾における潮流は、第3.1.2-3図のとおりである。大阪湾では、湾西部に沖ノ瀬を中心とする強い時計回りの循環流が、湾の奥部には時計回りの西宮沖環流があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流であり、上層から下層まで一様に回転しているが、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。

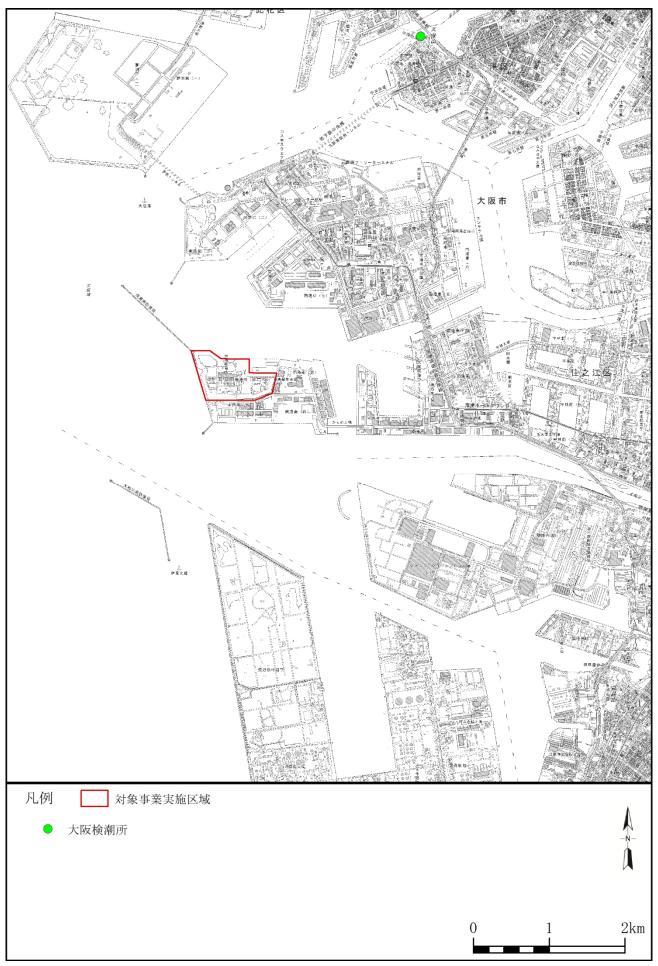
(4) 流入河川

対象事業実施区域の周辺における主な河川の位置は、第3.1.2-4図のとおりである。対象事業 実施区域の周辺海域の流入河川として、一級河川の安治川、尻無川、木津川、住吉川、大和川及 び二級河川の内川がある。

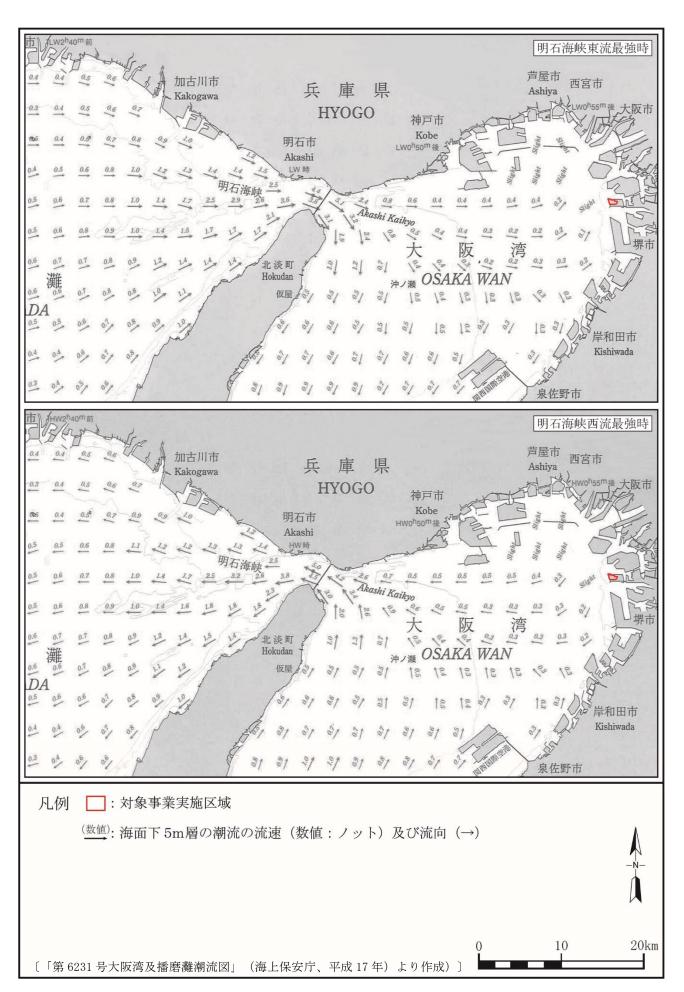


第 3.1.2-1 図 潮位関係図

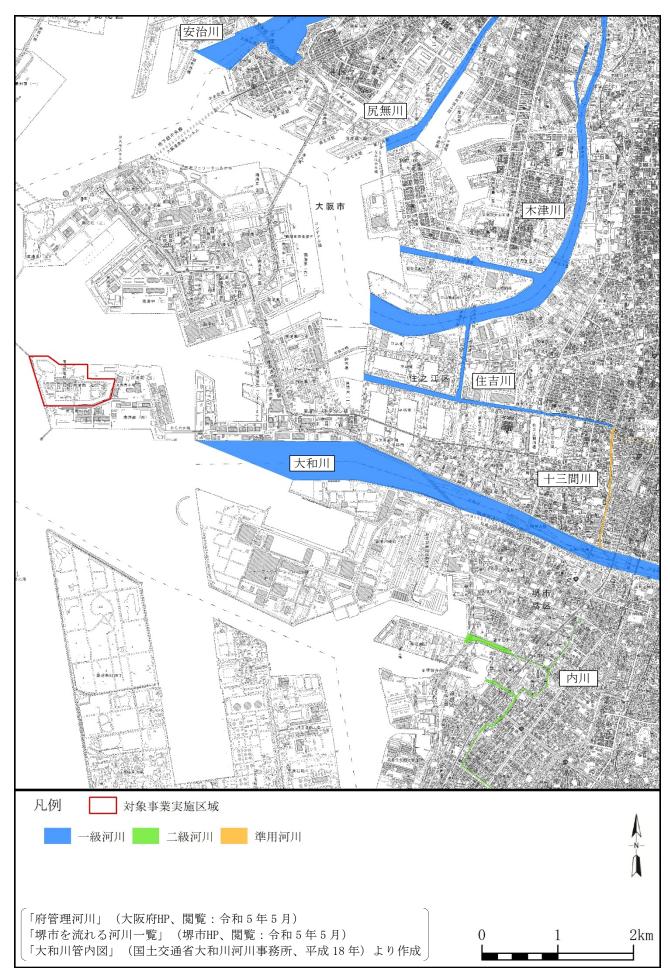
[「大阪市港湾局資料」より作成]



第 3.1.2-2 図 潮位観測の位置



第 3.1.2-3 図 潮流



第3.1.2-4図 主な河川の位置

2. 水質の状況

(1) 水質汚濁発生源の状況

令和3年度の大阪市及び堺市における「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)等に基づく届出状況は、第3.1.2-1表のとおりである。大阪市では法規制対象の事業所は221事業所、条例規制対象は2事業所、堺市では法規制対象の事業所は119事業所、条例規制対象は2事業所、大阪府では法規制対象の事業所は1,124事業所、条例規制対象は47事業所となっている。

第3.1.2-1表 水質汚濁防止法等に基づく届出状況(令和3年度)

項目	事業所数								
	大阪市	堺市	大阪府						
水質汚濁防止法	212	80	987						
瀬戸内海環境保全特別措置法	9	35	128						
ダイオキシン類対策特別措置法	0	4	9						
法規制対象 計	221	119	1, 124						
大阪府生活環境の保全等に関する条例	2	2	47						

〔「大阪府環境白書 2022年版」(大阪府、令和5年)より作成〕

(2) 水質の状況

① 海域

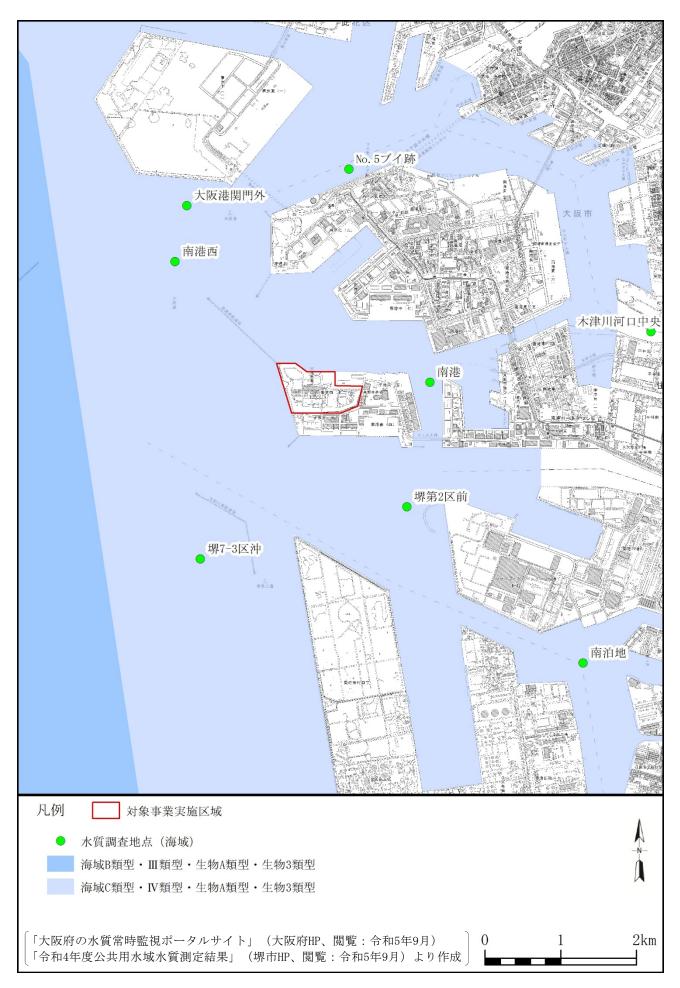
令和4年度の対象事業実施区域の周辺海域における水質の測定項目は第3.1.2-2表、その測定点の位置は第3.1.2-5図のとおりであり、8地点で水素イオン濃度、溶存酸素量、化学的酸素要求量等の測定が行われている。

第3.1.2-2表 水質の測定項目(海域) (令和4年度)

						Ī							≓m	1 - 						
水域・類型					調査項目															
					∄田	生活環境項目												ダ		
D C(大腸	H O D D 菌数 分等	全窒素全りん		ノ: フ: ー	亜鉛 ニル ルノ AS	測定点名	調査機関	p H	D O	C O D	大腸菌数	油分等	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	底層DO	健康項目	イオキシン類
大阪湾 (1) —	С		IV	V 大阪湾(全域)	生 物 A	南港西	大阪 府	0	0	0	ı	0	0	0	0	0	0	0	0	0
					_	No.5ブイ跡	大阪 市	0	0	0	_	_	0	0	0	0	0	_	0	0
		大阪湾				南港		0	0	0	_	_	0	0	0	0	0	_	0	_
		湾				大阪港駅外		0	0	0	_	_	0	0	0	0	0	_	0	0
	_	7				木津川河口中央		0	0	0	_	_	0	0	0	0	0	_	0	_
						堺 7-3 区沖	堺市	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						堺第2区前		0	0	0	_	0	0	0	0	_	_	0	0	_
						南泊地		0	0	0	_	0	0	0	0			0	0	_

- 注:1. 令和4年度(令和5年3月31日現在)の測定状況を示す。
 - 2. 類型は、第3.2.8-4表(4)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。
 - 3. 測定点は、第3.1.2-5 図を参照。
 - 4. 調査項目の「pH」は水素イオン濃度、「DO」は溶存酸素量、「COD」は化学的酸素要求量、「AS」はn-0年サン抽出物質、「AS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示し、「O」は調査が行われていること、「O」は調査が行われていないことを示す。
 - 5. 各調査項目(底層DO以外)の採水は、表層(全調査項目)が海面下1m層、底層(生活環境項目の環境基準点等)が水深20m未満の場合は海底面上2m層、水深20m以上の場合は海底面上5m層から行われている。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」 (堺市HP、閲覧:令和5年9月) より作成



第3.1.2-5図 水質測定点の位置(海域)

a. 生活環境の保全に関する環境基準項目(生活環境項目・海域)

令和 4 年度の対象事業実施区域の周辺海域における生活環境の保全に関する環境基準項目 (生活環境項目)の水質の測定結果は第 3.1.2-3 表のとおりであり、4~8 地点で測定が行われ ている。海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量(1 地点:環境基準点)の 75%値は、 環境基準に適合している。

平成 30~令和 4 年度の対象事業実施区域の周辺海域における化学的酸素要求量 (75%値)、全窒素 (年平均値) 及び全燐 (年平均値) の経年変化は第 3.1.2-6~8 図のとおりであり、いずれも年度により増減はあるものの、全体的にみるとほぼ横ばいで推移している。

第3.1.2-3表(1) 水質の測定結果(生活環境項目・海域)(令和4年度)

油	本星 共 川		水素濃度	イオ: 〔pH〕			溶ā [D0]	字酸素 (mg	€量 g/L)				化学的 〔COD	的酸素)] (mg	要求量 g/L)		
測定点名	類型	最小	最大	m/n	環境 基準	最小	最大	平均		環境 基準	最小	最大	m/n	75%値	平均	適否	環境 基準
南港西	С	7. 7	8.8	2/24	7.0以上 8.3以下	<0.5	12	7. 1	3/24	2 以上	2.0	5. 4	0/12	3. 5	3. 2	0	8 以下
No.5ブイ跡	_	7. 7	8.9	-/12		6.8	11	9.5	-/12		3. 2	7. 1	-/12	5.3	4. 7	_	
南港	_	7.8	9.3	-/12		5.0	11	8.4	-/12		2.4	8.6	-/12	4.7	4.6	_	
大阪港関門外	-	8.0	9.1	-/12		7. 1	12	9.6	-/12		2.8	7.5	-/12	4.6	4.3	-	
木津川河口中央	_	7.2	8.0	-/12	-	3.3	11	8.0	-/12	-	3. 9	6.7	-/12	5.0	4.9	-	_
堺 7-3 区沖	_	7.9	8.6	-/8		1.7	13	7.7	-/8		2.2	5.5	-/8	4.0	3.5	_	
堺第2区前	_	8.0	8.8	-/8		0.6	12	7.2	-/8		2.7	6.3	-/8	4.8	4.3	-	
南泊地	_	7.8	8.8	-/8		<0.5	15	7. 1	-/8		2.8	7.2	-/8	4.5	4.4	_	

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-5 図を参照。
 - 2. 類型は、第3.2.8-4表(4)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。
 - 3. 「m/n」の「m」は環境基準値を超える検体数を、「n」は総検体数を示す。また、「m」が「-」の時は、環境 基準点でないため評価が行われていないことを示す。
 - 4. 適否の「○」は75%値が環境基準適合を示す。
 - 5. 南港西の化学的酸素要求量の測定値は、表層と底層の平均値を示す。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-3表(2) 水質の測定結果(生活環境項目・海域)(令和4年度)

測定点名	類型			、キサン抽 分等〕 (m	出物質 g/L)	
		最小	最大	m/n	平均	環境基準
南港西	С	<0.5	<0.5	-/2	<0.5	
堺 7-3 区沖	_	<0.5	<0.5	-/4	<0.5	
堺第2区前	_	<0.5	<0.5	-/4	<0.5	
南泊地	_	<0.5	<0.5	-/4	<0.5	

注:測定点、類型及び「m/n」は、第3.1.2-3表(1)注1~3を参照。

第3.1.2-3表(3) 水質の測定結果(生活環境項目・海域)(令和4年度)

	※≒ ±Ⅱ		全驾	≧素〔T−1 (mg/L)	N)			全	:燐〔T−P (mg/L))	
測定点名	類型	最小	最大	m/n	平均	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	環境 基準
南港西	IV	0.51	1. 9	2/12	0.82	1以下	0.040	0.20	2/12	0.080	0.09以下
No. 5 ブイ跡	-	1.0	1. 9	-/4	1.4		0.043	0.10	-/4	0.077	
南港	-	0.63	1.6	-/4	1.0		0.035	0.10	-/4	0.062	
大阪港関門外	-	0.68	0.87	-/4	0.74		0.035	0.054	-/4	0.046	
木津川河口中央	-	2.7	3.0	-/4	2.8	_	0.086	0.18	-/4	0.13	_
堺 7-3 区沖	-	0.13	0.57	-/8	0. 26		0.021	0.058	-/8	0.040	
堺第2区前	-	0. 15	0.91	-/8	0.47		0.027	0.13	-/8	0.072	
南泊地	-	0.18	1.0	-/8	0.50		0.037	0.27	-/8	0.083	

- 注:1. 測定点、類型及び「m/n」は、第3.1.2-3表(1)注1~3を参照。
 - 2. 南港西の全窒素及び全燐の測定値は、表層のものを示す。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-3表(4) 水質の測定結果(生活環境項目・海域)(令和4年度)

			全亜	鉛〔	T-Zn			ノニルフ	ノエノ	ノール		直鎖アル	キルベンセ	ンスノ	レホン酸及	ひその塩
測定点名	類型			(mg/	/L)			(m;	g/L)				(m	ig/L))	
例足尽名	類空	最小	最大	m/n	平均	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	環境 基準
南港西	H-tl-fra A	0.000	0.000	0/4	0.005	0.02	/0.0000C	/0_0000C	0/0	/0_0000C	0.001	/0.000C	/0.000C	0/0	/0.000C	0.01
	生物A	0.003	0.006	0/4	0.005	以下 <0.00006 <0	<0.00006	0/2	<0.00006	以下	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0006	以下	
No.5 ブイ跡	-	0.007	0.008	-/2	0.008		<0.00006	<0.00006	-/2	<0.00006		<0.0006	0.030	-/2	0.015	
南港	-	0.007	0.015	-/2	0.011		<0.00006	<0.00006	-/2	<0.00006		0.0024	0.059	-/2	0.031	
大阪港関門外	-	0.005	0.006	-/2	0.006		<0.00006	0.00006	-/2	0.00006		0.0024	0.033	-/2	0.018	
木津1河口中央	_	0.022	0.023	-/2	0.023	-	0.00007	0.00008	-/2	0.00008	-	<0.0006	0.076	-/2	0.038	-
堺 7-3 区沖	-	0.016	0.022	-/2	0.019	-	<0.00006	<0.00006	-/2	<0.00006		<0.0006	<0.0006	-/2	<0.0006	
堺第2区前	-	0.009	0.016	-/2	0.013			_				_	_	_		
南泊地	-	0.012	0.014	-/2	0.013		_	_		_		_			_	

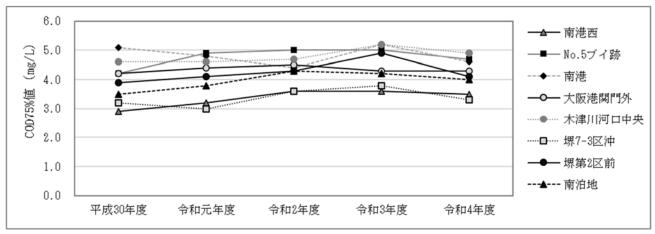
- 注:1. 測定点、類型及び「m/n」は、第3.1.2-3表(1)注1~3を参照。
 - 2. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-3表(5) 水質の測定結果(生活環境項目・海域)(令和4年度)

測定点名		底層溶剂 〔D0〕	子酸素量 (mg/L)	
例たぶつ	最小	最大	平均	m/n
南港西	<0.5	8. 9	5. 0	-/12
No.5ブイ跡	3. 2	3. 2	3. 2	-/1
大阪港関門外	4. 7	4. 7	4. 7	-/1
木津川河口中央	0.8	0.8	0.8	-/1
堺 7-3 区沖	<0.5	10	5. 7	-/4
堺第2区前	0.5	11	5. 4	-/4
南泊地	<0.5	8. 7	4.0	-/4

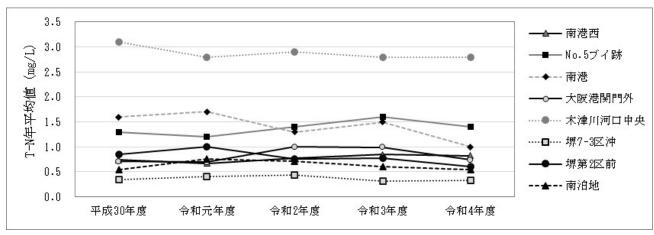
- 注:1. 測定点及び「m/n」は、第3.1.2-3表(1)注1~3を参照。
 - 2. 採水は、海底面上1m層から行う。



注:南港西の測定値は、表層と底層の平均値を示す。

第 3.1.2-6 図 化学的酸素要求量(75%値)の経年変化(平成 30~令和 4 年度)

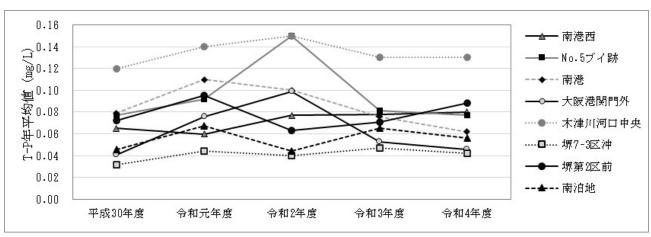
「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成



注:南港西の測定値は、表層の平均値を示す。

第3.1.2-7図 全窒素(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成



注:南港西の測定値は、表層の平均値を示す。

第3.1.2-8 図 全燐(年平均値)の経年変化(平成30~令和4年度)

b. 人の健康の保護に関する環境基準項目(健康項目・海域)

令和 4 年度の対象事業実施区域の周辺海域における人の健康の保護に関する環境基準項目 (健康項目)の水質の測定結果は第 3.1.2-4 表のとおりであり、5~8 地点で測定が行われている。すべての測定点で測定されている全項目において環境基準に適合している。

第3.1.2-4表(1) 水質の測定結果(健康項目・海域) (令和4年度)

	カドミ	ウム	全シブ	アン	鉛		六価クロ	ロム	砒素	ŧ	総水金	银
測定点名	(mg/L	.)	(mg/	L)	(mg/	L)	(mg/I	۷)	(mg/	L)	(mg/I	ر)
	- 0		[検出されな	北にと]	[0.01 mg/L]	以下]	[0.02mg/L	以下]	[0.01mg/L	以下]	[0.0005mg/I	以下]
	年平均	適否	最大適否		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
No.5 ブイ跡	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
南港	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
大阪港関門外	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
木津川河口中央	<0.0003	0	N. D	\circ	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	\circ	<0.0005	\circ
堺 7-3 区沖	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
堺第2区前	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
南泊地	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-5 図を参照。
 - 2. []内は、環境基準を示す。
 - 3. 適否の「○」は、環境基準適合を示す。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-4表(2) 水質の測定結果(健康項目・海域) (令和4年度)

	DCD		ジクロ		四七//	出丰	1, 2-		1, 1-		シスー	·	1, 1,	
Mileta la fa	PCB		メタ		四塩化	灭系	ジクロ エタ:		ジクロ エチレ		ジクロ エチロ		トリク エタ	
測定点名	(mg/I	_)	(mg/I	_)	(mg/I	_)	(mg/I	ر_)	(mg/I	_)	(mg/	(L)	(mg/	L)
	[検出されな	いこと]	[0.02mg/L	以下]	[0.002mg/L	以下]	[0.004mg/L	以下]	[0.1mg/L.	以下]	[0.04 mg/]	L以下]	[1mg/L]	以下]
	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
No.5 ブイ跡	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0	<0.0005	\circ
南港	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0	<0.0005	0
大阪港関門外	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0	<0.0005	\circ
木津川河口中央	N. D	\circ	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	\circ	<0.002	\circ	<0.004	0	<0.0005	\circ
堺 7-3 区沖	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0	<0.0005	0
南泊地	N. D	0	_	_	_	_		_		_	_	_	_	_

- 注:1. 測定点、[] 内及び適否は、第3.1.2-4表(1)注1~3を参照。
 - 2. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

第3.1.2-4表(3) 水質の測定結果(健康項目・海域) (令和4年度)

	1, 1, 2	2-	トリク	ПП	テト	ラ	1, 3-	-					チオ・	ベン
	トリク	ロロ	エチレ	ン	クロ	口	ジクロ	口	チウラ	1	シマシ	ッン	カル	/ブ
测点上点	エタ	ン			エチし	ノン	プロペ	ペン						
測定点名	(mg/I	_)	(mg/	L)	(mg/	L)	(mg/I	_)	(mg/I	_)	(mg/l	L)	(mg	/L)
	[0.006mg/L	以下]	[0.01mg/L	以下]	[0.01 mg/1]	[以下]	[0.002mg/L	以下]	[0.006mg/L	以下]	[0.003mg/I	以下]	[0.02mg/	[以下]
	年平均	適否	年平均	適否	年平均 適否		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
No.5 ブイ跡	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0
南港	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0
大阪港関門外	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0
木津川河口中央	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0
堺 7-3 区沖	<0.0006	0	<0.001	0	H -		<0.0002	0	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0

注:測定点、[]内及び適否は、第3.1.2-4表(1)注1~3を参照。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-4表(4) 水質の測定結果(健康項目・海域)(令和4年度)

	ベンゼン		セレン		硝酸性窒素 及び	ž Š	1, 4- ジオキサ:	.,
測定点名					亜硝酸性窒	素		
例足点有	(mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		(mg/L)	
	[0.01mg/L以下]	[0.01mg/L以 ⁻	F]	[10mg/L以下]		[0.05mg/L以 ⁻	下]
	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
南港西	_	_	_	_	0. 34	0	_	_
No.5ブイ跡	<0.001	0	<0.002	0	0. 41	0	<0.005	0
南港	<0.001	0	<0.002	0	0. 21	0	<0.005	0
大阪港関門外	<0.001	0	<0.002	0	0. 17	0	<0.005	0
木津川河口中央	<0.001	0	<0.002	0	1. 5	0	<0.005	0
堺 7-3 区沖	<0.001	0	<0.002	0	0. 17	0	<0.005	0
堺第2区前	_	_	- <0.002		0. 33	0	_	_
南泊地	_	_	<0.002	0	0. 32	0	_	_

注:1. 測定点、[] 内及び適否は、第3.1.2-4表(1)注1~3を参照。

^{2. 「}一」は、調査が実施されていないことを示す。

c. ダイオキシン類(海域)

平成30~令和4年度の対象事業実施区域の周辺海域における水質の測定結果(ダイオキシン類)は第3.1.2-5表のとおりであり、それぞれの年度で2地点又は4地点で測定が行われている。ダイオキシン類(海域)は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第3.1.2-5表 水質の測定結果(ダイオキシン類・海域)(平成30~令和4年度)

	平成 30 年月	吏	令和元年度	F	令和2年度	:	令和3年度	:	令和4年月	度
測定点名	測定値 (pg-TEQ/L)	邎	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	適否	測定値 (pg-TEQ/L)	邎
南港西	0.060	\circ	0.056	0	0.063	0	0.066	\circ	0.050	\circ
No.5ブイ跡	_		0.077	0	_	_	_	_	0.084	0
南港				_	0.094	0		_	_	_
大阪港関門外	_		0.054	0	_	_	_	_	0.070	0
木津川河口中央		_		_	0.084	0		_	_	_
堺 7-3 区沖	0.054	0	0.073	0	0.077	0	0.029	0	0.028	0

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-5 図を参照。
 - 2. 適否の「○」は、環境基準 (1pg-TEQ/L以下) 適合を示す。
 - 3. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

「平成30年度~令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成

d. 水温(海域)

令和 4 年度の対象事業実施区域の周辺海域における水温の月別測定結果は第 3.1.2-6 表のとおりであり、8 地点で測定が行われている。表層における水温は $8.4\sim30.8$ の範囲、底層における水温は $9.3\sim25.7$ の範囲にあり、8 月に高く 2 月に低い季節変化を示している。

第3.1.2-6表 水温の月別測定結果(海域)(令和4年度)

(単位:℃)

4月 15.7	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15. 7	1.0 4				0 / 1	10)1	11.7	12 月	1月	4月	3月
	16.4	22.8	27. 2	29.7	27.0	25.7	20.9	12.9	11.2	9.5	10.7
13. 9	15. 6	19.8	22.3	23.5	25.7	25.4	21.4	13.6	12.1	10.0	10.4
16.6	20.9	21.7	26.8	29.3	28.7	22.9	19.8	13.5	11.0	9.9	13.5
15. 7	19.5	20.1	26.8	28.9	28.0	23.3	19.5	12.4	10.7	9.5	12.9
16. 1	19.6	19.8	26.6	29.5	28.5	23. 1	19.6	15.0	10.5	9. 1	12.6
17. 3	19.8	21.7	28. 1	28.9	28. 1	21.6	19.3	11.7	9.7	9.2	13. 2
_	15.8	_	_	29.6	_	_	20.9	_	_	9. 1	_
_	15. 4	_	_	23.8		_	21. 1	_	_	9. 4	
_	15. 9	_	_	29.9	_	_	21.0	_	_	8. 7	_
_	15. 5	_	_	24. 1		_	21.2	_	_	9. 3	_
_	16. 5		_	30.8		_	20.8	_		8.4	1
	14. 7	_	_	21.7	_	_	21.4	_	_	9.6	_
	16. 6 15. 7 16. 1 17. 3 ————————————————————————————————————	16. 6 20. 9 15. 7 19. 5 16. 1 19. 6 17. 3 19. 8 - 15. 8 - 15. 4 - 15. 9 - 15. 5 - 16. 5	16. 6 20. 9 21. 7 15. 7 19. 5 20. 1 16. 1 19. 6 19. 8 17. 3 19. 8 21. 7 - 15. 8 - - 15. 4 - - 15. 5 - - 16. 5 -	16. 6 20. 9 21. 7 26. 8 15. 7 19. 5 20. 1 26. 8 16. 1 19. 6 19. 8 26. 6 17. 3 19. 8 21. 7 28. 1 - 15. 8 - - - 15. 4 - - - 15. 9 - - - 15. 5 - - - 16. 5 - -	16. 6 20. 9 21. 7 26. 8 29. 3 15. 7 19. 5 20. 1 26. 8 28. 9 16. 1 19. 6 19. 8 26. 6 29. 5 17. 3 19. 8 21. 7 28. 1 28. 9 - 15. 8 - - 29. 6 - 15. 4 - - 23. 8 - 15. 9 - - 29. 9 - 15. 5 - - 24. 1 - 16. 5 - - 30. 8	16.6 20.9 21.7 26.8 29.3 28.7 15.7 19.5 20.1 26.8 28.9 28.0 16.1 19.6 19.8 26.6 29.5 28.5 17.3 19.8 21.7 28.1 28.9 28.1 - 15.8 - - 29.6 - - 15.4 - - 23.8 - - 15.5 - - 24.1 - - 16.5 - 30.8 -	16.6 20.9 21.7 26.8 29.3 28.7 22.9 15.7 19.5 20.1 26.8 28.9 28.0 23.3 16.1 19.6 19.8 26.6 29.5 28.5 23.1 17.3 19.8 21.7 28.1 28.9 28.1 21.6 - 15.8 - - 29.6 - - - 15.4 - - 23.8 - - - 15.9 - - 29.9 - - - 15.5 - - 24.1 - - - 16.5 - - 30.8 - -	16.6 20.9 21.7 26.8 29.3 28.7 22.9 19.8 15.7 19.5 20.1 26.8 28.9 28.0 23.3 19.5 16.1 19.6 19.8 26.6 29.5 28.5 23.1 19.6 17.3 19.8 21.7 28.1 28.9 28.1 21.6 19.3 - 15.8 - - 29.6 - - 20.9 - 15.4 - - 23.8 - - 21.1 - 15.9 - - 29.9 - - 21.0 - 15.5 - - 24.1 - - 21.2 - 16.5 - - 30.8 - - 20.8	16.6 20.9 21.7 26.8 29.3 28.7 22.9 19.8 13.5 15.7 19.5 20.1 26.8 28.9 28.0 23.3 19.5 12.4 16.1 19.6 19.8 26.6 29.5 28.5 23.1 19.6 15.0 17.3 19.8 21.7 28.1 28.9 28.1 21.6 19.3 11.7 - 15.8 - - 29.6 - - 20.9 - - 15.4 - - 23.8 - - 21.1 - - 15.9 - - 29.9 - - 21.0 - - 15.5 - - 24.1 - - 21.2 - - 16.5 - - 30.8 - - 20.8 -	16.6 20.9 21.7 26.8 29.3 28.7 22.9 19.8 13.5 11.0 15.7 19.5 20.1 26.8 28.9 28.0 23.3 19.5 12.4 10.7 16.1 19.6 19.8 26.6 29.5 28.5 23.1 19.6 15.0 10.5 17.3 19.8 21.7 28.1 28.9 28.1 21.6 19.3 11.7 9.7 - 15.8 - - 29.6 - - 20.9 - - - 15.4 - - 23.8 - - 21.1 - - - 15.9 - - 29.9 - - 21.0 - - - 15.5 - - 24.1 - - 21.2 - - - 16.5 - - 30.8 - - 20.8 - -	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-5 図を参照。
 - 2. 採水層は、第3.1.2-2表注5を参照。
 - 3. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

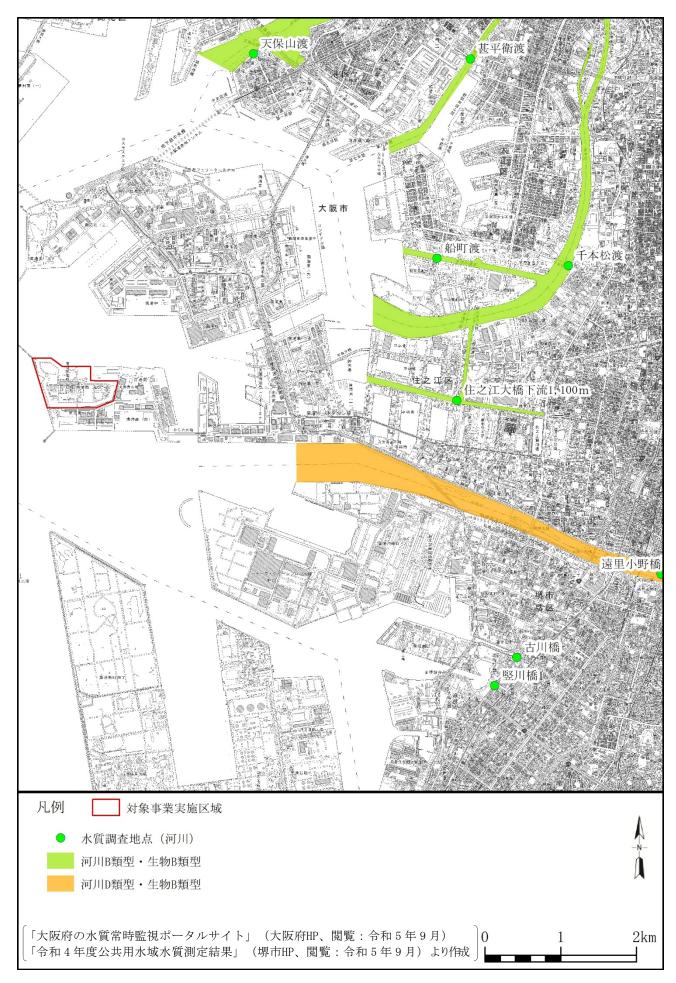
② 河川

令和4年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水質の調査項目は第3.1.2-7表、その測定点の位置は第3.1.2-9図のとおりであり、8地点で水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量等の測定が行われている。

第3.1.2-7表 水質の調査項目(河川) (令和4年度)

	類	型							調査	項目				
							生	活環	境項	1				
河川名	p H D O B O D S S 大腸蒸数	全亜鉛 ノニルフ ェノール LAS	測定点名	調査機関	p H	D O	B O D	SS	大腸菌数	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	健康項目	ダイオキシン類
安治川			天保山渡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尻無川			甚平衛渡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木津川	В	生物 B	千本松渡	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木津川運河		土物D	船町渡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住吉川			住之江大橋下流 1,100m		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和川	D		遠里小野橋	近	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
内川放水路	_		古川橋	堺	0	0	\circ	\circ	-	0	-	_	\circ	_
内川		_	竪川橋	が	0	0	0	0		0	_		0	0

- 注:1. 令和4年度(令和5年3月31日現在)の測定状況を示す。
 - 2. 類型は、第3.2.8-4表(2)、(3)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。
 - 3. 測定点は、第3.1.2-9 図を参照。
 - 4. 調査機関の「市」は大阪市、「近」は国土交通省近畿地方整備局、「堺」は堺市を示す。
 - 5. 調査項目の「pH」は水素イオン濃度、「DO」は溶存酸素量、「BOD」は生物化学的酸素要求量、「S S」は浮遊物質量、「LAS」は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示し、「O」は調査が行われていないことを示す。



第3.1.2-9図 水質測定点の位置(河川)

a. 生活環境の保全に関する環境基準項目(生活環境項目・河川)

令和 4 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における生活環境の保全に関する環境 基準項目(生活環境項目)の水質の測定結果は第3.1.2-8表のとおりであり、8 地点で測定が行 われている。河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量(6 地点:環境基準点)の 75%値は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第3.1.2-8表(1) 水質の測定結果(生活環境項目・河川) (令和4年度)

	NR4	WET THE		水素濃度	イオ 〔pH〕			溶7 [D0]	字酸素 (m	₹量 g/L)			生物	物化学 〔BOD	的酸] (m	素要才 g/L)	₹量	
河川名	測定点名	類型	最小			语语	最小	最大			環境 基準	最小	最大	m/n	75%値		適否	環境 基準
安治川	天保山渡	В	7.4	8.2	0/48		6.7	11	9. 1	0/12		0.5	2.3	0/12	1.5	1.2	0	
尻無川	甚平衛渡	В	7.0	7.7	0/48		4. 5	10	7.6	1/12		0.5	2.2	0/12	1.4	1.3	0	
木津川	千本松渡	В	7.0	7.7	0/48	6.5以上	3.6	10	7.9	1/12	5	0.8	2.5	0/12	1. 7	1.4	0	3
木津川運河	船町渡	В	7.3	9.0	5/48	8.5以下	4. 7	17	11	1/12	以上	0.6	3. 2	2/12	2. 7	1.9	0	以下
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	В	6. 9	7. 9	0/48		4. 7	10	8. 2	1/12		1. 4	23	1/12	2. 7	3. 9	0	
大和川	遠里小野橋	D	7. 9	8.8	1/12	6.0以上 8.5以下	7. 6	13	10	0/12	2 以上	1. 0	2. 3	0/12	1.8	1.6	0	8 以下
内川放水路	古川橋	-	7.4	8.7	-/16		4. 7	15	7. 7	-/4		0.8	3. 7	-/4	2.5	2.3	_	
内川	竪川橋	-	7.6	8.7	-/16		4. 4	13	7.9	-/4		1.3	4. 1	-/4	3. 7	2.8	_	

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-9 図を参照。
 - 2. 類型は、第3.2.8-4表(2)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。
 - 3. 「m/n」の「m」は環境基準値を超える検体数を、「n」は総検体数を示す。なお、「m」その他が「-」の場合は、環境基準点でない又は類型指定がないため評価が行われていないことを示す。
 - 4. 生物化学的酸素要求量 (BOD) の 75%値とは、n 個の日間平均値を小さいものから順に並べたときの (0.75× n) 番目にくる値である。
 - 5. 適否の「○」は75%値が環境基準適合を示す。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-8表(2) 水質の測定結果(生活環境項目・河川) (令和4年度)

>= 111 fr	No. 1. 1. 6.			浮遊	物質量 (mg/L)	[SS]				大腸菌数 FU/100m		
河川名	測定点名	類型	最小	最大	m/n	平均	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	環境 基準
安治川	天保山渡	В	1	3	0/12	2		1.0×10^{1}	1. 7×10^4	5/12	4. 2×10^3	
尻無川	甚平衛渡	В	2	4	0/12	3		3. 4×10^2	4.8×10^4	6/12	1.0×10^{4}	
木津川	千本松渡	В	1	4	0/12	3	25	1.9×10^{1}	2. 5×10^4	6/12	5. 3×10^3	1,000
木津川運河	船町渡	В	1	7	0/12	3	以下	1. 3×10^{1}	4. 5×10^4	3/12	4. 6×10^3	以下
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	В	1	5	0/12	3		1. 3×10^2	9. 2×10^4	8/12	1. 7×10^4	
大和川	遠里小野橋	D	3	9	0/12	5	100 以下	_	_	_	_	
内川放水路	古川橋	-	1	5	-/4	4		_	_		_	_
内川	竪川橋	-	1	5	-/4	3	_	_	_		_	

- 注:1. 測定点、類型及び「m/n」は、第3.1.2-8表(1)注1~3を参照。
 - 2. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

第3.1.2-8表(3) 水質の測定結果(生活環境項目・河川) (令和4年度)

		ker Hil			T-Z	n)			ノニルフ (m	7ェノ g/L)	ール	
河川名	測定点名	類型	最小	最大	m/n	平均	環境 基準	最小	最大	m/n	平均	環境 基準
安治川	天保山渡		<0.001	0.016	0/4	0.010		<0.00006	0.00009	0/4	0.00007	
尻無川	甚平衛渡		0.017	0.034	1/4	0.025		0.00009	0.00015	0/4	0.00012	
木津川	千本松渡		0.014	0.023	0/4	0.019	0. 03	0.00008	0.00013	0/4	0.00010	0.002
木津川運河	船町渡	生物 B	<0.001	0.024	0/4	0.015	以下	<0.00006	0.00008	0/4	0.00007	以下
住吉川	住之江大橋 下流1,100m		0.030	0. 11	11/12	0.058		0.00006	0.00015	0/4	0. 00010	
大和川	遠里小野橋		0.010	0.023	0/12	0.017		<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	
内川放水路	古川橋	_	0.020	0.020	-/1	0.020		_	_	_		_
内川	竪川橋	_	0.007	0.007	-/1	0.007		_	1	_	1	

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-9 図を参照。
 - 2. 類型は、第3.2.8-4表(3)を参照。類型の「-」は、類型指定がないことを示す。
 - 3. 「m/n」の「m」は環境基準値を超える検体数を、「n」は総検体数を示す。なお、「m」が「-」の場合は、 類型指定がないため評価が行われていないことを示す。
 - 4. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-8表(4) 水質の測定結果(生活環境項目・河川)(令和4年度)

			直鎖ア	ルキルベン		ホン酸及び	その塩
河川名	測定点名	類型			(mg/L)		_
1777174	例是点有	叔王	最小	最大	m/n	平均	環境 基準
安治川	天保山渡		<0.0006	0.0050	0/4	0.0021	
尻無川	甚平衛渡		0.0011	0.0072	0/4	0.0031	
木津川	千本松渡		0.0015	0.0055	0/4	0.0032	0. 05
木津川運河	船町渡	生物B	0.0023	0.0038	0/4	0.0028	U.US 以下
住吉川	住之江大橋 下流1,100m		0.0021	0. 021	0/4	0.0084	め F
大和川	遠里小野橋		<0.0006	0.0033	0/4	0.0014	
内川放水路	古川橋	_	_	_	_	_	_
内川	竪川橋	_	_		_	_	_

注:測定点、類型、「m/n」及び「-」は、第3.1.2-8表(3)注1~4を参照。

b. 人の健康の保護に関する環境基準項目(健康項目・河川)

令和 4 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における人の健康の保護に関する環境 基準項目(健康項目)の水質の測定結果は第 3.1.2-9 表のとおりであり、7、8 地点で測定が行 われている。ふっ素は 1 地点(堅川橋)で、ほう素は 1 地点(遠里小野橋)を除く 6 地点で環 境基準に適合していない。

第3.1.2-9表(1) 水質の測定結果(健康項目・河川) (令和4年度)

		カドミ	ウム	全シ	アン	鉛		六価クロ	14	砒素		総水銀	艮
河川名	測定点名	(mg/I	ر)	(mg	;/L)	(mg/]	L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
		[0.003mg/L	以下]	[検出され	ないこと]	[0.01mg/L	以下]	[0.02 mg/L]	以下]	$[0.01 \mathrm{mg/L}]$	以下]	[0.0005mg/L	以下]
		年平均	適否	最大	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
尻無川	甚平衛渡	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
木津川	千本松渡	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
木津川運河	船町渡	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
大和川	遠里小野橋	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
内川	竪川橋	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-9 図を参照。
 - 2. []内は、環境基準を示す。
 - 3. 適否の「○」は環境基準適合を、「×」は環境基準不適合を示す。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-9表(2) 水質の測定結果(健康項目・河川) (令和4年度)

				ジクロ	П			1, 2	}-	1, 1-	-	シス-1	, 2-
		PCB		メタ	ン	四塩化	炭素	ジクロ	コロ	ジクロ	口	ジクロ	口
河川名	測定点名							エタ	ン	エチレ	ン	エチレ	ン
刊川石	例足尽名	(mg/I	_)	(mg/l	_)	(mg/I	_)	(mg/	L)	(mg/L	,)	(mg/L	.)
		[検出されな	いこと]	[0.02 mg/L]	以下]	[0.002 mg/L]	.以下]	[0.004mg/	[以下]	[0. 1mg/L]	以下]	$[0.04 \mathrm{mg/L}]$	以下]
		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0
尻無川	甚平衛渡	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0
木津川	千本松渡	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0
木津川運河	船町渡	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0
住吉川	住之江大橋 下流 1,100 m	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0
大和川	遠里小野橋	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0
内川放水路	古川橋	_	_	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0
内川	竪川橋	N. D	\circ	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0	<0.004	0

- 注:1. 測定点、 [] 及び適否は、第3.1.2-9表(1)注1~3を参照。
 - 2. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

第3.1.2-9表(3) 水質の測定結果(健康項目・河川) (令和4年度)

		1, 1, 1		1, 1,		トリクロ		テト		1, 3			
		トリクロ	コロ	トリク	D D	エチレ	ン	クロロ	口	ジクロ	1 口	チウラ	ム
河川名	測定点名	エタン	/	エタ	ン			エチレ	ン	プロ〜	ペン		
刊川泊	例足尽名	(mg/L	.)	(mg/	L)	(mg/L	.)	(mg/I	_)	(mg/)	L)	(mg/L	.)
		[1mg/L]	[下]	[0.006mg/	L以下]	$[0.01 \mathrm{mg/L}]$	以下]	$[0.01 \mathrm{mg/L}]$	以下]	[0.002mg/I	以下]	[0.006mg/L	以下]
		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0
尻無川	甚平衛渡	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0
木津川	千本松渡	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0
木津川運河	船町渡	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0
大和川	遠里小野橋	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0
内川放水路	古川橋	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0		_
内川	竪川橋	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0	<0.0006	0

注:1. 測定点、 [] 及び適否は、第3.1.2-9表(1)注1~3を参照。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

第3.1.2-9表(4) 水質の測定結果(健康項目・河川) (令和4年度)

河川名	測定点名	シマジン (mg/L)		チオベ カル: (mg/L	ブ	ベンゼ		セレン		硝酸性3 及び 亜硝酸性	室素
			[0.003mg/L以下]		.) 以下]	(mg/L [0.01mg/L]		(mg/L [0.01mg/L		(mg/L [10mg/Lじ	
		年平均	年平均 適否		適否	年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	0.89	0
尻無川	甚平衛渡	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	1.6	0
木津川	千本松渡	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	2.0	0
木津川運河	船町渡	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	1.2	0
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	4.6	0
大和川	遠里小野橋	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	3. 5	0
内川放水路	古川橋		_	_	_	<0.001	0		_		_
内川	竪川橋	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	0. 11	0

注:1. 測定点、[] 及び適否は、第3.1.2-9表(1)注1~3を参照。

^{2. 「}一」は、調査が実施されていないことを示す。

^{2. 「}一」は、調査が実施されていないことを示す。

第3.1.2-9表(5) 水質の測定結果(健康項目・河川) (令和4年度)

河川名	測定点名	(mg	o素 /L) /L以下]	(E) (mg [1mg/l			
		年平均	適否	年平均	適否	年平均	適否
安治川	天保山渡	0.48	0	1.6	×	<0.005	0
尻無川	甚平衛渡	0. 32	0	1. 4	×	<0.005	0
木津川	千本松渡	0.50	0	1. 7	×	<0.005	0
木津川運河	船町渡	0. 51	0	2. 1	×	<0.005	0
住吉川	住之江大橋下流 1,100m	0.39	0	1.8	×	<0.005	0
大和川	遠里小野橋	0. 12	0	0.08	0	<0.005	0
内川	竪川橋	0. 94	×	3. 4	×	<0.005	0

注:測定点、[] 及び適否は、第3.1.2-9表(1)注1~3を参照。

「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月) 「令和4年度公共用水域水質測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年9月)より作成

c. ダイオキシン類(河川)

平成 30~令和 4 年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水質の測定結果(ダイオキシン類)は第 3.1.2-10 表のとおりであり、7 地点で測定が行われている。ダイオキシン類(河川)は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第3.1.2-10表 水質の測定結果(ダイオキシン類・河川) (平成30~令和4年度)

		平成 30 年度	Ę	令和元年	变	令和2年	变	令和3年月	复	令和4年月	叓
河川名	測定点名	測定値 (pg-TEQ/L)	適否								
安治川	天保山渡	0.070	0	0.047	0	0.063	0	0.039	0	0.086	0
尻無川	甚平衛渡	0.21	0	0.13	0	0. 13	0	0. 17	0	0.11	0
木津川	千本松渡	0.10	0	0.096	0	0.16	0	0. 12	0	0.10	0
木津川運河	船町渡	0. 22	0	0. 19	0	0.16	0	0. 10	0	0. 19	0
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	0. 14	0	0.45	0	0. 27	0	0. 19	0	0. 17	0
大和川	遠里小野橋	0.20	0	0.37	0	0. 17	0	0. 19	0	0. 24	0
内川	竪川橋	0.082	0	0.083	0	0.11	0	0. 13	0	0. 22	0

注:1. 測定点は、第3.1.2-9 図を参照。

2. 適否の「○」は、環境基準(1pg-TEQ/L以下)適合を示す。

「平成30年度~令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成

③ 地下水

a. 地下水水質

令和4年度の対象事業実施区域の周辺における地下水水質の測定点の位置は第3.1.2-10図のとおりであり、概況調査地点3地点、継続監視調査地点4地点で測定が行われている。令和4年度の測定結果によると、第3.1.2-11表のとおり、砒素1地点(大阪市浪速区元町)、テトラクロロエチレン1地点(堺市堺区南安井町)、ふっ素1地点(大阪市住之江区御崎)、ほう素2地点(大阪市此花区島屋、大阪市住之江区御崎)において環境基準に適合していない。

第3.1.2-11表(1) 水質の測定結果(健康項目・地下水) (令和4年度)

			カドミウ	ウム	全シア	ン	鉛		六価クロ	14	砒素		総水針	退
調査種別	市名	測定点名	(mg/L)	(mg/L	,)	(mg/L	.)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L	.)
,_,,			[0.003mg/L	以下]	[検出されない	へこと]	[0.01mg/L]	以下]	[0.02mg/L]	以下]	$[0.01 \mathrm{mg/L}]$	以下]	[0.0005mg/L	以下]
			年平均値	適否	最大	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況	大阪市	此花区島屋	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	0.005	0	<0.0005	0
調査	大阪市	浪速区元町	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	0.042	×	<0.0005	0
 加重	堺市	堺区北三国ヶ丘町	<0.0003	0	N. D	0	<0.005	0	<0.01	0	<0.005	0	<0.0005	0
小小小士	大阪市	此花区島屋	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
継続監視	大阪市	浪速区元町	_	_	_	_	_	_	_	_	0.042	×	_	_
調査	大阪市	住之江区御崎	_	_				_		_	_	_		_
叫且	堺市	堺区南安井町	_	_				_		_	_	_		_

- 注:1. 調査種別は、概況調査が調査地域を選定して順次調査を行うローリング方式にて実施する調査、継続監視調査 が汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うために実施する調査を示す。
 - 2. 測定点は、第3.1.2-10 図を参照。
 - 3. []内は、環境基準を示す。
 - 4. 適否の「○」は、環境基準適合を、「×」は環境基準不適合を示す。
 - 5. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

[「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)より作成]

第3.1.2-11表(2) 水質の測定結果(健康項目・地下水) (令和4年度)

					ジクロ	口			クロロ	1	1, 2-		1, 1-	-
			PCB		メタン	/	四塩化炭	表素	エチレ	ン	ジクロ	口	ジクロ	口
調査	市名	測定点名									エタン	/	エチレ	ン
種別	川名	側足尽名	(mg/L	.)	(mg/L)	(mg/L	.)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L	.)
			[検出されない	へこと]	[0.02mg/L]	以下]	[0.002mg/L	以下]	[0.002mg/L	以下]	[0.004mg/L	以下]	[0. 1mg/L J	以下]
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況	大阪市	此花区島屋	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0
調査	大阪市	浪速区元町	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0
则且	堺市	堺区北三国ヶ丘町	N. D	0	<0.002	0	<0.0002	0	<0.0002	0	<0.0004	0	<0.002	0
継続	大阪市	此花区島屋		_			ı	_	-		1		I	_
監視	大阪市	浪速区元町		_			ı	_	-		1		I	_
調査	大阪市	住之江区御崎	_	_	_			_	_		_			_
叫且	堺市	堺区南安井町	_	_	_	_	_	_	<0.0002	0	_	_	<0.002	0

注:調査種別、測定点、[]内、適否及び「一」は、第3.1.2-11表(1)注1~5を参照。

[「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)より作成]

第3.1.2-11表(3) 水質の測定結果(健康項目・地下水) (令和4年度)

			1, 2-		1, 1, 1	-	1, 1, 2	<u>-</u>	トリクロ	1 🗆	テト	ラ	1, 3-	-
			ジクロ	口	トリクロ	コロ	トリクロ	コロ	エチレ	ン	クロロ	コ	ジクロ	ロ
調査	+ 4		エチレ	ン	エタン	/	エタン	/			エチレ	ン	プロペ	ン
種別	市名	測定点名	(mg/L) (mg/L))	(mg/L)		(mg/L)		(mg/L	.)	(mg/L	.)	
			[0.04 mg/L]	以下]	[1mg/L以	下]	[0.006mg/L	以下]	[0.01 mg/L]	以下]	[0.01 mg/L]	以下]	[0.002mg/L	以下]
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況	大阪市	此花区島屋	<0.004	0	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0
調査	大阪市	浪速区元町	<0.004	0	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0
加1	堺市	堺区北三国ヶ丘町	<0.004	0	<0.0005	0	<0.0006	0	<0.001	0	<0.0005	0	<0.0002	0
小小公士	大阪市	此花区島屋	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
継続監視	大阪市	浪速区元町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
調査	大阪市	住之江区御崎	=	_	_	_	=	_	_	_	_	_	=	_
则徂	堺市	堺区南安井町	0.007	0	_	_	<0.0006	0	0.003	0	0.011	×	=	_

注:調査種別、測定点、[]内、適否及び「一」は、第3.1.2-11表(1)注1~5を参照。

[「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)より作成]

第3.1.2-11表(4) 水質の測定結果(健康項目・地下水) (令和4年度)

調査	本 夕 測字点夕		チウラム シマジン 市名 測定点名		チオベ カルフ		ベンゼン		セレン		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素			
種別	川名	」 測定点名	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L	,)
			[0.006mg/L	以下]	[0.003mg/L	以下]	[0.02mg/L J	以下]	[0.01mg/L J	以下]	[0.01mg/L J	以下]	[10mg/L L	[下]
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
概況	大阪市	此花区島屋	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	<0.08	0
調査	大阪市	浪速区元町	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	0.09	0
泂 1	堺市	堺区北三国ヶ丘町	<0.0006	0	<0.0003	0	<0.002	0	<0.001	0	<0.002	0	0.80	0
小小公士	大阪市	此花区島屋	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
継続監視	大阪市	浪速区元町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
調査	大阪市	住之江区御崎	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
加州王	堺市	堺区南安井町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

注:調査種別、測定点、[]内、適否及び「一」は、第3.1.2-11表(1)注1~5を参照。

[「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)より作成]

第3.1.2-11表(5) 水質の測定結果(健康項目・地下水) (令和4年度)

調査種別	市名	測定点名	ふつ素 (mg/L) [0.8mg/L以下]		ほう素 (mg/L) [lmg/L以刊		7	
			年平均値	適否	年平均値	適否	年平均値	適否
4mr am	大阪市	此花区島屋	0.60	0	1. 7	×	<0.005	0
概況 調査	大阪市	浪速区元町	0. 15	0	0.06	0	<0.005	0
加14	堺市	堺区北三国ヶ丘町	0. 16	0	0.08	0	<0.005	0
小小小士	大阪市	此花区島屋	_	-	1. 7	×	_	_
継続監視	大阪市	浪速区元町	_	-	_	_	_	_
調査	大阪市	住之江区御崎	4. 0	×	1.8	×		_
叫且	堺市	堺区南安井町	_	_	_	_	_	_

注:調査種別、測定点、[]内、適否及び「一」は、第3.1.2-11表(1)注1~5を参照。

[「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府HP、閲覧:令和5年9月)より作成]

b. ダイオキシン類(地下水)

平成30~令和4年度の対象事業実施区域の周辺におけるダイオキシン類(地下水)の測定点の位置は第3.1.2-10図のとおりであり、平成30年度及び令和2年度はそれぞれ1地点、令和元年度及び3年度はそれぞれ2地点で測定が行われている。第3.1.2-12表のとおり、すべての測定点で環境基準(1pg-TEQ/L以下)に適合している。

なお、令和4年度は対象事業実施区域の周辺に測定点はない。

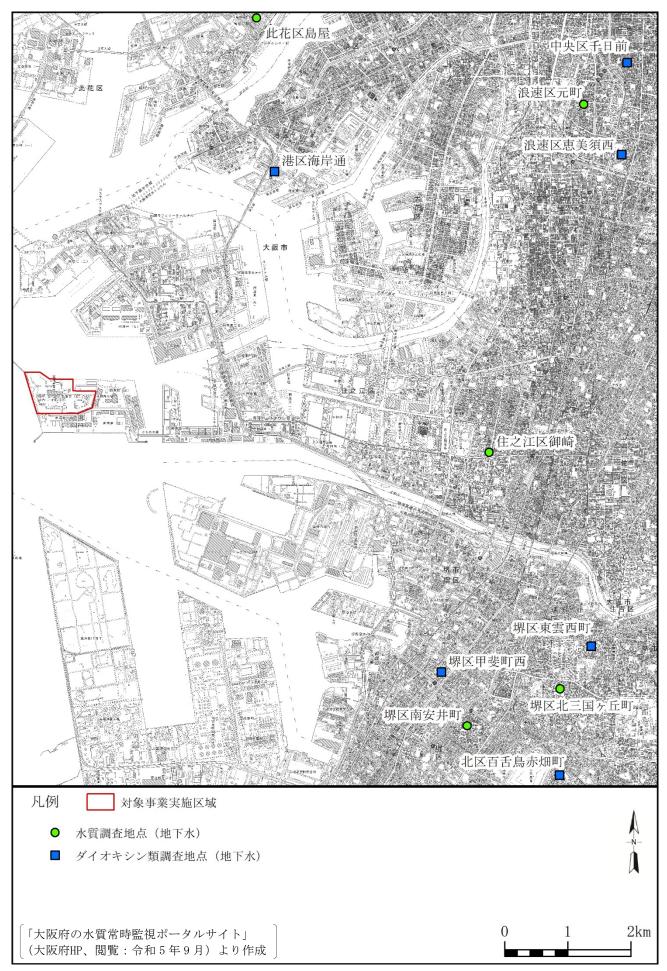
第3.1.2-12表 地下水のダイオキシン類の測定結果(平成30~令和4年度)

市名	測定点名	測定値 (pg-TEQ/L)	測定年度	適否
堺市	北区百舌鳥赤畑町	0.051	平成 30 年度	0
大阪市	浪速区恵美須西	0.041	令和元年度	0
堺市	堺区東雲西町	0. 19	令和元年度	0
大阪市	中央区千日前	0.034	令和2年度	0
大阪市	港区海岸通	0.049	令和3年度	0
堺市	堺区甲斐町西	0.016	令和3年度	0

注:1. 測定点は、第3.1.2-10 図を参照。

「平成30~令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成

^{2.} 適否の「○」は、環境基準 (1pg-TEQ/L以下) 適合を示す。



第3.1.2-10図 水質測定点の位置(地下水)

(3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

平成29~令和3年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、第3.1.2-13表のとおりである。 令和3年度の大阪市、堺市及び大阪府における水質汚濁に係る苦情の発生状況は、大阪市では 0件、堺市では33件、大阪府では237件となっている。

第3.1.2-13表 水質汚濁に係る苦情の発生状況(平成29~令和3年度)

(単位:件)

地域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪市	2	0	0	1	0
堺市	54	48	53	39	33
大阪府	309	263	249	226	237

「平成30~令和4(2018~2022)年度版 大阪市環境白書」(大阪市、平成30~令和4年)「堺市統計書 令和4年度版」(堺市、令和5年)

「令和4年度版 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)

より作成

3. 水底の底質の状況

(1) 海域

令和2年度の対象事業実施区域の周辺海域における水底の底質の測定結果(一般項目/健康項目)は第3.1.2-14表のとおりであり、第3.1.2-5図に示す1地点で測定が行われている。

また、平成30~令和4年度の対象事業実施区域の周辺海域における水底の底質の測定結果(ダイオキシン類・海域)は第3.1.2-15表のとおりであり、第3.1.2-5図に示す2地点又は4地点で測定が行われている。水底の底質の測定結果(ダイオキシン類・海域)は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第3.1.2-14表 水底の底質の測定結果(一般項目/健康項目・海域)(令和2年度)

			一般項目										
測定点名	測定月	рΗ	CODs e d	硫化物	含水率	強熱減量	酸化還元	総クロム	nーヘキサン	全窒素	全燐		
側止点名	例足力						単位		抽出物質				
		(-)	(mg/g)	(mg/g)	(%)	(%)	(mV)	(mg/kg)	(mg/g)	(mg/g)	(mg/g)		
南港西	8月	7. 4	22	0.45	57	10.7	-403	70	<0.5	1.7	0.64		
用 径 四	2月	8. 1	25	0.42	53	9.6	-283	67	_	_	_		

		健康項目									
測定点名	測定月	カドミウム	全シアン	鉛	砒素	総水銀	アルキル水銀	РСВ			
		(mg/kg)									
南港西	8月	0. 92	<0.1	76	10.0	0.88	<0.01	0.04			

注:1. 測定点は、第3.1.2-5 図を参照。

- 2. 底質の調査は、第3.1.2-2表に示す8地点のうち「南港西」の1地点で、ローリング調査(数年に一度調査を実施)が行われており、令和2年度が最新の調査結果となる。
- 3. 酸化還元単位は、直読値を示す。

[「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府 HP、閲覧:令和5年9月)より作成]

第3.1.2-15表 水底の底質の測定結果(ダイオキシン類・海域)(平成30~令和4年度)

	平成 30 年度		令和元年	度	令和2年	度	令和3年	度	令和4年度	
測定点名	測定値 (pg-TEQ/g)	適否								
南港西	16	0	19	0	21	0	19	0	16	0
No.5 ブイ跡		_	13	0		_		_	24	0
南港	_		_	_	2. 5	0	_	_	_	_
大阪港関門外	_	_	20	0	_	_	_	_	17	0
木津川河口中央	_	_	_	_	100	0	_	_	_	_
堺 7-3 区沖	12	0	13	0	14	0	14	0	15	0

- 注:1. 測定点は、第3.1.2-5 図を参照。
 - 2. 適否の「○」は、環境基準 (150pg-TEQ/g 以下) 適合を示す。
 - 3. 「一」は、調査が実施されていないことを示す。

「平成30年度~令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成

(2) 河川

令和3年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水底の底質の測定結果(一般項目/健康項目)は第3.1.2-16表のとおりであり、第3.1.2-9図に示す3地点で測定が行われている。

また、平成30~令和4年度の対象事業実施区域の周辺海域の流入河川における水底の底質の測定結果(ダイオキシン類)は第3.1.2-17表のとおりであり、第3.1.2-9図に示す7地点で測定が行われている。水底の底質の測定結果(ダイオキシン類・河川)は、1地点(船町渡)で環境基準を超過する年度がみられた以外は、すべての測定点で環境基準に適合している。

第3.1.2-16表 水底の底質の測定結果(一般項目/健康項目・河川)(令和3年度)

河川名	測定点名	含水率 (%)	総水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
安治川	天保山渡	65. 7	0.55	0. 12
木津川	千本松渡	39. 4	0.43	0.13
大和川	遠里小野橋	4.6	0.02	<0.01

注:測定点は、第3.1.2-9 図を参照。

[「大阪府の水質常時監視ポータルサイト」(大阪府 HP、閲覧:令和5年5月)より作成]

第3.1.2-17表 水質の底質の測定結果(ダイオキシン類・河川)(平成30~令和4年度)

		平成 30 年	度	令和元年	度	令和2年	度	令和3年	度	令和4年	度
河川名	測定点名	測定値 (pg-TEQ/g)	適否								
安治川	天保山渡	28	0	32	0	36	0	44	0	88	\circ
尻無川	甚平衛渡	60	0	41	0	73	0	74	0	71	\circ
木津川	千本松渡	82	0	78	0	100	0	71	0	82	\circ
木津川運河	船町渡	130	0	200	×	220	×	130	0	270	×
住吉川	住之江大橋 下流 1,100m	47	0	38	0	47	0	42	0	30	0
大和川	遠里小野橋	0.31	0	0. 26	0	0. 23	0	0. 25	0	0. 22	\circ
内川	竪川橋	68	0	86	0	67	0	110	0	81	\circ

注:1. 測定点は、第3.1.2-9 図を参照。

2. 適否の「○」は環境基準 (150pg-TEQ/g 以下) 適合を、「×」は不適合を示す。

「平成30年度~令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌汚染の状況

平成30~令和4年度の対象事業実施区域の周辺における土壌のダイオキシン類測定点の位置は第3.1.3-1図、その測定結果は第3.1.3-1表のとおりであり、平成30年度、令和2~3年度にそれぞれ1地点で測定が行われている。土壌のダイオキシン類は、すべての測定点で環境基準に適合している。

なお、令和元年度及び4年度は対象事業実施区域の周辺に測定点はない。

第 3.1.3-1 表 土壌のダイオキシン類の測定結果(平成 30~令和 4 年度)

測定点名	測定値 (pg-TEQ/g)	測定年度	適否
北粉浜小学校	0. 14	平成 30 年度	0
向泉寺公園	2. 2	令和2年度	0
築港小学校	1.5	令和3年度	0

- 注:1. 測定点は、第3.1.3-1 図を参照。
 - 2. 測定値は、乾燥泥当たりの濃度である。
 - 3. 適否の「○」は、環境基準(1,000pg-TEQ/g以下)適合を示す。

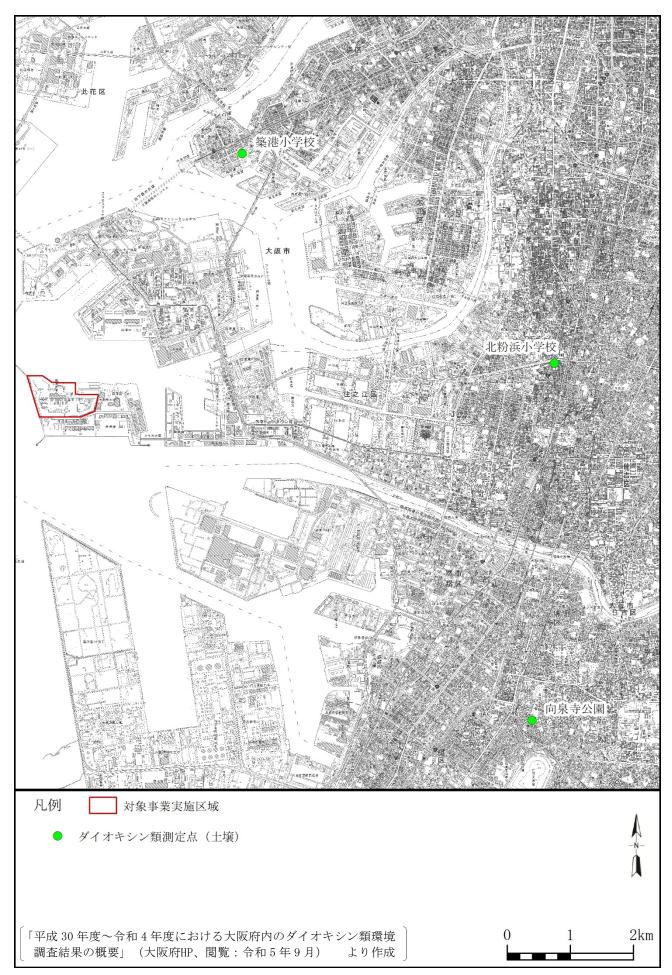
「平成30年度~令和4年度における大阪府内のダイオキシン類環境調査結果の概要」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成

また、対象事業実施区域の周辺における「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく指定状況については、要措置区域の指定はなく、形質変更時要届出区域は大阪市住之江区で18 か所指定されている。

対象事業実施区域の周辺における「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)に基づく指定状況については、大阪府全域に要措置管理区域の指定はなく、要届出管理区域は大阪市住之江区で1か所指定されている。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域情報」

「大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要措置管理区域・要届出管理区域情報」 (大阪府HP、閲覧:令和5年9月) より作成



第3.1.3-1図 土壌のダイオキシン類測定点の位置

(2) 土地利用履歴

対象事業実施区域は、公有水面埋め立てによって造成された埋立地である。当社は、昭和 59 年に大阪市と発電所用地の変更契約を締結、大阪港南港埠頭の土地(現在の南港発電所立地の土地)を取得し、南港発電所を建設した。なお、南港発電所は昭和 60 年にガス導管海底シールドトンネルに着工、昭和 62 年に発電所工事に本格着工し、平成 3 年に運転を開始した。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

平成29~令和3年度の土壌汚染に係る苦情の発生状況は、第3.1.3-2表のとおりである。

令和3年度の大阪市及び堺市における土壌汚染に係る苦情の発生状況は、堺市では0件となっている。なお、大阪市においては、土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を「その他」として計20件となっている。

第3.1.3-2表 土壌汚染に係る苦情の発生状況(平成29~令和3年度)

(単位:件)

地域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪市	12	9	21	10	20
堺市	0	3	0	1	0
大阪府	5	0	6	4	2

注:大阪市は土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む値を示す。

「平成30~令和4(2018~2022)年度版 大阪市環境白書」(大阪市、平成30~令和4年)

「堺市統計書 令和4年度版」(堺市、令和5年)

「令和4年度版 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)

より作成

2. 地盤の状況

平成 29~令和 3 年度の地盤沈下に係る苦情の発生状況は、第 3.1.3-3 表のとおりである。

令和3年度の大阪市及び堺市における地盤沈下に係る苦情の発生状況は、堺市では0件となっている。なお、大阪市においては、土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を「その他」として計20件となっている。

また、令和3年度において対象事業実施区域周辺の大阪市港区築港4丁目、堺市大浜西町等で 地下水位の経年変化が観測されているが、地盤沈下を示す情報はない。

[「大阪府大阪平野地盤沈下情報 令和3年度」(環境省HP、閲覧:令和5年6月)」より作成〕

第3.1.3-3表 地盤沈下に係る苦情の発生状況(平成29~令和3年度)

(単位:件)

					(1 3 - 117
地域	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大阪市	12	9	21	10	20
堺市	0	0	0	0	0
大阪府	2	2	2	0	1

注:大阪市は土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む値を示す。

「平成 30~令和 4 (2018~2022) 年度版 大阪市環境白書」 (大阪市、平成 30~令和 4 年) 「堺市統計書 令和 4 年度版」 (堺市、令和 5 年)

「令和4年度版 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)

より作成

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

(1) 陸上の地形

対象事業実施区域及びその周辺における地形分類は、第3.1.4-1 図のとおりである。対象事業 実施区域の地形分類の区分は埋立地であり、沿岸部は広く三角州性低地が分布し、その内陸部は 自然堤防・砂州・砂丘、扇状地性低地を挟み、段丘(中・低位)が広がっている。

(2) 海底の地形

対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の地形は、第3.1.4-2 図のとおりである。対象事業実施区域の前面海域の水深は6m程度であり、沖合約1kmで10m、沖合約2 kmで12mとなっている。

2. 地質の状況

(1) 陸上の地質

対象事業実施区域及びその周辺における表層地質は、第3.1.4-3図のとおりである。対象事業 実施区域の表層地質の区分は埋立地であり、沿岸部は広く泥が分布し、内陸部は砂を挟んで礫が 分布している。

対象事業実施区域及びその周辺における表層土壌は、第3.1.4-4図のとおりである。対象事業 実施区域の表層土壌の区分は市街地であり、周辺に広く分布している。

(2) 海底の地質

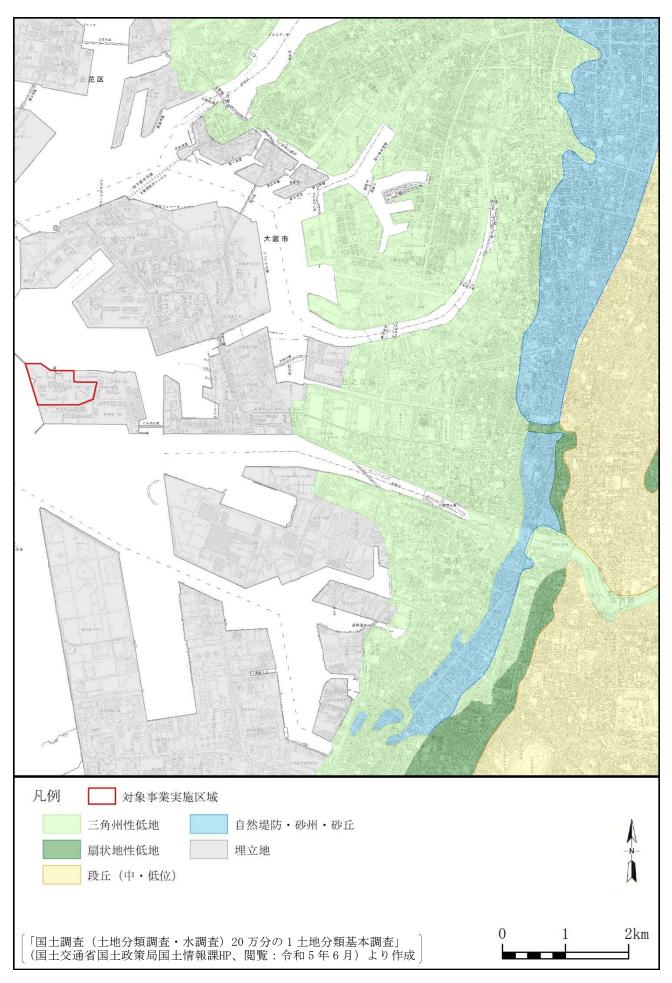
対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の底質は、第3.1.4-2 図のとおりである。対象事業実施区域及びその周辺海域における海底の底質は、広範囲で泥となっており、対象事業実施区域の前面の沿岸部では石及び泥であり、所々に貝殻がみられる。

3. 重要な地形、地質

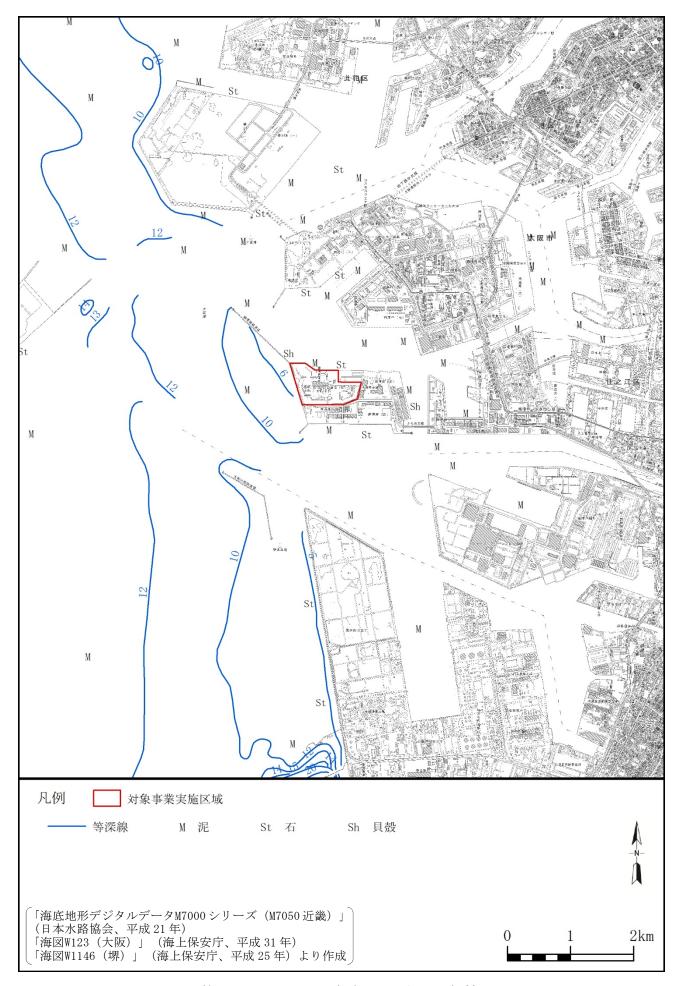
重要な地形及び地質の選定根拠は第3.1.4-1表のとおりである。 対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形、地質は存在しない。

第3.1.4-1表 重要な地形及び地質の選定根拠

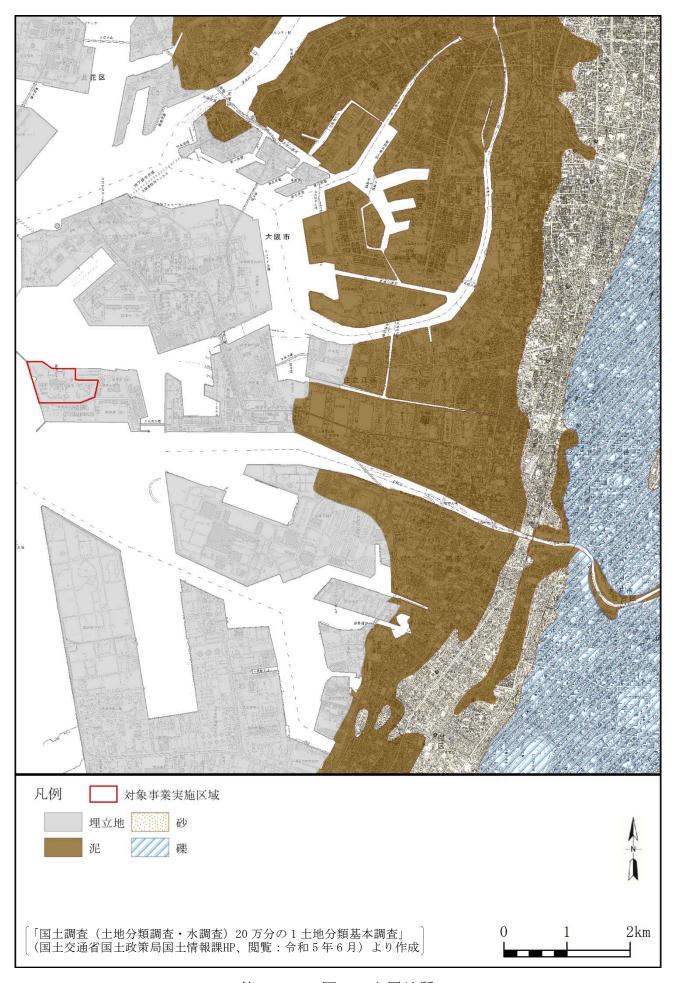
番号	選定基準	カテゴリー
1)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	・国指定特別天然記念物 ・国指定天然記念物 ・大阪府指定天然記念物 ・大阪市指定天然記念物 ・堺市指定天然記念物
2	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号) 「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)	・国指定自然環境保全地域 ・大阪府指定自然環境保全地域
3	「第 3 回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」 (環境庁、平成元年)	・地形・地質、自然現象に係る自然景観資源
4	「日本の地形レッドデータブック第 1 集-危機にある地形 -」(古今書院、平成 12 年)	保護ランク A:保存状態が良好で今後も保護を続けるべき地形 B:開発による破壊の恐れがあり緊急に保護を必要とする地形 C:すでに一部が破壊されてしまったがその他の部分は保護できた地形、または現在破壊が進行中の地形 D:重要な地形でありながらすでに破壊され失われた地形 地形区分 I:変動地形 Ⅲ:火山地形 Ⅲ:河川の作用や風化・侵食によってできる地形 Ⅳ:気候を反映した地形 Ⅴ:海岸地形 Ⅵ:地質を反映した地形 Ⅵ:地質を反映した地形 Ⅵ:セの他の重要な地形
5	「日本の典型地形について」(国上交通省HP、閲覧:令和5年5月)	・日本の多様な地形を成因別に 194 の地形項目 に分け、それぞれの地形項目の特徴を有する 代表的な地形



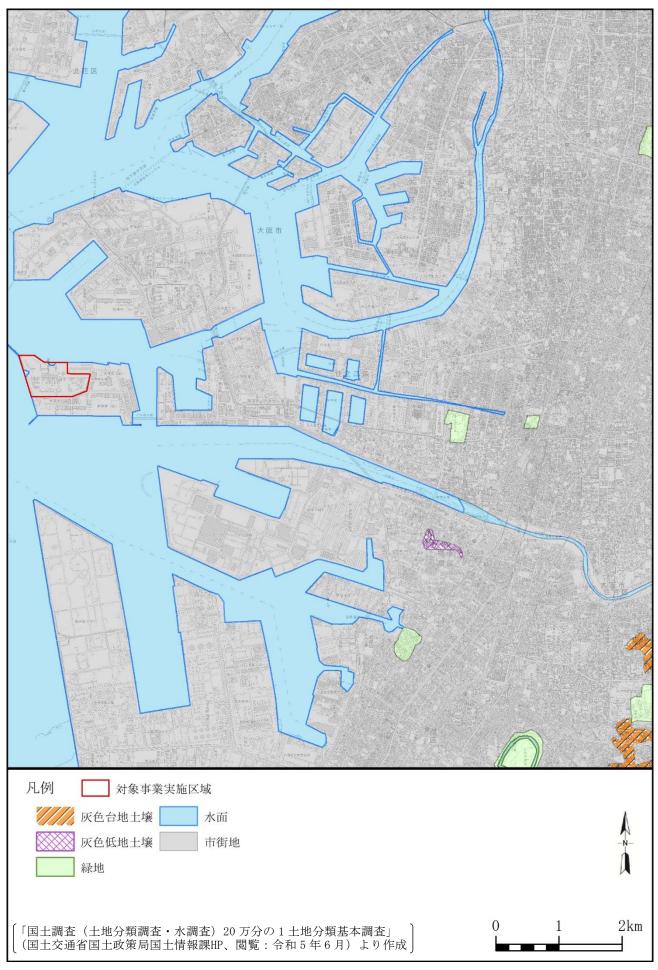
第 3.1.4-1 図 地形分類



第3.1.4-2図 海底の地形及び底質



第 3.1.4-3 図 表層地質



第 3.1.4-4 図 表層土壌

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

- 1. 陸域の動物の状況
- (1) 陸域の動物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の動物相の概要を第 3.1.5-1 表に示す既存資料により整理した。

第3.1.5-1表 文献その他既存資料(陸域動物)

No.	文献名	調査対象
1	「第 2 回自然環境保全基礎調査(昭和 53 年度)動植物分布調査 Web-GIS」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月)	哺乳類、鳥類、昆虫類
2	「第 3 回自然環境保全基礎調査(昭和 59 年度)動植物分布調査 Web-GIS」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月)	鳥類
3	「第4回自然環境保全基礎調査(平成元~3年度)動植物分布調査 Web-GIS」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月)	哺乳類、昆虫類
4	「第5回自然環境保全基礎調査(平成9、10年度)動植物分布調査 Web-GIS」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月)	哺乳類、爬虫類、両生類、 昆虫類、底生動物
5	「第 6 回自然環境保全基礎調査(平成 12~16 年度)動植物分布調査 Web-GIS」(環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月)	哺乳類
6	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査(平成 24、25、30、令和元年度)」(水情報国土データ管理センターHP、閲覧:令和5年6月)	哺乳類、鳥類、爬虫類、両 生類、昆虫類、底生動物
7	「第 53 回ガンカモ類の生息調査報告書(令和 3 年度)」(環境省、令和 4 年)	鳥類
8	「2022 年度モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査」(環境省HP、閲覧:令和5年6月)	鳥類
9	「環境アセスメントデータベース」(環境省HP、閲覧:令和5年6月)	鳥類
10	「大阪の生物多様性ホットスポット - 多様な生き物たちに会える場所-」 (大阪府環境農林水産部、平成 28 年)	鳥類
11	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト(令和 3、4 年度)」(大阪湾環境再 生連絡会、閲覧:令和 5 年 6 月)	鳥類、爬虫類、両生類
12	「大阪南港野鳥園出現鳥類」(大阪南港野鳥園HP、閲覧:令和5年6月)	鳥類
13	「大阪市住之江区・南港野鳥園の干潟環境における甲虫目昆虫相-2000 年〜 2002 年の調査結果-」(大阪市立自然史博物館、平成 15 年)	昆虫類
14	「北港テクノポート線建設事業に係る事後調査(平成 19 年 4 月~平成 20 年 3 月)」(株式会社 大阪港トランスポートシステム、大阪市、平成 20 年)	鳥類
15	「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調査報告書(令和4年度)」(国土交通省近畿地方整備局・大阪市・大阪湾広域臨海環境整備センター、令和5年)	鳥類
16	「2025 年日本国際博覧会」私たちからの環境影響評価準備書(生物多様性編)第2版」(公益社団法人大阪自然環境保全協会、令和3年)	鳥類

注:1. No.11「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト」は、令和3年度の「野鳥園臨港緑地」地点データと令和4年度の「堺浜自然再生ふれあいビーチ」地点のデータをとりまとめた。

^{2.} No. 12「大阪南港野鳥園出現鳥類」は、年別データが存在しないため、開園以来のリスト (1983年~2022年) データによりとりまとめた。

^{3.} 上記以外の文献については、至近年のデータをとりまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の動物相の概要は第 3.1.5-2 表のとおりであり、哺乳類では 4 目 7 科 10 種、鳥類では 20 目 56 科 277 種、爬虫類では 2 目 2 科 2 種、両生類では 1 目 3 科 3 種、昆虫類では 8 目 82 科 304 種、底生動物では 20 目 30 科 47 種の合計 52 目 179 科 642 種が確認されている。

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 6 月)によると、対象事業実施区域及びその周辺のガンカモ類の渡来状況は第 3.1.5-1 図のとおり、令和 3 年度ではホシハジロ、マガモが多く確認されている。

分類	主な確認種	確認種数
哺乳類	コウベモグラ、アブラコウモリ、クマネズミ、ドブネズミ、ヌートリア、タ ヌキ、キツネ、ノイヌ(オオカミ)、シベリアイタチ、ハクビシン	4目7科10種
鳥類	コジュケイ、サカツラガン、カイツブリ、カワラバト(ドバト)、オオミズナギドリ、コウノトリ、アカアシカツオドリ、サンカノゴイ、クイナ、ジュウイチ、ヨタカ、アマツバメ、タゲリ、ミサゴ、オオコノハズク、ヤツガシラ、アカショウビン、アリスイ、チョウゲンボウ、サンショウクイ等	20目 56科 277種
爬虫類	ミシシッピアカミミガメ、ニホントカゲ	2目2科2種
両生類	ニホンアマガエル、ウシガエル、ヌマガエル	1目3科3種
昆虫類	ベニイトトンボ、ヒゲジロハサミムシ、ツユムシ、クマゼミ、ウスアトキハ マキ、ヒトスジシマカ、ミイデラゴミムシ、ハグロハバチ等	8目82科304種
底生動物	ョワカイメン、アメリカツノウズムシ、シマミズウドンゲ、ヒメタニシ、モノアラガイ、タイワンシジミ、スエヒロミミズ、カイョウミミズ、ヌマビル、ヌマイシビル、フロリダマミズョコエビ、ミズムシ(甲)、ミゾレヌマエビ、ウデマガリコカゲロウ、アメンボ、コガタシマトビケラ、カモヤマユスリカ、アシナガミゾドロムシ、ヒメテンコケムシ、チャミドロコケムシ等	20 目 30 科 47 種
合計	-	52 目 179 科 642 種

第3.1.5-2表 陸域の動物相の概要

^{2.} 合計は、分類間で同じ目、科、種が出現していることにより全分類の和とは異なる。

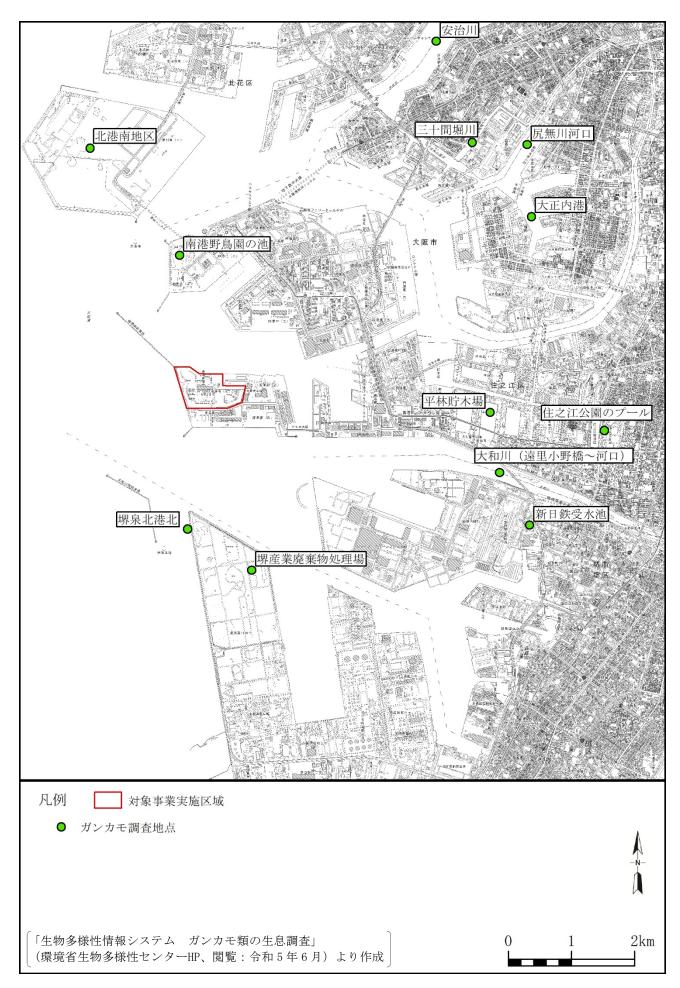
第 3. 1. 5-3 表	ガンカエ粨の海本出温	(全和 9 年 年)
知 ひ 1. ひ ひ 八	ガンカモ類の渡来状況	(7年19年度)

調査地点名	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	オカヨシガモ	ヒドリガモ	オナガガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	ホオジロガモ	ウミアイサ	ミコアイサ	ツクシガモ	計
安治川	1				10	7			28	18						64
北港南地区	13	91	274	1	64	10	29	38	36	19		1		3	91	670
三十間堀川		9				26			51	20						106
尻無川河口						1			221	24						246
大正内港	1	38				7	4		92	36						178
南港野鳥園の池	65	2	29	1	225	86	94	2	2	9			6	1	1	523
平林貯木場	301	16	13		5	21	2	161	1, 441	179	151		1			2, 291
住之江公園のプール		29				15				1						45
大和川(遠里/J野橋~河口)	34		32	2	16	24		2	836	35	112	2	2	1		1,098
新日鉄受水池																0
堺泉北港北	30	2		·		11			119							162
堺産業廃棄物処理場		68	12					46	19	2		7		2		156

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」

(環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月)より作成

注:1. 第3.1.5-1表に示す調査対象の記載に基づいて、底生動物の主な確認種を整理したため、昆虫類が含まれる。



第3.1.5-1図 ガンカモ類調査地点の位置

(2) 陸域の動物の重要な種及び注目すべき生息地

陸域の動物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第3.1.5-4表の 選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第3.1.5-5~9表のと おりである。

対象事業実施区域及びその周辺において、哺乳類ではコウベモグラ、キツネの2種、鳥類ではキジ、サカツラガン、カンムリカイツブリ、シラコバト、オオミズナギドリ、コウノトリ、アカアシカツオドリ、サンカノゴイ、クイナ、ジュウイチ、ヨタカ、タゲリ、ミサゴ、オオコノハズク、アカショウビン、アリスイ、チョウゲンボウ、サンショウクイ等の161種、爬虫類ではニホントカゲの1種、昆虫類ではベニイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、キイロサナエ、コフキトンボ、チッチゼミ、ギンイチモンジセセリ、トラフシジミ、コムラサキ、ツマキチョウ本土亜種、ルイスハンミョウ、マルガタゲンゴロウ、ハマベオオヒメサビキコリ、ジュウクホシテントウ等の29種、底生動物ではチリメンカワニナ、モノアラガイ、ミゾレヌマエビの3種の重要な種が確認されている。なお、両生類の重要な種は確認されなかった。

また、「大阪の生物多様性ホットスポット -多様な生き物たちに会える場所-」(大阪府環境農林水産部、平成28年)によると、対象事業実施区域及びその周辺における陸域の動物の注目すべき生息地として、対象事業実施区域の北約2km~北西約5kmの埋立造成地に野鳥園臨海緑地(大阪南港野鳥園)、夢洲が存在する(位置は第3.1.5-1図の「南港野鳥園の池」及び「北港南地区」参照)。なお、野鳥園臨海緑地(大阪南港野鳥園)は大阪港の港湾施設として設置され、人工干潟と緑地で環境を構成整備した野鳥のための保護区域となっており、夢洲は高水準のコンテナ物流拠点として既に供用している人工島で、2025年万博の開催地になっている。

第3.1.5-4表 陸域の動物の重要な種の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
1)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 府天:大阪府指定天然記念物 市天:大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)	国内:国内希少野生動植物種 特定:特定国内希少野生動植物種 国際:国際希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 I A 類 EN:絶滅危惧 I B 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
4	「近畿地区・鳥類レッドデータブックー絶滅危惧種判定システムの開発-」(京都大学学術出版会、平成 14 年)	繁:繁殖個体群 冬:越冬個体群 通:通過個体群 夏:夏季滞在個体群 1:危機的絶滅危惧 2:絶滅危惧 3:準絶滅危惧 4:要注目
(5)	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	EX:絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
6	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」(堺市、令和3年)	絶滅 A:Aランク B:Bランク C:Cランク 不足:情報不足

第3.1.5-5表 陸域の動物の重要な種(哺乳類)

NI -	目名 科名	任力		少数巫 旦.						
No.		件名	種名	1	2	3	4	(5)	6	文献番号
1	モグラ	モグラ	コウベモグラ						С	6
2	ネコ	イヌ	キツネ					CR+EN		1
計	2 目	2 科	2種	0種	0種	0種	0種	1種	1種	-

- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和4年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-4表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第3.1.5-6表(1) 陸域の動物の重要な種(鳥類)

		O/ 5	45.6			選定基	基準			Little of H
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4	(5)	6	文献番号
1	キジ	キジ	キジ						С	12
2	カモ	カモ	サカツラガン			DD				16
3			ヒシクイ	国天		VU	3:冬			9, 12, 16
4			ハクガン			CR				16
5			コクガン	国天		VU				12
6			コハクチョウ				3:冬			12
7			ツクシガモ			VU	2:冬			7, 8, 12, 14, 15, 16
8			アカツクシガモ			DD				12
9			オシドリ			DD	3:繁			12, 16
10			ヨシガモ				3:冬			2, 7, 12, 16
11			アメリカヒドリ				3:冬			2, 12
12			マガモ				3:繁			2, 7, 12, 14, 15, 16
13			シマアジ				3:通			12, 14
14			トモエガモ			VU	3:冬			12, 16
15			アカハジロ			DD	3:冬			12
16			ビロードキンクロ				2:冬			16
17			クロガモ				3:冬			12, 16
18			ホオジロガモ				3:冬			7, 12, 16
19			ミコアイサ				3:冬			2, 7, 12, 15, 16
20			カワアイサ				3:冬			12, 16
21			ウミアイサ				3:冬	NT		7, 12, 16
22	カイツブリ	カイツブリ	カンムリカイツブリ				3:繁			12, 15
	ハト	ハト	シラコバト			EN				12
24	ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ				4:繁			14
25	コウノトリ	コウノトリ	コウノトリ	特天	国内	CR				12
		カツオドリ	アカアシカツオドリ			EN				12
27	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	1:繁			12
28			ヨシゴイ			NT	2:繁	VU	A	1, 12
29			ミゾゴイ			VU	2:繁	VU		12
30			ゴイサギ						В	1, 2, 12, 14
31			ササゴイ				3:繁			12, 14
32	ļ		アマサギ					VU	С	12, 14
33			チュウサギ			NT	3:繁		С	12, 14
34	ļ		コサギ						С	1, 2, 6, 12, 14, 15
35	ļ		クロサギ				3:繁			12
36			カラシラサギ			NT				12
37	ļ	トキ	ヘラサギ			DD				8, 12
38			クロツラヘラサギ		国内	EN				12, 15
39	ツル	クイナ	クイナ				2:冬	NT	A	12, 14

第3.1.5-6表(2) 陸域の動物の重要な種(鳥類)

N		D A	任力		選定基準			小 却 恋 日		
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4	(5)	6	文献番号
40	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	2:繁	VU	A	12
41			オオバン				3:繁			12, 14, 15
42	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				2:繁			12
43	ļ		ホトトギス				3:繁		С	12, 14
44			ツツドリ				3:繁	NT		12, 14
45			カッコウ				3:繁			12
	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	2:繁	VU	В	12
47	チドリ	チドリ	タゲリ				3:冬	NT		2, 12, 14, 16
48			ケリ			DD		NT	В	1, 12, 14, 16
49			ムナグロ				3:通	VU		8, 12, 14, 15, 16
50			ダイゼン				2:通	VU		8, 12, 14, 16
51			イカルチドリ				3:繁	VU	A	12
52			コチドリ				3:繁	NT	С	1, 8, 11, 12, 14, 15, 16
53			シロチドリ			VU	3:繁	VU	A	1, 2, 8, 10, 12, 14, 15, 16
54			メダイチドリ		国際		3:通	VU		8, 12, 14, 15, 16
55	ļ		オオメダイチドリ		国際		2:通	NT		12, 15, 16
56		セイタカシギ	セイタカシギ			VU				8, 12, 15, 16
57	ļ	シギ	ヤマシギ				3:冬			12
58	ļ		オオジシギ			NT	3:通	NT		12, 16
59			チュウジシギ				2:通	NT		12
60			タシギ				3:冬	NT	С	8, 12, 14, 16
61			シベリアオオハシシギ			DD				12, 16
62			オグロシギ				2:通	NT		12, 14, 16
63	ļ		オオソリハシシギ		国際	VU	3:通	VU		8, 12, 14, 16
64			コシャクシギ		国際	EN				8
65			チュウシャクシギ	-			3:通	NT		8, 10, 12, 14, 16
66			ダイシャクシギ		I Infere		2:通	NT		12, 16
67	<u> </u>		ホウロクシギ		国際	VU	2:通	NT		8, 12, 14, 16
68			ツルシギ			VU	3:通	VU	В	12, 16
69	<u> </u>		アカアシシギ			VU	2:通	NT		10, 12, 14, 15, 16
70	{		コアオアシシギ				2:通	NT		8, 12, 14, 16
71	-		アオアシシギカラフトアオアシシギ	-	日出	CD	3:通	VU		8, 10, 12, 14, 15, 16
72			クサシギ	-	国内	CR	0.4	NIT		12, 16
73			タカブシギ			VIII	3:冬	NT	С	12, 16
74 75	-		キアシシギ			VU	3:通	VU NT	В	8, 12, 14, 16
	{									8, 11, 12, 14, 15, 16
76 77			ソリハシシギ イソシギ	1			3:通	VU		8, 12, 14, 15, 16
78	-		キョウジョシギ	1	 		3:通	NT VU		1, 8, 12, 14, 15, 16 8, 12, 14, 15, 16
79			オバシギ	1	国際		2:通	VU		8, 12, 14, 15, 16 8, 12, 14, 16
80			コオバシギ	1	国際		2:通	NT		12, 14, 16
81			ミユビシギ	†	四际		2:通	NT		12, 14, 16
82	1		トウネン				3:通	NT	С	2, 8, 10, 12, 14, 15, 16
83			オジロトウネン	1			2:通	NT		12, 16
84			ヒバリシギ	1			2:通	VU		12, 14, 16
85			ウズラシギ	1			3:通	VU		12, 14, 15, 16
86			サルハマシギ		国際		2:通	NT		12, 14, 16
87			ハマシギ		- HW	NT	3:冬		С	2, 8, 10, 12, 14, 15, 16
88	1		ヘラシギ		国内	CR	2:通			12, 14, 16
89	1		キリアイ				2:通	NT		8, 12, 14, 16
90			エリマキシギ				2:通	NT		10, 12, 14, 16
91	1	ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU	2:通	CR+EN	A	12, 16
92		カモメ	ズグロカモメ			VU	2:冬	NT		12, 16
	1	<u> </u>		-	1		`			,

第3.1.5-6表(3) 陸域の動物の重要な種(鳥類)

		A1 E		選定基準						1 44 17
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4	5	6	文献番号
93	チドリ	カモメ	ウミネコ				4:繁			2, 12, 14, 15
94			シロカモメ				3:冬			2, 12
95			オオセグロカモメ			NT				2, 6, 12, 14
96			コアジサシ			VU	2:繁	CR+EN	A	1, 10, 12, 14, 15
97			ベニアジサシ			VU		NT		10, 12
98			ハジロクロハラアジサン				3:通			12
99		ウミスズメ	ウミスズメ			CR				12
100	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	2:繁		С	12, 14, 15
101		タカ	ハチクマ			NT	2:繁	CR+EN	A	12, 14
102			トビ					-	С	2, 12, 14, 15
103			チュウヒ		国内	EN	1:繁	CR+EN	A	10, 12, 14
104			ハイイロチュウヒ				2:冬	NT		10, 12, 14
105			ツミ			NIM	3:繁	VU		12
106			ハイタカ			NT	4:繁	NICE	D	12, 14
107			オオタカ			NT	3:繁	NT	В	12, 14
108			サシバ ノスリ			VU	2:繁	CR+EN	A C	9, 12
109	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				2:繁	NT	C	12, 14 12
	7949	7949	コノハズク				2:繁	DD		12
111			フクロウ				3:繁	DD NT	В	12
113			アオバズク				3:繁	VU	В	12, 14
114			トラフズク				2:冬	VU	A	2, 12
115			コミミズク				2:冬	VU	A	12, 14
	ブッポウソウ	カワヤミ	アカショウビン				2:繁	YU	Λ	12
117		7 7 2 4	カワセミ				3:繁			12, 14
	キツツキ	キツツキ	アリスイ				3:冬			12, 14
119	()) (()) (アカゲラ				3:繁			12
120			アオゲラ				3:繁			12
	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				3:冬			2, 12, 14
122			コチョウゲンボウ				2:冬	NT		12
123			ハヤブサ		国内	VU	3:繁		С	2, 12, 14
124	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	3:繁	VU	В	12, 14
125		カササギヒタキ	サンコウチョウ				3:繁		С	12, 14
126		モズ	アカモズ		国内	EN	4:通			12
127		キクイタダキ	キクイタダキ				3:冬			12, 14
128		ヒバリ	ヒバリ					NT	С	1, 2, 12, 14
129		ツバメ	コシアカツバメ					NT	С	12
130		ムシクイ	オオムシクイ			DD				12
131			メボソムシクイ				3:繁			12, 14
132			エゾムシクイ				3:繁			12, 14
133			センダイムシクイ				3:繁	NT		12, 14
134		センニュウ	マキノセンニュウ			NT	2:通			12
135			シマセンニュウ				3:通			12, 14
136		ヨシキリ	オオヨシキリ				3:繁	NT	В	1, 12, 14, 15
137		, ,	コヨシキリ				3:繁			12
138		セッカ	セッカ					NT	В	1, 12, 14, 15
139		レンジャク	ヒレンジャク				4:冬			12
140		ミソサザイ	ミソサザイ		1		3:繁			12
141		ムクドリ	コムクドリ				3:通			12, 14
142		ヒタキ	マミジロ		-		3:繁	NT		12, 14
143			トラツグミ クロツグミ				2:繁	NT		12, 14
144			フロンクミ				3:繁			12, 14
145			ノゴマ							12, 14
146			コルリ				3:通			12, 14
141		L	コルソ				3:繁			12, 14

第3.1.5-6表(4) 陸域の動物の重要な種(鳥類)

N	П <i>А</i>	th b	任力			選定基	準			文献番号		
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4	(5)	6	人 厭奋芳		
148	スズメ	ヒタキ	ルリビタキ				3:繁			12, 14		
149			ノビタキ				3:繁			12, 14		
150			エゾビタキ				3:通			12, 14		
151			コサメビタキ					VU		12, 14		
152			キビタキ				3:繁			12, 14		
153			オオルリ				3:繁			12		
154		セキレイ	ビンズイ				4:繁			12, 14		
155		ホオジロ	ホオアカ				3:繁	NT		12		
156			カシラダカ					NT		12, 14		
157			ミヤマホオジロ				3:冬	NT		12		
158			ノジコ			NT	3:繁			12, 14		
159			アオジ				3:繁			2, 12, 14		
160]		クロジ				3:繁			12, 14		
161			オオジュリン					NT		2, 12, 14		
計	18 目	40 科	161 種	3種	15 種	53 種	131 種	75 種	40 種	_		

- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和3年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-4表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第3.1.5-7表 陸域の動物の重要な種(爬虫類)

NI -	目名	科名	種名			選定基	準			少数巫 卫
No.	日名	件名	性 名	1	2	3	4	5	6	文献番号
1	有鱗	トカゲ	ニホントカゲ						С	6
計	1 目	1科	1種	0種	0種	0種	0種	0種	1種	-

- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和4年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-4表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第3.1.5-8表 陸域の動物の重要な種(昆虫類)

N		科名	種名			選定基	準			李松巫 日
No.	目名	件名	埋石	1	2	3	4	5	6	文献番号
1	トンボ	イトトンボ	ベニイトトンボ			NT		NT	A	3
2			セスジイトトンボ					NT	В	4
3]	ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT		VU	A	4
4			アオヤンマ			NT		VU	A	1
5		サナエトンボ	キイロサナエ			NT		NT	A	1
6		トンボ	コフキトンボ					NT	С	4
7			ベッコウトンボ		国内	CR		EX	絶滅	1
8			ョツボシトンボ					NT	В	1
9]		アキアカネ					NT	С	4
10			ナニワトンボ			VU		VU	A	1, 3
11			ノシメトンボ					NT	В	4
12			オオキトンボ			EN		CR+EN	A	1
13	カメムシ	セミ	チッチゼミ						В	4
14	チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ			NT		EX	絶滅	1
15			キマダラセセリ						С	3
16		シジミチョウ	トラフシジミ						С	3
17		タテハチョウ	コムラサキ						С	3
18			クロヒカゲ本土亜種						C*1	3
19			ヒカゲチョウ						С	3
20			ヒメジャノメ						С	3
21			ヒオドシチョウ						С	3
22		シロチョウ	ツマキチョウ本土亜種						C**2	3
23	コウチュウ	ハンミョウ	ルイスハンミョウ			EN		EX	絶滅	4
24		ゲンゴロウ	マルガタゲンゴロウ			VU		CR+EN	絶滅	4
25			ケシゲンゴロウ			NT		NT	С	4
26		コメツキムシ	ハマベオオヒメサビキコリ					VU		6
27			ツシマヒメサビキコリ					NT	不足	13
28]	テントウムシ	ジュウクホシテントウ					NT	В	13
29			ジュウサンホシテントウ					NT	В	13
計	4 目	13 科	29 種	0種	1種	11 種	0種	20 種	28 種	-

- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和4年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-4表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-1表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。
 - 4. ※1:「クロヒカゲ」で掲載。※2:「ツマキチョウ」で掲載。

第3.1.5-9表 陸域の動物の重要な種(底生動物)

No.	目名	科名	種名			選定基	準			文献番号
NO.	日名		性名	1	2	3	4	5	6	人 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
1	新生腹足	カワニナ	チリメンカワニナ						С	4
2	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ			NT		CR+EN	A	4
3	エビ	ヌマエビ	ミゾレヌマエビ						С	6
計	3 目	3 科	3 種	0種	0種	1種	0種	1種	3種	-

- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和4年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-4表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第 3.1.5-1 表のNo. に対応し、その文献により確認を得た種を示す。
 - 4. 第3.1.5-1表に示す調査対象の記載に基づいて、底生動物の重要な種を整理したため、昆虫類が含まれる。

2. 海域の動物の状況

(1) 海域の動物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における海域の動物相の概要を第 3.1.5-10 表に示す既存資料 により整理した。

第3.1.5-10表 文献その他の既存資料(海域動物)

No.	文献名	調査対象
1	「海棲哺乳類ストランディングデータベース」(国立科学博物館HP、閲覧:令和5年6月)	海棲哺乳類
2	「環境アセスメントデータベース」 (環境省HP、閲覧:令和5年6月)	海棲哺乳類
3	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト(令和3、4年度)」(大阪湾環 境再生連絡会、閲覧:令和5年6月)	魚類、底生生物及び付着生物 (動物)
4	「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る事後調 査報告書(令和3年度)」(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)	魚類、底生生物及び付着生物(動物)
5	「令和 4 年度 処分場自然共生調査 (海生生物生育状況調査)報告書」 (大阪湾広域臨海環境整備センター、令和4年)	魚類、底生生物及び付着生物 (動物)
6	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査(平成 27 年度)」(水情報国土データ管理センターHP、閲覧:令和5年6月)	魚類
7	「大阪湾における人工護岸の潮下帯付着生物相について」(大阪市立自 然史博物館、平成 16 年)	底生生物及び付着生物(動物)
8	「大阪府の汽水域・砂浜域の無脊椎動物および藻類相」(大阪市立自然 史博物館、平成 26 年)	底生生物及び付着生物(動物)
9	「北港テクノポート線建設事業に係る事後調査(平成19年4月~平成20年3月)」(株式会社 大阪港トランスポートシステム,大阪市、平成20年)	動物プランクトン、魚卵・稚仔、 魚類、底生生物及び付着生物(動 物)
10	「海域の水生生物調査結果 R3」(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)	動物プランクトン、底生生物及び 付着生物(動物)
11	「大阪の生物多様性ホットスポット -多様な生き物たちに会える場所-」 (大阪府環境農林水産部、平成 28 年)	底生生物及び付着生物 (動物)
12	「昭和 61 年度 大阪府水産試験場業務報告」(大阪府水産試験場、昭和 63 年)	魚卵・稚仔

注:1. No.1「海棲哺乳類ストランディングデータベース」は、HPに記載の対象事業実施区域周辺すべてのデータを 対象とした。

^{2.} No. 3「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト」は、令和3年度の「野鳥園臨港緑地」地点データと令和4年度 の「堺浜自然再生ふれあいビーチ」地点のデータをとりまとめた。 3. 上記以外の文献については、至近年のデータをとりまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における海域の動物相の概要は第 3.1.5-11 表のとおりであり、海棲哺乳類では 1 目 4 科 6 種、魚類では 7 目 31 科 42 種、魚卵では 3 目 4 科 7 種、稚仔では 3 目 6 科 7 種、底生生物及び付着生物(動物)では 61 目 183 科 391 種、動物プランクトンでは 7 目 19 科 39 種の合計 75 目 235 科 487 種が確認されている。

第3.1.5-11表 海域の動物相の概要

分類		主な確認種	確認種数
海棲哺乳類		ミンククジラ、ナガスクジラ、マッコウクジラ、ハナゴンドウ、 マイルカ、スナメリ	1目4科6種
魚類		アカエイ、コノシロ、アユ、ボラ、カサゴ、ヒラメ、カワハギ等	7目31科42種
春 顷,#47	魚卵	サッパ、コノシロ、カタクチイワシ、ネズッポ属、イシガレイ、 単脂球形卵 1、単脂球形卵 2	3目4科7種
展明•惟什	が・椎仔 サッパ、カタクチイワシ、ナベカ属、イソギンポ科、ネズッス 属、ハゼ科、アミメハギ		3目6科7種
稚仔 底生生物及び付着生物 (動物)		ミサキケツボカイメン、ナミイソカイメン、ヤセエダウミヒドラ、ミズクラゲ、アサガオクラゲ、オヨギイソギンチャク、イイジマヒラムシ、リネウス科、ホソミドリヒモムシ、マダラヒモムシ、ウスヒザラガイ、コモレビコガモガイ、カリガネエガイ、マダコ、ミロクウロコムシ、サメハダホシムシ、イワフジツボ、コノハエビ、ユスリカ科、ズングリツマリウミグモ、ヒメホウキムシ、スズメガイダマシ、Hippoporina perforata、イトマキヒトデ、チビクモヒトデ、ヒモイカリナマコ、サンショウウニ、マメボヤ属等	61 目 183 科 391 種
動物プランク	トン	Mesodinium rubrum, Tiarina fusus, Strombidium sp., Leprotintinnus nordqvisti, Codonella sp., Codonellopsis sp., Helicostomella fusiformis, Favella ehrenbergii, Amphorellopsis acuta, Brachionus plicatilis, Synchaeta sp., Oikopleura dioica, Evadne nordmanni, Penilia avirostris, Paracalanus parvus, Acartia sinjiensis, Oithona brevicornis, nauplius of COPEPODA, Microsetella norvegica	7目19科39種
合計			75 目 235 科 487 種

注:1. 動物プランクトンの確認種数は、幼生期での種の同定が難しいため、成体に加えて各々1種として計数した。

^{2.} 各項目で出現する種は、項目間で重複する場合がある。

(2) 海域の動物の重要な種

海域の動物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第 3.1.5-12 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第 3.1.5-13~15 表のとおりである。

対象事業実施区域の周辺海域において、海棲哺乳類ではナガスクジラ、スナメリの2種、魚類ではツバクロエイ、アユ、アカメフグの3種、底生生物及び付着生物(動物)ではイシワケイソギンチャク、ウミニナ、チリハギガイ、ハナオカカギゴカイ、フトヒゲカマキリヨコエビ、ヒモイカリナマコ等の37種の重要な種が確認されている。

第3.1.5-12表 海域の動物の重要な種の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
1)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 府天:大阪府指定天然記念物 市天:大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4年法律第75号)	国内:国内希少野生動植物種 特定:特定国内希少野生動植物種 国際:国際希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類
4	「環境省版海洋生物レッドリスト 2017」(環境省、平成 29 年)	EN:
(5)	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (社団法人日本水産資源保護協会、平成 10 年)	減傾:減少傾向 減少 希少 危急 危惧:絶滅危惧 地域:地域個体群
6	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	EX: 絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足
7	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」(堺市、令和3年)	絶滅 A:Aランク B:Bランク C:Cランク 不足:情報不足

第3.1.5-13表 海域の動物の重要な種(海棲哺乳類)

N	П	科	任力				選定基準				本
No.	目	<u></u>	種名	1	2	3	4	5	6	7	文献番号
1	クジラ	ナガスクジラ	ナガスクジラ					危急			1
2		ネズミイルカ	スナメリ		国際			希少	VU		1, 2
計	1 目	2 科	2 種	0種	1種	0種	0種	2種	1種	0種	_

- 注:1. 配列及び名称は、「海棲哺乳類データベース海棲哺乳類図鑑」(国立科学博物館HP、閲覧:令和5年6月) に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-12表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-10表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第3.1.5-14表 海域の動物の重要な種(魚類)

No.	п	£l.	種名				選定基準				文献番号
NO.	目	什	埋 名	1	2	3	4	(5)	6	7	人 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
1	トビエイ	ツバクロエイ	ツバクロエイ				DD				4
2	サケ	アユ	アユ						NT	С	6
3	フグ	フグ	アカメフグ					減傾			4
計	3 目	3 科	3 種	0種	0種	0種	1種	1種	1種	1種	-

- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和4年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-12表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-10表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第3.1.5-15表(1) 海域の動物の重要な種(底生生物及び付着生物(動物))

N	BB /z	क्राया <i>वि</i>	пр	TN A	任力			;	選定基準	售			
No.	門名	綱名	目名	科名	種名	1	2	3	4	(5)	6	7	文献番号
1	刺胞動物	花虫	イソギンチャ ク	ウメボシイソギンチャク	イシワケイソギンチャク						DD		8
2	軟種動物	腹足	新生腹足	ウミニナ	ウミニナ						NT		3
3				ワカウラツボ	カワグチツボ						NT		8
4				ミズゴマツボ	エドガワミズゴマツボ						NT		8
5				イトカケガイ	クレハガイ						NT	絶滅	8
6			汎有肺	トウガタガイ	クサズリクチキレ						NT		8
7					ヨコスジギリ						NT		7,8
8					クチキレガイ						DD		10
9				オカミミガイ	ウスコミミガイ						VU		8, 11
10		二枚貝	マルスダレカ イ	チリハギガイ	チリハギガイ						NT		8
11				シジミ	ヤマトシジミ						NT	С	8
12			異靱帯	オキナガイ	ソトオリガイ						NT		8, 11
13			オオノガイ	オオノガイ	オオノガイ						VU		8
14	環形動物	ゴカイ	サシバゴカイ	カギゴカイ	ハナオカカギゴカイ						DD		4, 8, 10
15				シリス	カサネシリス						DD		8
16					カキモトシリス						VU		8
17]			ゴカイ	ヤマトカワゴカイ						DD		8
18]				ウチワゴカイ				NT		VU		8, 11
19]		イトゴカイ	タマシキゴカイ	イソタマシキゴカイ						DD		7,8
20					タマシキゴカイ						NT		8

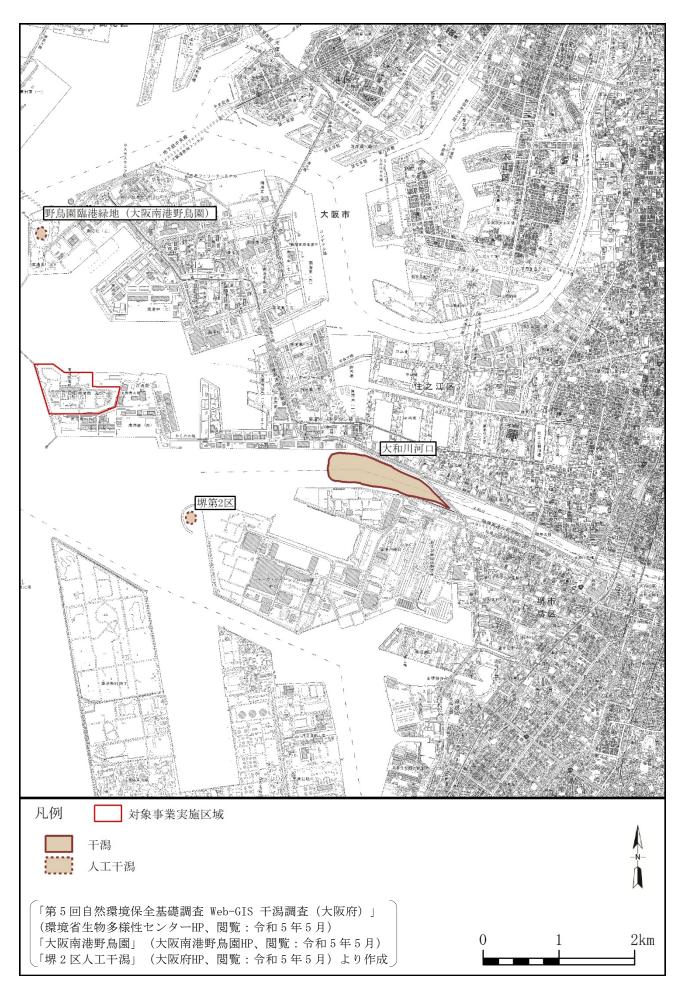
第3.1.5-15表(2) 海域の動物の重要な種(底生生物及び付着生物(動物))

No.	門名	綱名	目名	科名	種名			j	選定基準	售			文献番号
NO.	门名	柳石	日名	件 名	性石	1	2	3	4	(5)	6	7	XINAT
21	環動物	ゴカイ	フサゴカイ	フサゴカイ	ニッポンフサゴカイ						NT		8
22	節足動物	軟甲	ヨコエビ	カマキリヨコエビ	フトヒゲカマキリヨコエ ビ						DD		7
23			ワラジムシ	ウミナナフシ	コウベウミナナフシ						DD		8
24				ウミベワラジムシ	ニホンハマワラジムシ				DD				8
25			アミ	アミ	クロイサザアミ						DD		8
26					ニホンイサザアミ						DD		8
27			エビ	ヌマエビ	ミゾレヌマエビ							С	8
28				ホンヤドカリ	ヨモギホンヤドカリ				NT				8
29				ベンケイガニ	フジテガニ				NT		NT		8, 11
30					クシテガニ				NT				8
31					ユビアカベンケイガニ				NT		NT		8
32				モクズガニ	ハマガニ				NT				8
33					モクズガニ					減傾			3,8
34					ヒメケフサイソガニ				NT		VU		8
35				スナガニ	ハクセンシオマネキ			VU					3, 8
36					スナガニ						NT		3
37	棘翅物	ナマコ	無足	イカリナマコ	ヒモイカリナマコ						NT		8
計	5 門	6 綱	14 目	26 科	37 種	0種	0種	1種	8種	1種	30 種	3種	-

- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和4年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-12表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-10表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

(3) 藻場・干潟・さんご礁

対象事業実施区域の周辺海域における干潟の位置は第3.1.5-2 図のとおりであり、対象事業実施区域の東約3kmの大和川河口に干潟が存在する。また、対象事業実施区域の北約2kmの野鳥園臨港緑地(大阪南港野鳥園)内及び同南東約2kmの沖合に人工干潟が存在する。なお、対象事業実施区域の周辺海域において藻場及びさんご礁は存在しない。



第3.1.5-2図 干潟の位置

3. 陸域の植物の状況

(1) 陸域の植物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の植物相の概要を第 3.1.5-16 表に示す既存資料により整理した。

第3.1.5-16表 文献その他の既存資料(陸域植物)

No.	文献名	
1	「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査(平成28年度)」(水情報国土データ管理センターHP、閲覧:令和5年6月)	植物
2	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト」(大阪湾環境再生連絡会、閲覧:令和5年6月)	植物
3	「大阪市立自然史博物館報道発表資料 2025 年万博会場・夢洲において大阪府で「絶滅」とされた水草「カワツルモ」を再発見」(大阪市立自然史博物館、令和3年)	植物
4	「「2025 年日本国際博覧会」私たちからの環境影響評価準備書(生物多様性編)第 2 版」(公 益社団法人大阪自然環境保全協会、令和3年)	植物

注:1. No.2「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト」は、令和4年度の「堺浜自然再生ふれあいビーチ」地点では植物調査を行っていないため、令和3年度の「野鳥園臨港緑地」地点データをとりまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における陸域の植物相の概要は第 3.1.5-17 表のとおりであり、維管束植物(シダ植物及び種子植物)67 科 310 種が確認されている。

第3.1.5-17表 陸域の植物相の概要

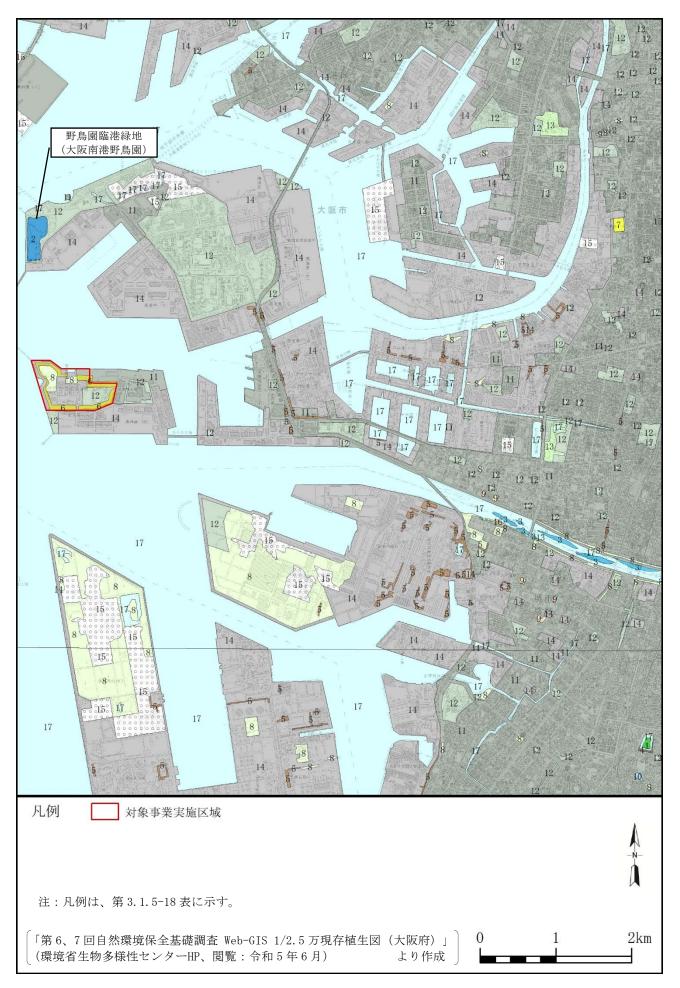
分類		主な確認種	確認種数
シダ植物		スギナ、トクサ	1科2種
	裸子植物	アイグロマツ、クロマツ	1科2種
種子植物	被子植物	クスノキ、カラスビシャク、オオカナダモ、エビモ、カワツルモ、ニガカシュウ、タカサゴユリ、キショウブ、ノビル、シュロ、マルバツユクサ、ヒメガマ、イグサ、ウキヤガラ、バケヌカボ、ニセカラクサケマン、タガラシ、コモチマンネングサ、ホザキノフサモ、ヒイラギヤブカラシ、クサネム、アキニレ、ムクノキ、カラムシ、カスミザクラ、オニグルミ、ゴキヅル、カタバミ、エノキグサ、マルバヤナギ、コゴメバオトギリ、オランダフウロ、ホソバヒメミソハギ、ヒレタゴボウ、ニワウルシ、センダン、アオギリ、カラシナ、シャクチリソバ、オランダミミナグサ、ヒナタイノコヅチ、ツルナ、ヨウシュヤマゴボウ、オシロイバナ、クルマバザクロソウ、スベリヒユ、アカバナルリハコベ、メリケンムグラ、ベニバナセンブリ、ガガイモ、コヒルガオ、クコ、アレチムラサキ、トウネズミモチ、ホソバウンラン、アメリカウンランモドキ、トウバナ、トキワハゼ、セイヨウヒキヨモギ、ヤナギバルイラソウ、シチヘンゲ、ヒナキキョウソウ、ブタクサ、ハマウド、ノヂシャ等	65 科 306 種
î	合計	_	67 科 310 種

(2) 陸域の植生の概要

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図は第 3.1.5-3 図、凡例は第 3.1.5-18 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、大部分が「工場地帯」、「市街地」、「緑の多い住宅地」 及び「開放水域」となっている。また、北部の埋立地には野鳥園臨港緑地(大阪南港野鳥園)が あり、「ヨシクラス」の自然植生が存在する。

^{2.} 上記以外の文献については、至近年のデータをとりまとめた。



第 3.1.5-3 図 現存植生図

第 3. 1. 5-18 表 現存植生図凡例

植生区分	図中番号	ţ	群落名	自然度
ヤブツバキクラス域自然植生		1	アラカシ群落	9
河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生		2	ヨシクラス	10
何 20		3	河辺一年生草本群落 (タウコギクラス等)	5
		4	クロマツ植林	6
		5	その他植林	6
		6	その他植林(常緑広葉樹)	6
植林地・耕作地植生		7	ゴルフ場・芝地	4
		8	路傍・空地雑草群落	4
		9	畑雑草群落	2
		10	水田雑草群落	2
		11	市街地	1
		12	緑の多い住宅地	2
市街地等		13	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	3
111街地寺		14	工場地帯	1
	1100 011	15	造成地	1
		16	自然裸地	_
開放水域		17	開放水域	_

注:図中番号は、第3.1.5-3図の番号に対応する。

「第6、7回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5 万現存植生図 (大阪府)」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月) より作成

(3) 陸域の植物の重要な種及び重要な群落

陸域の植物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第 3.1.5-19 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第 3.1.5-20 表のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺において、ツツイトモ、カワツルモ、ウキヤガラ、ハマエンドウ、オニグルミ、ゴキヅル、ハマボウ、ママコノシリヌグイ、ツメクサ、ホソバハマアカザ、ツルナ、ハマヒルガオ、ウラギク等の19種の重要な種が確認されている。

陸域の重要な植物群落は、第 3.1.5-19 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から 選定した。選定結果は第 3.1.5-21 表、その位置は第 3.1.5-4 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺において、「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J・WWF Japan、平成 8 年)に掲載されている植物群落として、堺市のアラカシ林、オニバス群落が存在するが、詳細な位置情報は公表されていない。また、その他の重要な植物群落(自然植生)として、1/2.5万植生図に対応する植生自然度10及び9に該当する河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生の「ヨシクラス」、ヤブツバキクラス域自然植生の「アラカシ群落」が存在する。なお、「第2、3、5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(全国版)」に掲載されている特定植物群落は、対象事業実施区域及びその周辺には存在しない。

第3.1.5-19表(1) 陸域の植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
笛ク	医 化	7. 7
1)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 府天:大阪府指定天然記念物 市天:大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年法律第 75 号)	国内:国内希少野生動植物種 特定:特定国内希少野生動植物種 国際:国際希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 I A 類 EN:絶滅危惧 I B 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
4	「改定・近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿2001-」(レッドデータブック近畿研究会、平成13年)	絶: 絶滅 A: 絶滅危惧種 A B: 絶滅危惧種 B C: 絶滅危惧種 C 準: 準絶滅危惧種
5	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	EX: 絶滅 CR+EN: 絶滅危惧 I 類 VU: 絶滅危惧 II 類 NT: 準絶滅危惧 DD: 情報不足

第3.1.5-19表(2) 陸域の植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
6	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」 (堺市、令和3年)	絶滅 A: Aランク B: Bランク C: Cランク 不足: 情報不足
(1)	「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落一覧表(全国版)」(環境庁、昭和54年) 「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書(全国版)」(環境庁、昭和63年) 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)に掲載されている特定植物群落	A:原生林もしくはそれに近い自然林 B:国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群 C:比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群 D:砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E:郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F:過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G:乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群 H:その他、学術上貴重な植物群落又は個体群
8	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J. WWF Japan、平成8年)に掲載の植物群落	4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意
9	「自然環境保全基礎調査(現存植生図)」(環境省)において、該当する自然植生	植生自然度 10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、 自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度 9: 自然林(エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、 自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区)

第3.1.5-20表 陸域の植物の重要な種

N		1) b	任力			選定基	準			本本本 日
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4	5	6	文献番号
1	被子植物	ヒルムシロ	ツツイトモ			VU				3, 4
2			リュウノヒゲモ			NT	A			3, 4
3		カワツルモ	カワツルモ			NT	A	EX		3, 4
4		カヤツリグサ	ウキヤガラ						В	1
5			コウボウシバ						絶滅	2
6			シオクグ				С	NT	絶滅	2
7			ヒトモトススキ					VU		4
8			アイダクグ						В	4
9			イソヤマテンツキ						絶滅	2, 4
10		マメ	ハマエンドウ					NT	絶滅	2
11		クルミ	オニグルミ						A	1
12		ウリ	ゴキヅル						С	4
13		アオイ	ハマボウ				A	EX		4
14		タデ	ママコノシリヌグイ						不足	4
15		ナデシコ	ツメクサ						不足	4
16		ヒユ	ホソバハマアカザ					NT	С	4
17		ハマミズナ	ツルナ						С	2, 4
18]	ヒルガオ	ハマヒルガオ						С	2, 4
19		キク	ウラギク			NT	準	NT	不足	4
計	1 分類	13 科	19 種	0種	0種	4種	5種	7種	14 種	_

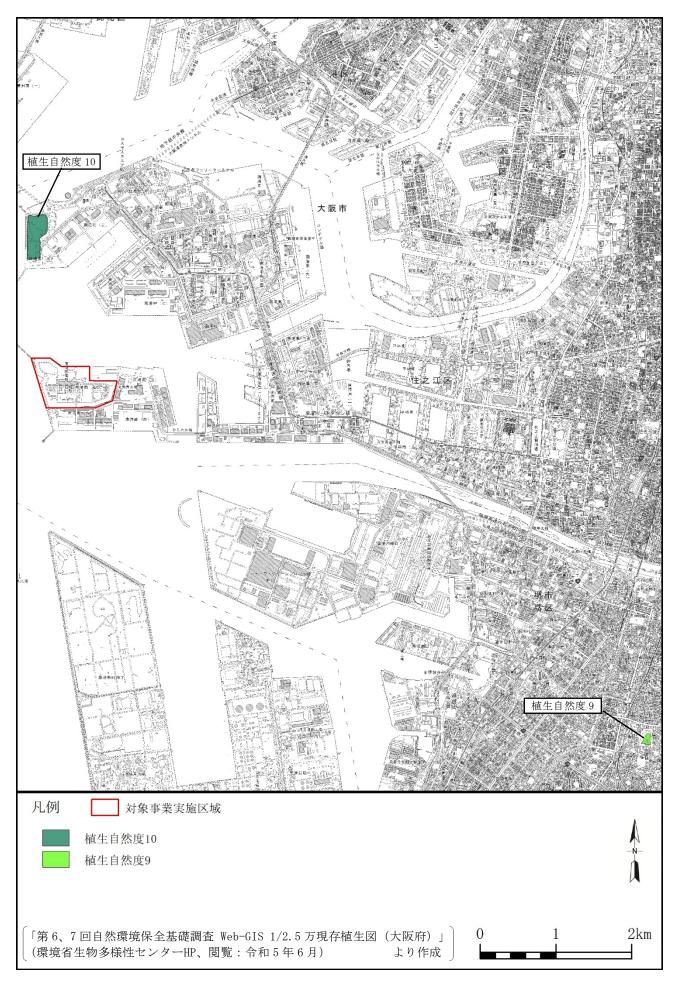
- 注:1. 配列及び名称は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和4年度生物リスト」(河川環境データベース国土交通省、令和4年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-19表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-16表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

第 3.1.5-21 表 陸域の重要な植物群落

所在地	名称	選定基準		
月1土地	7任地 名		9	
堺市	アラカシ林	3		
堺市	オニバス群落	4		
大阪市	河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生 ヨシクラス		植生自然度 10	
堺市	ヤブツバキクラス域自然植生 アラカシ群落		植生自然度 9	

注:選定基準は、第3.1.5-19表に対応する。

「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年) 「第6、7回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5万現存植生図(大阪府)」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月) より作成



第3.1.5-4図 陸域の重要な植物群落の位置

(4) 巨樹・巨木林、天然記念物

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林の概要は第 3.1.5-22 表、天然記念物は第 3.1.5-23 表、それらの位置は第 3.1.5-5 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺には、巨樹・巨木林が3件、天然記念物が国指定及び大阪府指定ともに各1件存在する。

第3.1.5-22表 対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木林の概要

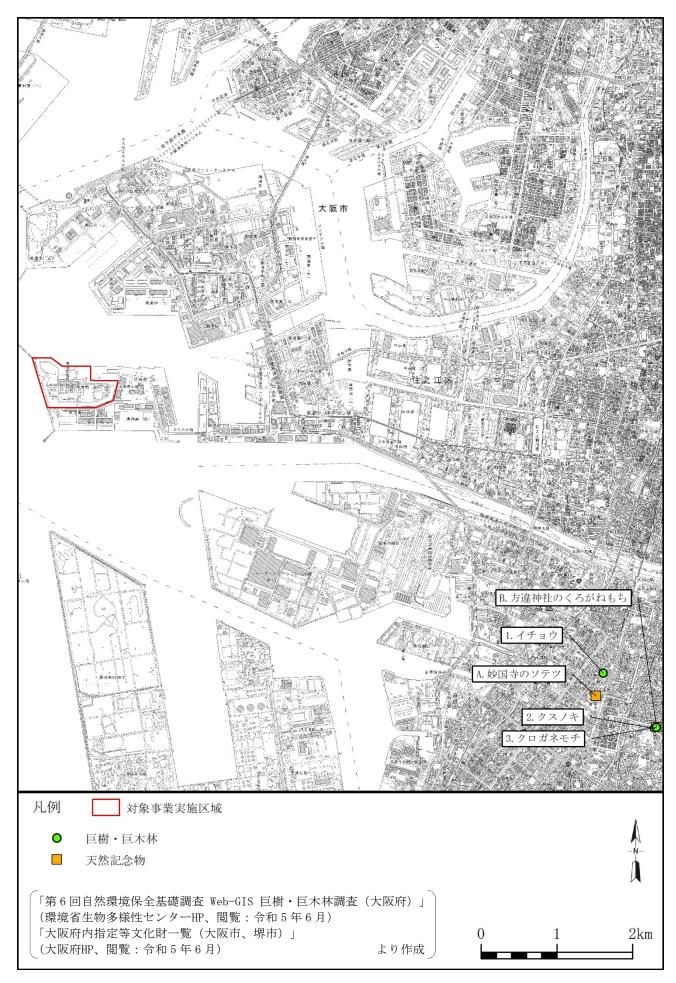
No.	樹種	樹幹 (cm)	樹高 (m)	所在地	備考 (天然記念物)
1	イチョウ	373	16	堺市	
2	クスノキ	300	10	堺市	
3	クロガネモチ	402	8	堺市	方違神社のくろがねもち(天然記念物)

「第6回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 巨樹・巨木林調査 (大阪府)」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月) より作成

第3.1.5-23表 対象事業実施区域及びその周辺の天然記念物(植物)

記号	指定区分	名称	指定年月日	所在地
A	玉	妙国寺のソテツ	大正 13 年 12 月 9 日	堺市堺区材木町東
В	大阪府	方違神社のくろがねもち	昭和 48 年 3 月 30 日	堺市堺区北三国ヶ丘町

[「大阪府内指定等文化財一覧(大阪市、堺市)」(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)より作成]



第3.1.5-5図 巨樹・巨木林及び天然記念物の位置

4. 海域の植物の状況

(1) 海域の植物相の概要

対象事業実施区域及びその周辺における海域の植物相の概要を第 3.1.5-24 表に示す既存資料により整理した。

第3.1.5-24表 文献その他既存資料(海域植物)

No.	文献名	調査対象
1	「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト」(大阪湾環境再生連絡会、閲覧:令和5年6月)	付着生物(海藻)
2	「令和 4 年度 処分場自然共生調査 (海生生物生育状況調査)報告書」 (大阪湾広域臨海環境整備センター、令和 4 年)	付着生物 (海藻)
3	「大阪湾における人工護岸の潮下帯付着生物相について」(大阪市立自然 史博物館、平成16年)	付着生物(海藻)
4	「大阪府の汽水域・砂浜域の無脊椎動物および藻類相」(大阪市立自然史博物館、平成 26 年)	付着生物(海藻)
5	「北港テクノポート線建設事業に係る事後調査(平成19年4月~平成20年3月)」(株式会社 大阪港トランスポートシステム,大阪市、平成20年)	植物プランクトン、付着生 物(海藻)
6	「海域の水生生物調査結果 R3」(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)	植物プランクトン

注:1. No.1「大阪湾生き物一斉調査情報公開サイト」は、令和3年度の「野鳥園臨港緑地」地点データと令和4年度の「堺浜自然再生ふれあいビーチ」地点のデータをとりまとめた。

対象事業実施区域及びその周辺における海域の植物相の概要は、第 3.1.5-25 表のとおりであり、付着生物(海藻)では36科97種、植物プランクトンでは46科166種の合計82科263種が確認されている。

第3.1.5-25表 海域の植物相の概要

分類	主な確認種	確認種数
付着生物(海藻)	マキヒトエ、ヒメアオノリ属、ホソジュズモ、ミル、ネザシハネモ、シオ ミドロ科、クロガシラ属、ヤハズグサ、フクロノリ、ワカメ、シダモク、 アクロカエティウム科、ベニマダラ、カニノテ、ヒメテングサ、イソダン ツウ、カバノリ、カエルデグサ、キヌイトグサ属、藍藻綱等	36 科 97 種
植物プランクトン	CRYPTOMONADALES, Anabaena sp., Merismopedia sp., Prorocentrum dentatum, Dinophysis acuminata, Amphidinium sp., Noctiluca scintillans, Heterocapsa sp., Apedinella spinifera, Meringosphaera sp., Dictyocha fibula, Cyclotella sp., Asterionella formosa, Chattonella sp., Chrysochromulina sp., PRASINOPHYCEAE, Eudorina sp., Pediastrum biwae, Closterium sp., Microflagellata	46 科 166 種
合計	-	82 科 263 種

^{2.} 上記以外の文献については、至近年のデータをとりまとめた。

(2) 海域の植物の重要な種

海域の植物の重要な種は、前項の文献その他の資料で確認された種について、第 3.1.5-26 表の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。選定結果は、第 3.1.5-27 表のとおりである。

対象事業実施区域の周辺海域において、マキヒトエ、スジアオノリ、トサカノリ、ホソアヤギ ヌの4種の重要な種が確認されている。

第3.1.5-26表 海域の植物の重要な種の選定基準

番号	選定基準	カテゴリー
1	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号) 「大阪府文化財保護条例」(昭和 44 年大阪府条例第 5 号) 「大阪市文化財保護条例」(平成 11 年大阪市条例第 5 号) 「堺市文化財保護条例」(平成 3 年堺市条例第 5 号)	国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 府天:大阪府指定天然記念物 市天:大阪市指定天然記念物 堺市指定天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	国内:国内希少野生動植物種 特定:特定国内希少野生動植物種 国際:国際希少野生動植物種 緊急:緊急指定種
3	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 CR:絶滅危惧 I A 類 EN:絶滅危惧 I B 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
4	「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック(水産庁編)」 (社団法人日本水産資源保護協会、平成 10 年)	減傾:減少傾向 減少 希少 危急 危惧:絶滅危惧 地域:地域個体群
5	「大阪府レッドリスト 2014」(大阪府、平成 26 年)	EX:絶滅 CR+EN:絶滅危惧 I 類 VU:絶滅危惧 II 類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足
6	「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」(堺市、令和3年)	絶滅 A:Aランク B:Bランク C:Cランク 不足:情報不足

第3.1.5-27表 海域の植物の重要な種(付着生物(海藻))

N	्राज्य <i>वि</i>	П /г	TN F	Œ b	選定基準						ナ お
No.	綱名	目名	科名	種名	1	2	3	4	5	6	文献番号
1	緑藻	ヒビミドロ	マキヒトエグサ	マキヒトエ					NT		4
2		アオサ	アオサ	スジアオノリ				減傾			1, 4
3	紅藻	スギノリ	ミリン	トサカノリ			NT	減傾			4
4		イギス	コノハノリ	ホソアヤギヌ			NT		NT	С	1, 4
計	2 綱	4 目	4 科	4 種	0種	0種	2種	2種	2種	1種	-

- 注:1. 「日本産海藻目録(2015年改訂版)」(吉田忠生・鈴木雅大・吉永一男、平成27年)に準拠した。
 - 2. 選定基準は、第3.1.5-26表に対応する。
 - 3. 文献番号欄は第3.1.5-24表のNo.に対応し、その文献により確認を得た種を示す。

(3) 藻場・干潟・さんご礁

対象事業実施区域の周辺海域における干潟の位置は第3.1.5-2 図のとおりであり、対象事業実施区域の東約3kmの大和川河口に干潟が存在する。また、対象事業実施区域の北約2kmの野鳥園臨港緑地(大阪南港野鳥園)内及び同南東約2kmの沖合に人工干潟がある。なお、対象事業実施区域の周辺海域において藻場及びさんご礁は存在しない。

5. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺における環境類型区分の概要は第 3.1.5-28 表、その区分図は 第 3.1.5-6 図のとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、地形、植生区分との対応関係により「草地・緑地」、「河辺・湿原等」、「裸地」、「市街地等」及び「開放水域」の5つの環境類型区分に分類される。 対象事業実施区域及びその周辺における環境類型区分は主に「市街地等」、「草地・緑地」及び「開放水域」である。

第 3.1.5-28 表 環境類型区分の概要

類型区分	主な地形	植生区分
草地・緑地	平地	アラカシ群落、クロマツ植林、その他植林、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群 落、畑雑草群落
河辺·湿原等	河辺 海岸	ヨシクラス、河辺一年生草本群落(タウコギクラス等)
裸地	低地	造成地、自然裸地
市街地等	低地	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、工場地帯
開放水域	低地	開放水域

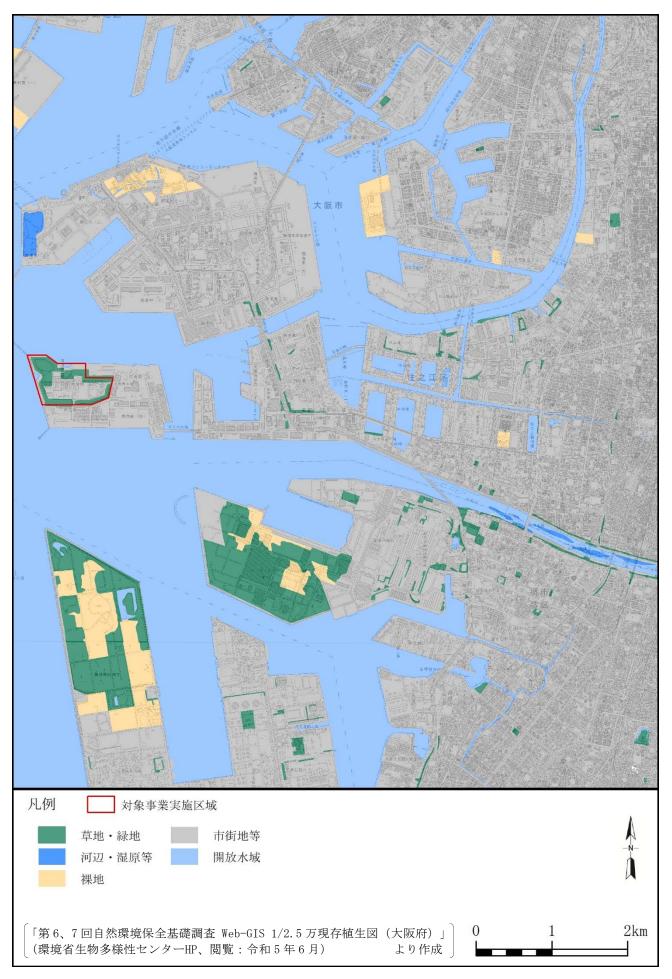
注:植生区分は、現存植生図(第3.1.5-3図)参照。

「第6、7回自然環境保全基礎調査 Web-GIS 1/2.5 万現存植生図(大阪府)」 (環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和5年6月) より作成

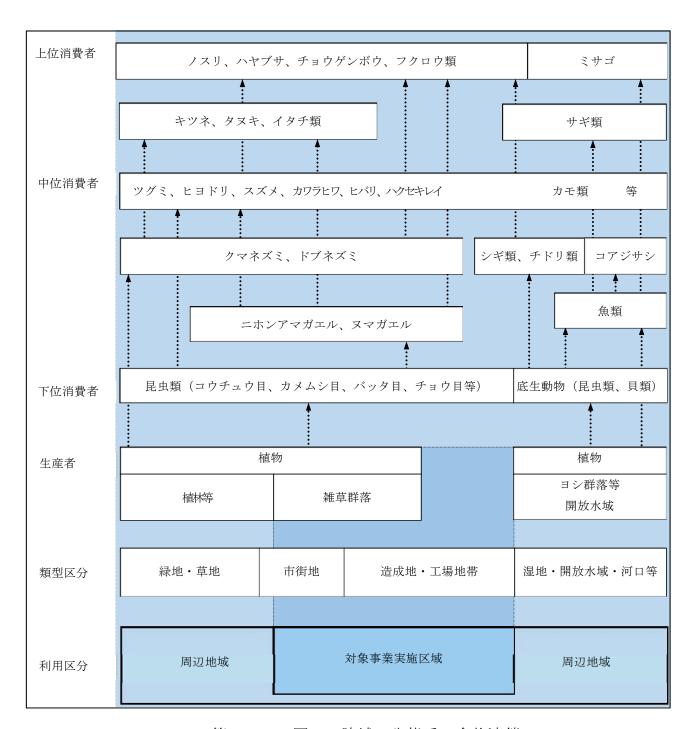
(2) 対象事業実施区域及びその周辺における生態系

対象事業実施区域及びその周辺は、海岸域や都市域に含まれ、大部分が工場地帯、市街地、路 傍・空地雑草群落、造成地等になっている。点在する植栽や対象事業実施区域の北部の埋立地に 存在する野鳥園臨港緑地(大阪南港野鳥園)にはシギ類、チドリ類などの鳥類が多くみられる。 また、野鳥園臨港緑地内の湿地や干潟は底生動物の生息場所となっており、貴重な生態系が構成 されている。

以上を踏まえた対象事業実施区域及びその周辺において想定される陸域の生態系の食物連鎖は、第3.1.5-7図のとおりである。対象事業実施区域を含む「市街地」及び「造成地・工場地帯」では、雑草群落を生産者として、昆虫類やニホンアマガエル等の両生類が下位消費者、クマネズミ等の小型哺乳類やハクセキレイ等の小型鳥類が中位消費者、キツネ等の中型哺乳類やハヤブサ等の猛禽類が上位消費者となる生態系が成立していると想定される。また、対象事業実施区域の周辺の「湿地・開放水域・河口等」では、ヨシ群落等を生産者として、底生生物や魚類が下位消費者、中小型の水鳥が中位の消費者、サギ類やミサゴ等の猛禽類が上位消費者となる生態系が成立していると想定される。



第 3.1.5-6 図 環境類型区分図



第3.1.5-7図 陸域の生態系の食物連鎖

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

既存資料及び現地踏査により、事業計画を考慮して対象事業実施区域から 10km程度の範囲の主要な眺望点や景観資源の状況を整理した。

大阪市全域(市域内の地先公有水面を含む。)が景観計画区域(基本届出区域(都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3区域)、重点届出区域(御堂筋地区等の都心部7地区))に定められており、対象事業実施区域は基本届出区域(臨海景観形成区域)に位置している。また、対象事業実施区域周辺の堺市全域も景観計画区域(都心・周辺市街地景観、近郊市街地景観、郊外市街地景観、田園景観、丘陵市街地景観、丘陵地景観、臨海市街地景観の7区分)に定められている。

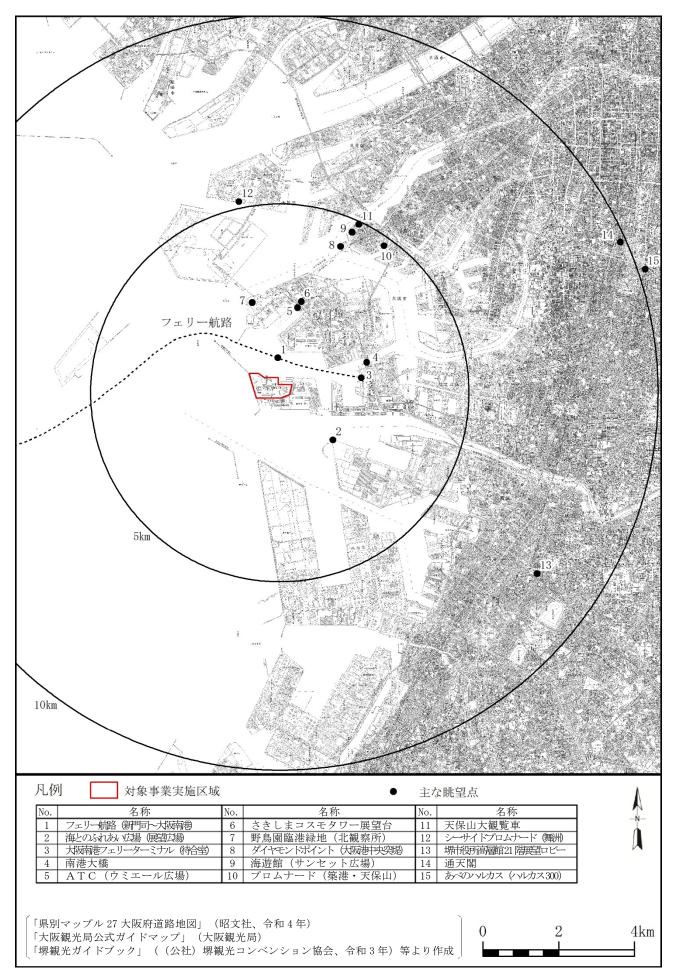
「「大阪市景観計画」(大阪市、令和2年) 「堺市景観計画」(堺市HP、閲覧:令和5年5月)より作成

対象事業実施区域の周辺における主要な眺望点の位置は第3.1.6-1 図のとおりであり、「フェリー航路(新門司〜大阪南港)」、「海とのふれあい広場」、「南港大橋」等の15 地点がある。対象事業実施区域の周辺における主要な景観資源の位置は第3.1.6-2 図のとおりであり、「野鳥園臨港緑地」、「シーサイドコスモ」、「臨海部の景観」等の34 箇所がある。なお、主要な景観資源は、大阪市の「都市景観資源(わがまちナイススポット)の概要」(大阪市HP、閲覧:令和5年5月)に基づくものは、規模の小さな建築物等が数多く含まれていたため、主要な眺望点から視認される可能性のある比較的規模の大きなものを任意に選定し、堺市の「堺市景観計画」(堺市HP、閲覧:令和5年5月)に基づくものは本文献の「2-1 活かしたい堺の景観」に記載されたすべてのものを選定した。

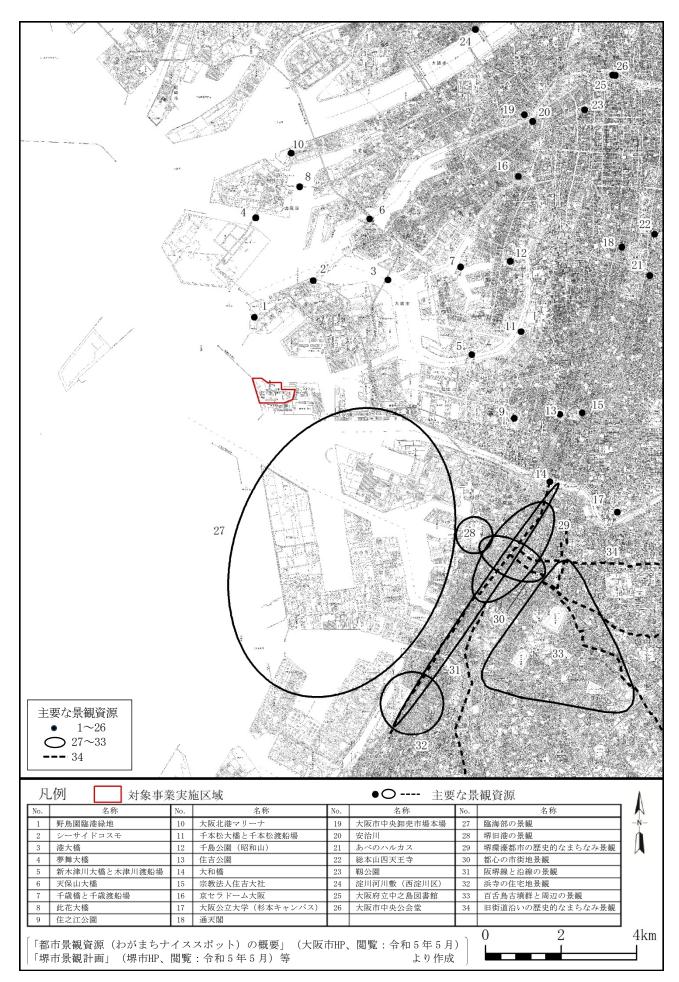
2. 人と自然との触れ合いの活動の場

既存資料及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を整理した。

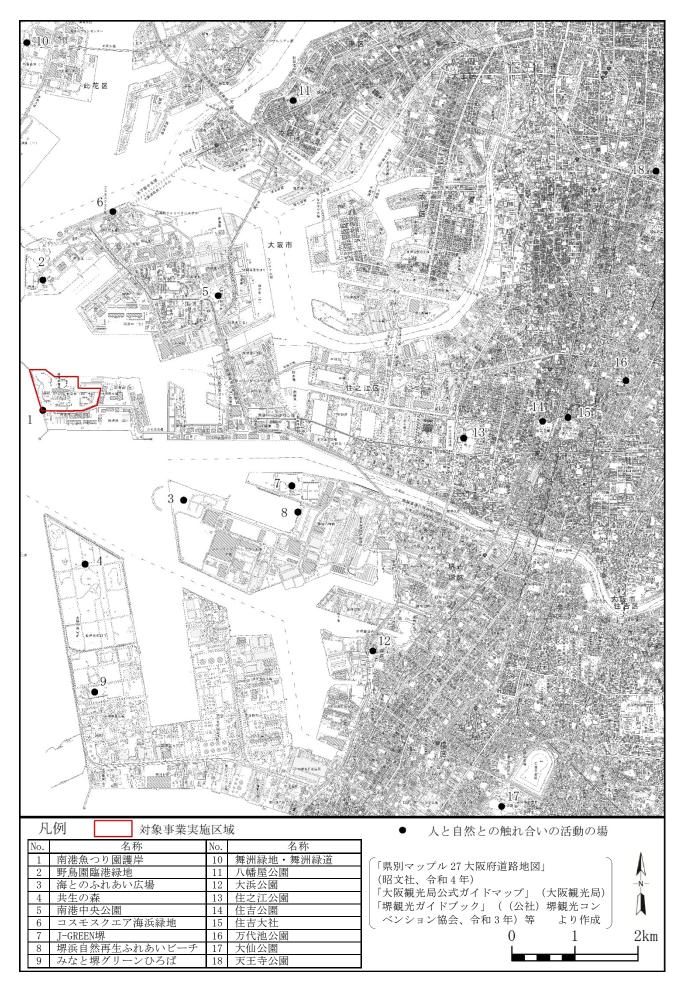
対象事業実施区域の周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の位置は第3.1.6-3図のとおりであり、「南港魚つり園護岸」、「海とのふれあい広場」、「南港中央公園」等の18箇所がある。



第3.1.6-1図 主要な眺望点の位置



第 3.1.6-2 図 主要な景観資源の位置



第3.1.6-3図 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

1. 放射線の量

対象事業実施区域の周辺における一般環境中の空間放射線量率は第 3.1.7-1 表、測定地点の位置は第 3.1.7-1 図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの空間放射線量率測定地点は、原子力規制委員会が測定している「大阪健康安全基盤研究所」と堺市が測定している「堺区役所」があり、令和4年度における一般環境中の空間放射線量率の年平均値は0.065、0.084 μ Sv/hとなっている。

第 3.1.7-1 表 空間放射線量率 (令和 4 年度)

(単位: μ Sv/h)

測定地点	年平均値	年最大値	年最小値
大阪健康安全基盤研究所	0.065	0.094	0.060
堺区役所	0. 084	0. 089	0.078

注:大阪健康安全基盤研究所は令和4年1月~12月の値、堺区役所は令和4年4月~令和5年3月の値である。

「環境放射線等モニタリングデータ公開システム(令和4年度環境省環境放射線等モニタリング調査等業務結果報告書)」(環境省HP、閲覧:令和5年7月)「堺市内における環境放射線量率の測定結果」(堺市HP、閲覧:令和5年7月)より作成



第3.1.7-1図 空間放射線量率測定地点の位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

令和4年の大阪市、堺市及び大阪府における人口、人口密度及び世帯数の現況は第3.2.1-1表、平成30~令和4年の人口の推移は第3.2.1-2表、令和2年の人口動態は第3.2.1-3表のとおりである。令和4年10月1日現在の大阪市における人口は2,756,807人、世帯数が1,506,249世帯となっており、大阪府全体に対してそれぞれ約31%、約36%を占めている。堺市における人口は816,559人、世帯数が369,876世帯となっており、大阪府全体に対してともに約9%を占めている。また、人口の推移をみると、大阪市では増加の傾向がみられるが、堺市では年々減少の傾向がみられる。

第3.2.1-1表 人口、人口密度及び世帯数の現況(令和4年)

項目		人口 (人)		人口密度	世帯数
府・市	総数	男	女	(人/km ²)	(世帯)
大阪市	2, 756, 807	1, 326, 742	1, 430, 065	12, 235	1, 506, 249
堺市	816, 559	388, 519	428, 040	5, 450	369, 876
大阪府	8, 787, 414	4, 204, 012	4, 583, 402	4, 612	4, 209, 056

注:令和4年10月1日現在の値を示す。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]

第3.2.1-2表 人口の推移(平成30~令和4年)

(単位:人)

年 府・市	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
大阪市	2, 725, 855	2, 741, 336	2, 752, 412	2, 750, 835	2, 756, 807
堺市	831, 549	828, 678	826, 161	821, 598	816, 559
大阪府	8, 836, 753	8, 839, 702	8, 837, 685	8, 807, 279	8, 787, 414

注:各年10月1日現在の値を示す。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]

第3.2.1-3表 人口動態(令和3年)

(単位:人)

	項目	自然動態				純増減		
J	府・市	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	7PL1百7PX
	大阪市	20, 153	32, 621	-12, 468	193, 523	186, 449	5, 144	-7, 324
	堺市	5, 483	9, 258	-3, 775	24, 225	25, 388	-1, 163	-4, 938
	大阪府	59, 780	97, 282	-37, 502	154, 207	148, 324	5, 883	-31, 619

注:大阪市における社会動態の増減は、転入と転出の差以外の増減が含まれるため、転入と転出の差と 一致しない。

「大阪市統計書 令和4年版」(大阪市、令和5年)

「堺市統計書 令和4年度版」(堺市、令和5年) 「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成

2. 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における産業別就業者数は、第3.2.1-4表のとおりである。 大阪市では総就業者数2,363,578人に対して、卸売業、小売業が269,126人(総数の約11%)、 堺市では総就業者数704,798人に対して、卸売業、小売業が69,240人(総数の約10%)と両市 とも卸売業、小売業が最も多くなっている。また、大阪府の総就業者数は7,561,227人であり、 大阪市はその約31%を、堺市はその約9%を占めている。

第 3. 2. 1-4 表 産業別就業者数 (令和 2 年)

(単位:人)

府・市項目	大阪市	堺市	大阪府
農業、林業	1, 539	1, 920	20, 564
漁業	84	44	846
鉱業、採石業、砂利採取業	49	6	148
建設業	93, 985	30, 594	307, 174
製造業	213, 524	63, 813	703, 731
電気・ガス・熱供給・水道業	5, 694	2, 088	19, 701
情報通信業	77, 502	9, 802	162, 867
運輸業、郵便業	88, 253	26, 974	297, 690
卸売業、小売業	269, 126	69, 240	782, 716
金融業、保険業	38, 223	9, 196	109, 492
不動産業、物品賃貸業	52, 412	11, 154	139, 350
学術研究、専門・技術サービス業	71, 644	13, 196	177, 617
宿泊業、飲料サービス業	107, 532	22, 672	273, 313
生活関連サービス業、娯楽業	55, 182	13, 805	156, 394
教育、学習支援業	61, 998	22, 081	225, 061
医療、福祉	194, 842	63, 828	635, 034
複合サービス事業	5, 245	2, 138	20, 004
サービス業(他に分類されないもの)	127, 156	28, 758	342, 025
公務(他に分類されるものを除く)	29, 820	12, 764	116, 530
総就業者数	2, 363, 578	704, 798	7, 561, 227

注:令和2年10月1日現在の値である。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]

(2) 生産量及び生産額等

① 農業

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における農家数は、第3.2.1-5表のとおりである。大阪市では農家総数348戸に対して、販売農家が97戸、自給的農家が251戸、堺市では農家総数2,172戸に対して、販売農家が650戸、自給的農家が1,522戸となっており、両市とも自給的農家が多くなっている。また、大阪府の農家総数は20,813戸であり、大阪市はその約2%を、堺市はその約10%を占めている。

第 3. 2. 1-5 表 農家数 (令和 2 年)

(単位:戸)

府・市	総数	販売農家	自給的農家
大阪市	348	97	251
堺市	2, 172	650	1, 522
大阪府	20, 813	7, 413	13, 400

- 注:1. 令和2年2月1日現在の値である。
 - 2. 農家とは調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積 が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった 世帯をいう。
 - 3. 販売農家とは、経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額 が50万円以上の農家をいう。
 - 4. 自給的農家とは経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額 が50万円未満の農家をいう。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における経営耕地面積は、第3.2.1-6表のとおりである。 大阪市では経営耕地総面積55haに対して、田が33ha(総面積の約60%)、堺市では経営耕地総 面積425haに対して、田が294ha(総面積の約69%)となっており、両市とも田が最も多くなっ ている。また、大阪府の経営耕地総面積は5,105haであり、大阪市はその約1%、堺市はその約8%を占めている。

第 3. 2. 1-6 表 経営耕地面積(令和 2 年)

(単位:ha)

府・市	総数	Ħ	畑	樹園地
大阪市	55	33	21	1
堺市	425	294	99	31
大阪府	5, 105	3, 663	868	574

注:令和2年2月1日現在の値である。

[「2020年農林業センサス」(総務省HP、閲覧:令和5年6月)より作成]

令和3年の大阪市、堺市及び大阪府における農業産出額は、第3.2.1-7表のとおりである。大阪市では農業産出額合計51千万円に対して、野菜が41千万円(合計の約80%)、堺市では農業産出額合計319千万円に対して、野菜が119千万円(合計の約37%)と両市とも野菜が最も多くなっている。また、大阪府の農業産出額合計は2,960千万円であり、大阪市はその約2%、堺市はその約11%を占めている。

第 3.2.1-7 表 農業産出額(令和 3 年)

(単位:千万円)

	 項目	府・市	大阪市	堺市	大阪府
合計	合計		51	319	2,960
	米		3	60	560
	麦類		-	0	0
	雑穀		ı	ı	0
	豆類		-	0	0
耕種	いも類		0	4	30
種	野菜		41	119	1, 370
	果実		0	13	640
	花き		2	2	130
	工芸農産物		0	-	0
	その他作物		0	8	30
	肉用牛		-	4	20
	乳用牛		-	101	130
		生乳	-	96	120
畜産	豚		-	X	20
座	鶏		5	-	20
		鶏卵	5	_	20
		ブロイラー	-	-	-
	その他畜産	E 物	-	X	-
加工	農産物		-	-	0

- 注:1.「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する 秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。
 - 2. 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しない。

「令和3年 生産農業所得統計」(総務省HP、閲覧:令和5年6月)

「令和3年 市町村別農業産出額(推計)」(総務省HP、閲覧:令和5年6月)より作成

② 林業

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における保有形態別林野面積は、第3.2.1-8表のとおりである。大阪市では林野は事実上存在しない。堺市では林野総面積395haに対して、私有林が391ha(総面積の約99%)となっている。また、大阪府の林野総面積は57,127haであり、堺市はその約0.7%を占めている。

第3.2.1-8表 保有形態別林野面積(令和2年)

(単位: ha)

項目	% /*/-	国有	 	民有林		
府・市総数		林野庁所管	その他官庁所管	公有林	私有林	
大阪市	_	-	-	-	-	
堺市	395	1	_	4	391	
大阪府	57, 127	1,017	226	4,670	51, 178	

[「2020年農林業センサス」(総務省HP、閲覧:令和5年6月)より作成]

③ 漁業

平成 30 年の大阪市、堺市及び大阪府における主とする漁業種類別経営体数は、第 3.2.1-9 表のとおりである。大阪市では経営体数合計が 48 経営体であり、その他の漁業の経営体数が 44 経営体 (複数回答)と最も多い。堺市では経営体数合計 77 経営体であり、刺網が 63 経営体 (複数回答)と最も多い。また、大阪府の経営体数合計は 519 経営体であり、大阪市はその約 9%、堺市はその約 15%を占めている。

第3.2.1-9表 主とする漁業種類別経営体数(平成30年)

(単位:経営体)

			(平匹・)压口件/
府・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	48	77	519
底びき網	-	6	141
船びき網	2	1	48
まき網	-	-	4
刺網	19	63	247
小型定置網	-	-	11
ひき縄釣	18	32	61
その他の釣	-	1	48
潜水器漁業	-	-	12
採貝・採藻	3	-	8
その他の漁業	44	39	189
海面養殖	-	-	26

注:1. 「一」は、事実のないものを示す。

2. 各項目の経営体数は複数回答であるため、合計と一致しない。

「2018 年漁業センサス第3巻海面漁業に関する統計(市区町村編)」 (総務省HP、閲覧:令和5年6月) より作成 平成 30 年の大阪市、堺市及び大阪府における漁業種類別漁獲量は第 3. 2. 1-10 表、魚種別漁獲量は第 3. 2. 1-11 表のとおりである。大阪市では漁獲量合計 210 t、堺市では漁獲量合計 99 t となっているが、統計数値を公表していないものがあるため、それぞれ内訳は不明である。大阪府の漁獲量合計は8,581 t であり、大阪市はその約 2%を、堺市はその約 1%を占めている。そのうち、大阪府の魚類の漁獲量の合計は8,226 t であり、大阪市はその約 3%を、堺市はその約 1%を占めている。

第 3. 2. 1-10 表 漁業種類別漁獲量(平成 30 年)

(単位: t)

			(十压: 0)
原・市 項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	210	99	8, 581
小型底びき網	-	X	982
船びき網	X	X	3, 120
中・小型まき網	-	-	4, 104
その他の刺網	2	8	231
小型定置網	Х	_	63
ひき縄釣	Х	3	6
その他の釣	-	-	13
採貝・採藻	1	_	3
その他の漁業	0	1	60

注:「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

[「平成30年 海面漁業生産統計調査」(総務省HP、閲覧:令和5年6月)より作成]

第 3. 2. 1-11 表 魚種別漁獲量 (平成 30 年)

(単位: t)

	 魚種	大阪市	堺市	大阪府
	合計	210	99	8, 581
	さめ類	-	_	7
	このしろ	_	0	404
	まいわし	_	0	938
	かたくちいわし	-	-	550
	しらす	X	X	2, 937
	まあじ	0	0	116
	むろあじ類	_	-	4
	さば類	_	-	115
	ぶり類	0	_	10
	ひらめ	_	0	7
魚類	かれい類	0	0	191
	あなご類	_	0	14
	たちうお	1	4	64
	まだい		0	84
	くろだい・へだい	1	6	160
	さわら類	0	0	81
	すずき類	1	6	185
	いかなご	Х	X	183
	ふぐ類	-	0	11
	その他の魚類	1	2	2, 165
	魚類計	210	96	8, 226
えび類	くるまえび	_	0	1
えい類	その他のえび類	_	0	115
ふ.ノァ 米石	がざみ類	-	0	28
かに類	その他のかに類	-	0	1
	あわび類	_	-	0
貝類	さざえ	-	0	1
	その他の貝類	1	0	30
その他の	いか類	-	0	69
たこ類		_	1	67
その他の	水産動物類	_	0	42
その他の)海藻類	-	-	2

注:1.「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表していないものを示す。

^{2.} 漁獲量「0」及び「x」の計算処理の関係で、魚類、えび類等の漁獲量は、魚種別の漁獲量合計と合わない場合がある。

^{[「}平成30年 海面漁業生産統計調査」(総務省HP、閲覧:令和5年6月)より作成]

④ 製造業

令和2年の大阪市、堺市及び大阪府における製造業の事業所数及び従業者数並びに令和元年の製造品出荷額等は、第3.2.1-12表のとおりである。大阪市の事業所数は4,879所、従業者数は112,970人、製造品出荷額等は357,471,261万円であり、それぞれ大阪府全体の約31%、約25%、約21%を占めている。堺市の事業所数は1,337所、従業者数は51,293人、製造品出荷額等は347,816,896万円であり、それぞれ大阪府全体の約9%、約12%、約21%を占めている。

第3.2.1-12表 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等(令和元、2年)

項目	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
府・市	(所)	(人)	(万円)
大阪市	4, 879	112,970	357, 471, 261
堺市	1, 337	51, 293	347, 816, 896
大阪府	15, 522	444, 362	1, 693, 835, 597

注:1. 事業所数及び従業者数は、令和2年6月1日現在の従業者4人以上の値を示す。

2. 製造品出荷額等は、令和元年の値を示す。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]

⑤ 商業

平成 26 年の大阪市、堺市及び大阪府における商業の事業所数及び従業者数並びに平成 25 年の年間商品販売額は、第 3. 2. 1-13 表のとおりである。大阪市の事業所数は 34, 198 所、従業者数は 351, 837 人、年間商品販売額は 34, 747, 852 百万円であり、それぞれ大阪府全体の約 49%、約53%、約73%を占めている。堺市の事業所数は 4,659 所、従業者数は 41,380 人、年間商品販売額は 1,402,024 百万円であり、それぞれ大阪府全体の約7%、約6%、約3%を占めている。

第3.2.1-13表 商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額(平成25、26年)

項目	事業所数	従業者数	年間商品販売額
府・市	(所)	(人)	(百万円)
大阪市	34, 198	351, 837	34, 747, 852
堺市	4, 659	41, 380	1, 402, 024
大阪府	69, 616	668, 205	47, 303, 124

注:1. 事業所数及び従業者数は、平成26年6月1日現在の値を示す。

2. 年間商品販売額は、平成25年の値を示す。

[「平成 26 年商業統計確報」(経済産業省HP、閲覧:令和5年6月)より作成]

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

令和4年の大阪市、堺市及び大阪府における土地利用区分別面積は第3.2.2-1表、対象事業実施区域及びその周辺における土地利用の現況は第3.2.2-1図のとおりである。

大阪市では評価総地積 112,331,630 m^2 に対して、宅地が 105,905,132 m^2 (評価総地積の約 94%) と最も多くなっており、堺市では評価総地積 89,052,809 m^2 に対して、宅地が 64,518,809 m^2 (評価総地積の約 72%) と最も多くなっている。大阪府の評価総地積は 885,417,992 m^2 であり、大阪市はその約 13%を、堺市はその約 10%を占めている。

対象事業実施区域は、土地利用の現況として、建物用地、公共施設等用地、森林及び空地に該当している。

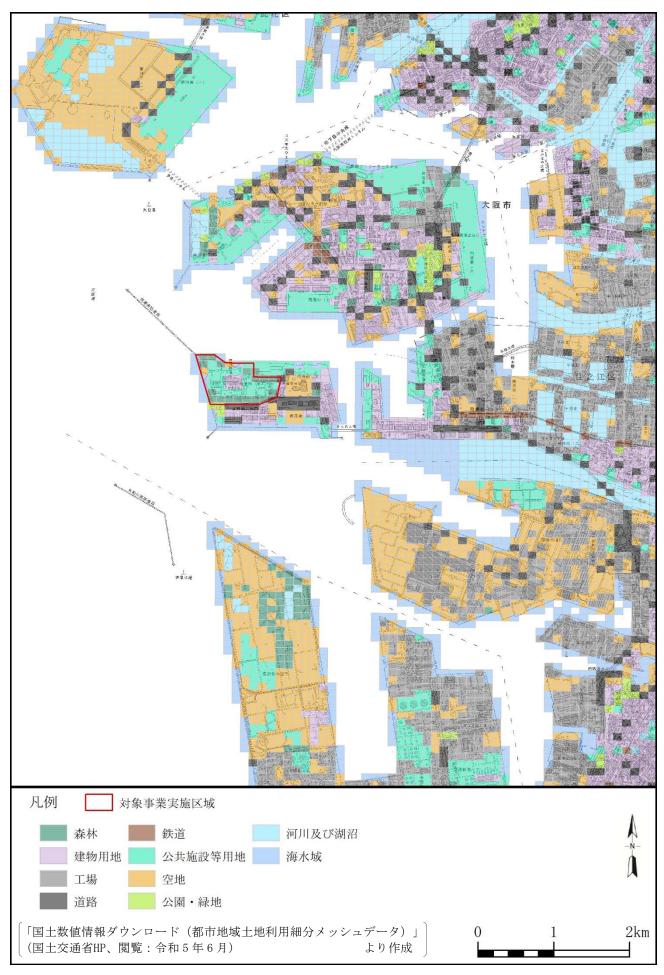
第3.2.2-1表 土地利用区分別面積(令和4年)

(単位: m²)

				(ユ・血 /
項目	府・市	大阪市	堺市	大阪府
	評価総地積	112, 331, 630	89, 052, 809	885, 417, 992
	田	369, 523	9, 303, 547	102, 362, 470
地	畑	437, 150	3, 413, 410	37, 501, 652
目	宅地	105, 905, 132	64, 518, 809	526, 318, 442
別民	池沼	1	280, 279	385, 890
別民有地	山林	-	3, 931, 436	143, 141, 909
地	原野	1	102, 964	3, 754, 159
	雑種地	5, 619, 825	7, 476, 526	71, 908, 370

注:令和4年1月1日現在の値を示す。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]



第 3. 2. 2-1 図 土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

令和3年の大阪市、堺市及び大阪府における用途地域別面積は第3.2.2-2表、対象事業実施区域及びその周辺における「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく土地利用基本計画は第3.2.2-2図、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の指定状況は第3.2.2-3図のとおりである。

大阪府の用途地域合計面積は 95,348.7haであり、大阪市はその約 22%を、堺市はその約 11% を占めている。

対象事業実施区域は、「国土利用計画法」では都市地域に、「都市計画法」では準工業地域に 指定されている。

第3.2.2-2表 用途地域別面積(令和3年)

(単位:ha)

項目	大阪市	堺市	大阪府
合計	21, 146. 0	10, 649. 0	95, 348. 7
第一種低層住居専用地域	0	1, 131. 0	10, 016. 2
第二種低層住居専用地域	0	20.0	151.1
第一種中高層住居専用地域	360.0	2, 443. 0	16, 280. 0
第二種中高層住居専用地域	2, 049. 0	1, 132. 0	9, 991. 3
第一種住居地域	5, 342. 0	1, 679. 0	18, 668. 8
第二種住居地域	1, 191. 0	193. 0	4, 998. 1
準住居地域	350.0	2.0	995. 2
近隣商業地域	573.0	739. 0	3, 449. 8
商業地域	3, 773. 0	271.0	5, 109. 4
準工業地域	4, 587. 0	816.0	17, 255. 9
工業地域	922.0	310.0	3, 289. 8
工業専用地域	1, 999. 0	1, 913. 0	5, 143. 1

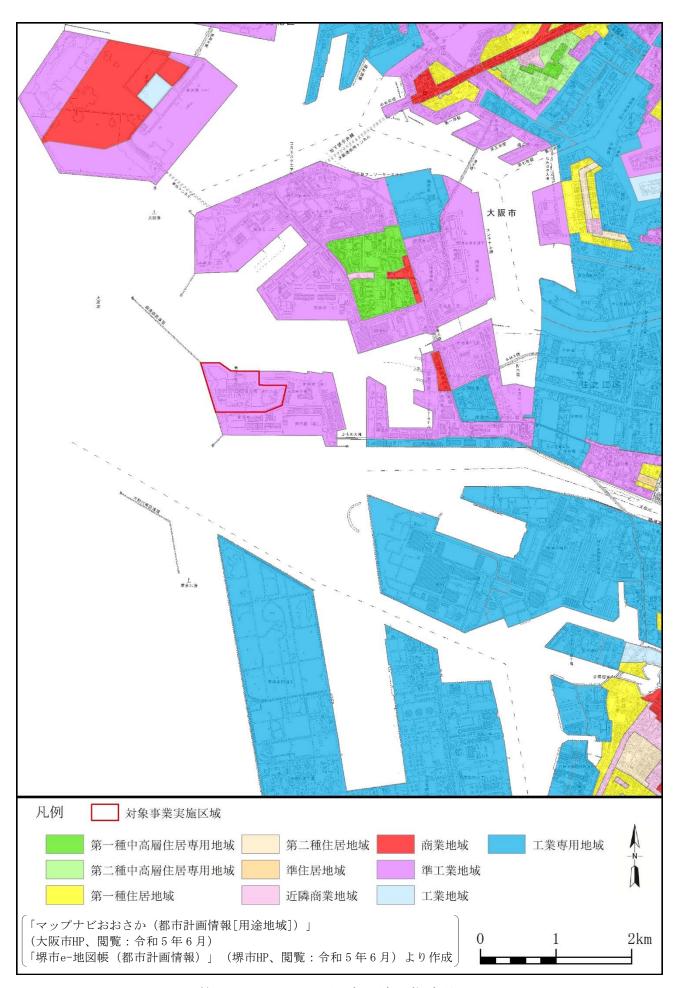
注:1. 令和3年3月31日現在の値である。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]

^{2.} 合計は、四捨五入の関係で内訳の合計と一致しない。



第3.2.2-2図 土地利用基本計画



第 3. 2. 2-3 図 用途地域の指定状況

3.2.3 河川及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

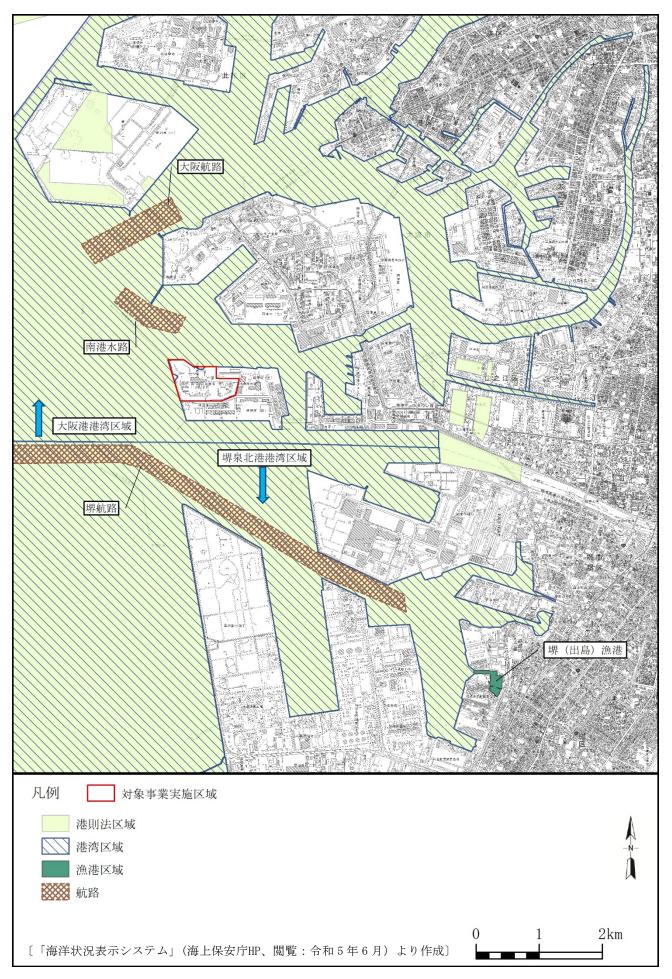
対象事業実施区域の周辺における主な河川の位置は、第3.1.2-4図のとおりである。対象事業 実施区域の周辺海域における流入河川として、一級河川の安治川、尻無川、木津川、住吉川、大 和川水系の大和川及び二級河川の内川があり、安治川、木津川、大和川では農業用水、水道用水 及び工業用水に利用されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において内水面漁業権は設定されていない。

2. 海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周辺海域における海域利用の状況は、第3.2.3-1 図のとおりである。 対象事業実施区域及びその周辺海域は、「港則法」(昭和23 年法律第174号)に基づく阪神港 港域に属し、「港湾法」(昭和25 年法律第218号)に基づく国際戦略港湾の大阪港港湾区域及 び堺泉北港港湾区域に指定されている。また、対象事業実施区域及びその周辺海域には、「漁港 漁場整備法」(昭和25 年法律第137号)に基づく第1種漁港の堺(出島)漁港がある。

なお、対象事業実施区域及びその周辺海域では漁業権は設定されていない。



第3.2.3-1図 海域利用の状況

3. 地下水の利用状況

令和3年の大阪市、堺市及び大阪府における地下水の利用状況は、第3.2.3-1表のとおりである。

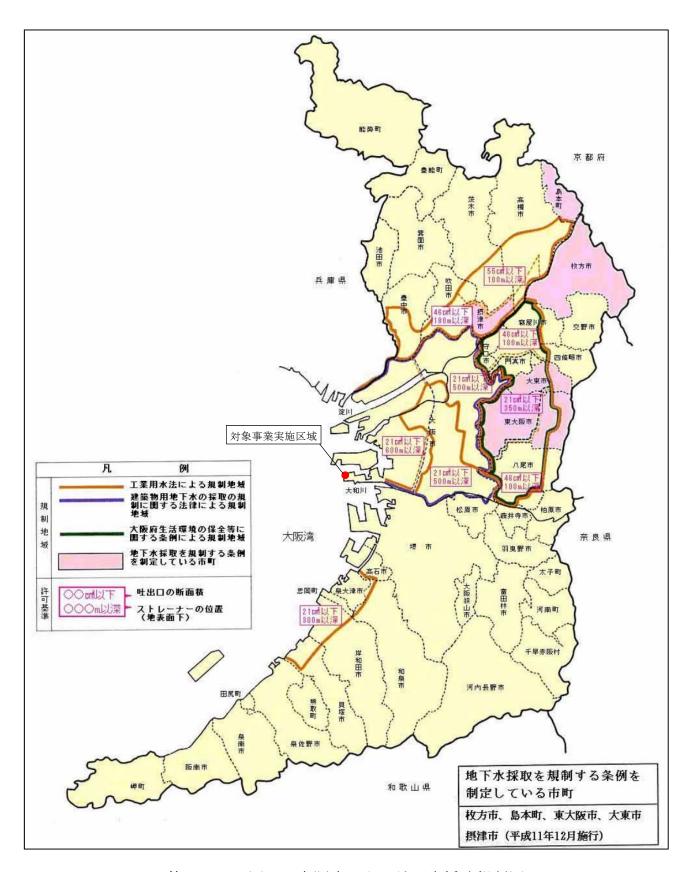
大阪府では、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)、「建築物地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」(昭和 37 年法律第 100 号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年大阪府条例第 6 号)による地下水の採取規制が第 3.2.3-2 図のとおり行われており、対象事業実施区域及びその周辺は「工業用水法」及び「建築物地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」による地下水採取の規制区域となっている。

第3.2.3-1表 地下水の利用状況(令和3年)

(単位:千m³/日)

府・市	工業用	上水用	公共用	農業用	一般用	合計
大阪市	0	0	0	2	4	6
堺市	3	0	1	0	2	6
大阪府	49	139	11	9	25	232

「大阪府域における地下水利用及び地盤沈下等の状況について」(令和3年) (大阪府HP、閲覧:令和5年6月) より作成



第3.2.3-2図 大阪府による地下水採取規制図

[「地下水の採取規制」(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)より作成]

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通

対象事業実施区域及びその周辺における主要な交通網及び道路交通量測定点の位置は第3.2.4-1 図、令和3 年度の対象事業実施区域及びその周辺における道路交通量の測定結果は第3.2.4-1 表のとおりである。

(1) 主要な道路の状況

主要な道路として、高速道路(阪神高速)の高速湾岸線が沿岸部を南北に、高速堺線が内陸部を南北に、幹線道路の一般国道 26 号が南北に走っている。

平日12時間(7~19時)の道路交通量が最も多い測定点は図中番号8の高速湾岸線(大阪市住 之江区平林南2丁目)で、68,816台となっている。高速道路以外で交通量が最も多い測定点は図 中番号34の一般国道310号(堺市堺区北丸保園3)で、52,304台となっている。

(2) 鉄道の状況

鉄道として、大阪メトロ南港ポートタウン線、大阪メトロ中央線が大阪市内から対象事業実施 区域北側の埋立地(コスモスクエア地区)等を走っており、対象事業実施区域の最寄り駅は南港 ポートタウン線の南港東駅である。

第3.2.4-1表(1) 道路交通量の測定結果(令和3年度)

図中	四夕 ∳白 夕	au 수 도 선	交通量	(台)
番号	路線名	測定点名	平日 12 時間	平日 24 時間
1	高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港1丁目	15, 507	21, 034
2	高速湾岸線	大阪市此花区桜島1丁目	65, 423	87, 814
3	克油土灰事土灰纳	大阪市港区弁天2丁目	48, 020	64, 603
4	高速大阪東大阪線	大阪市港区海岸通3丁目	32, 650	42, 247
5		大阪市港区港晴2丁目	46, 861	61, 855
6		大阪市住之江区南港東8丁目	42, 420	56, 322
7		大阪市住之江区南港東2丁目	62, 545	82, 538
8	高速湾岸線	大阪市住之江区平林南2丁目	68, 816	90, 218
9		堺市堺区塩浜町	62, 041	80, 966
10		堺市堺区大浜西町	60, 480	78, 866
11		堺市西区石津西町	51, 333	67, 297
12		大阪市港区波除5丁目	16, 589	21, 835
13		大阪市港区南市岡3丁目	18, 723	24, 427
14	高速道路西大阪線	大阪市大正区泉尾 3 丁目	15, 387	20, 385
15		大阪市大正区三軒家東3丁目	16, 929	22, 301
16		大阪市西成区南開2丁目	6,070	7, 689
17		大阪市浪速区幸町2丁目	35, 623	46, 059
18		大阪市西成区北津守1丁目	39, 879	51, 503
19		大阪市西成区北津守1丁目	39, 879	51, 503
20		大阪市西成区長橋3丁目	45, 954	59, 299
21	高速大阪堺線	大阪市西成区千本中2丁目	48, 173	62, 122
22		大阪市住之江区浜口西1丁目	38, 394	49, 304
23		堺市堺区柳之町東	29, 449	38, 209
24		堺市堺区柳之町東	29, 449	38, 209
25		堺市堺区翁橋町1丁目	14, 882	19, 678
26		大阪市中央区千日前1丁目	23, 436	29, 991

第3.2.4-1表(2) 道路交通量の測定結果(令和3年度)

図中	政治友	测宁上夕	交通量	(台)
番号	路線名	測定点名	平日 12 時間	平日 24 時間
27		大阪市浪速区難波中2丁目	28, 865	37, 371
28	- - 高速大阪池田線	大阪市浪速区日本橋西2丁目	32, 508	41, 829
29	同医八败他田脉	大阪市浪速区日本橋 5 丁目	29, 952	38, 558
30		大阪市天王寺区茶臼山町	57, 185	73, 910
31	高速大阪松原線	大阪市天王寺区茶臼山町	50, 369	65, 335
32	. 似国 送 96 只	大阪市住之江区西住江2丁目	25, 077	36, 612
33	一般国道 26 号	堺市堺区戎島町 4	24, 193	34, 289
34	一般国道 310 号	堺市堺区北丸保園 3	52, 304	70, 934
35	浪速鶴町線	大阪市浪速区久保吉2丁目	9, 351	12, 250
36	住吉八尾線	大阪市住之江区緑木1丁目	17, 199	22, 875
37	大阪臨海線	大阪市住之江区緑木1丁目	26, 725	37, 950
38	八州大陆中州	堺市堺区山本町4丁	33, 388	49, 394
39	 大阪和泉泉南線	大阪市住吉区万代東1丁目	19, 393	27, 150
40	ノスガスイドフバフバードカが	堺市堺区大仙西町6丁	23, 247	30, 438
41	堺大和高田線	堺市北区北長尾町6丁	9, 274	12, 641
42	大阪枚岡奈良線	大阪市中央区千日前1丁目	25, 568	36, 818
43	大阪八尾線	大阪市大正区鶴町3丁目	1, 968	2, 499

- 注:1. 図中番号は、第3.2.4-1 図を参照。
 - 2. 12 時間は7~19 時まで、24 時間は7時~翌7時までの往復交通量を示す。

「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」 (国土交通省HP、閲覧:令和5年9月) より作成

2. 海上交通

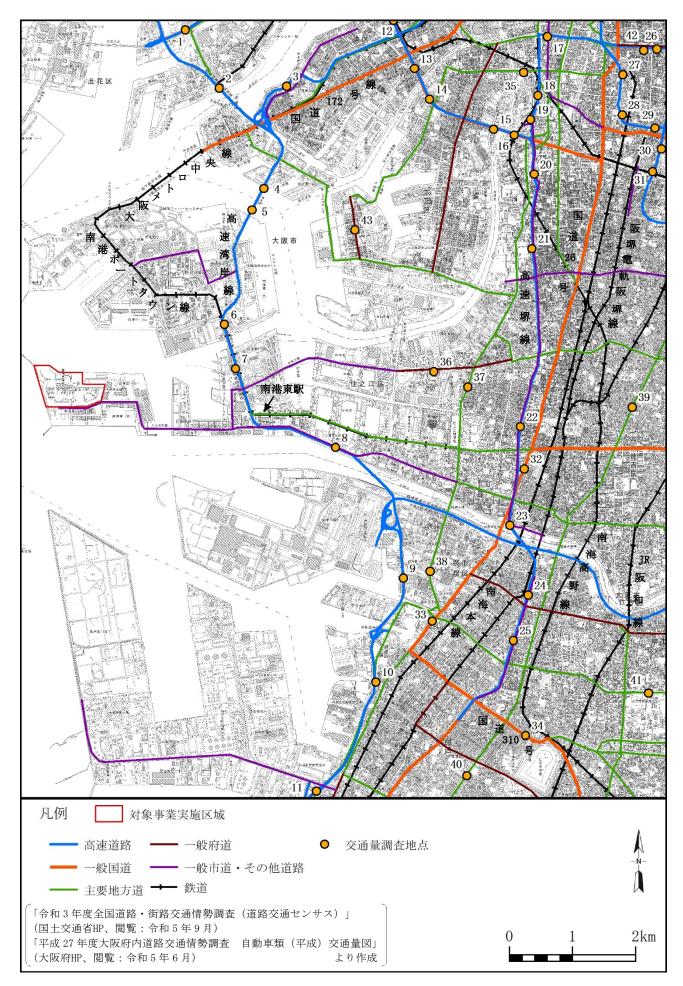
対象事業実施区域及びその周辺海域には、第3.2.3-1図のとおり、「港則法」に基づく大阪航路、南港水路及び堺航路がある。

令和3年の大阪港及び堺泉北港における入港船舶数等は第3.2.4-2表のとおりであり、入港船舶は大阪港では22,075隻、堺泉北港では29,007隻となっている。

第 3. 2. 4-2 表 入港船舶数等(令和 3 年)

	入港船舶		海上出入貨物数			
港湾			外国貿易		内国貿易	
伦传	隻数	総トン数	輸出量	輸入量	移出量	移入量
	(隻)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
大阪港	22, 075	101, 013, 881	8, 848, 712	26, 554, 242	21, 538, 289	27, 783, 442
堺泉北港	29, 007 71, 719, 731		2, 708, 610	16, 599, 303	19, 087, 019	22, 945, 765

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]



第3.2.4-1図 主要な交通網及び道路交通量測定点の位置

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院等

対象事業実施区域及びその周辺における学校等の一覧は第 3.2.5-1 表、病院等の一覧は第 3.2.5-2 表、それらの位置は第 3.2.5-1 図及び第 3.2.5-2 図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの学校、病院等として、北東約 1.7 kmに幼稚園、北東約 1.5 kmに老 人福祉施設がある。

2. 住宅の配置

対象事業実施区域の最寄りの住居系用途地域として、第 3. 2. 2-3 図のとおり、北東約 1. 4 kmに 第一種中高層住居専用地域がある。

第 3. 2. 5-1 表 学校等の一覧

図中 番号	区分	名称
1		開成幼稚園幼児教育学園
2	幼稚園	住の江幼稚園
3	少几个世 图	南港幼稚園
4		アスール幼稚園
5		ポートタウン保育園
6	認定こども園	グレースこども園
7		愛染園南港東保育園
8		大阪金剛インターナショナル小学校
9	 小学校	南港桜小学校
10		南港光小学校
11		南港みなみ小学校
12		大阪金剛インターナショナル中学校
13	中学校	南港北中学校
14		南港南中学校
15		水都国際中学校
16		大阪金剛インターナショナル高等学校
17	高等学校	水都国際高等学校
18		港南造形高等学校
19	大学	森ノ宮医療大学
20	ハデ	相愛大学
21	その他学校	森ノ宮医療学園ウェルランゲージスクール
22	しい世子汉	大阪エンタテインメントデザイン専門学校

注:図中番号は、第3.2.5-1図を参照。

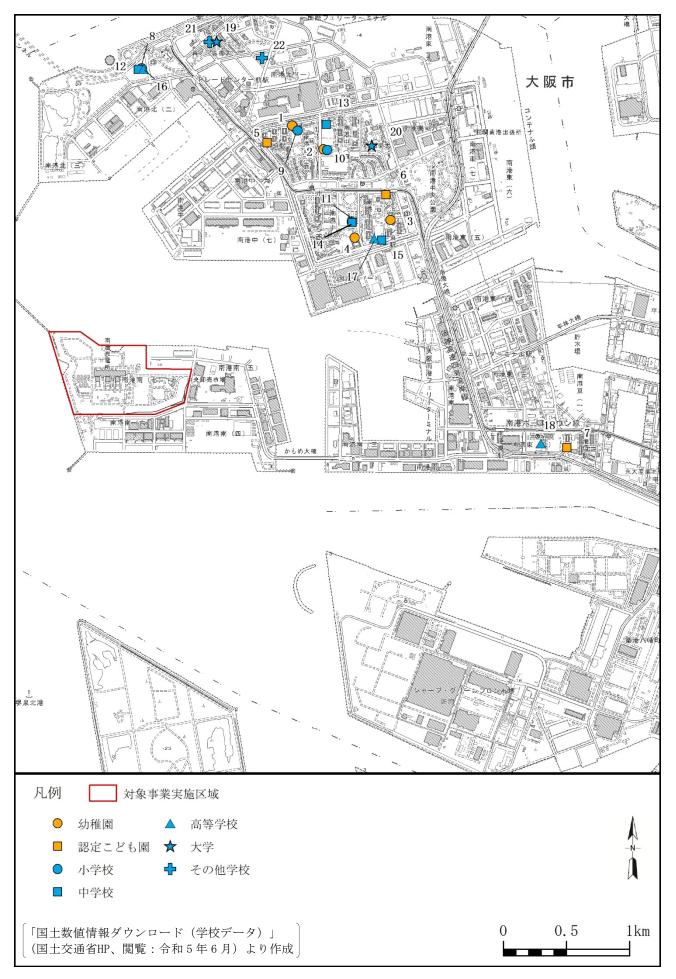
「国土数値情報ダウンロード(学校データ)」 (国土交通省HP、閲覧:令和5年6月)より作成

第3.2.5-2表 病院等の一覧

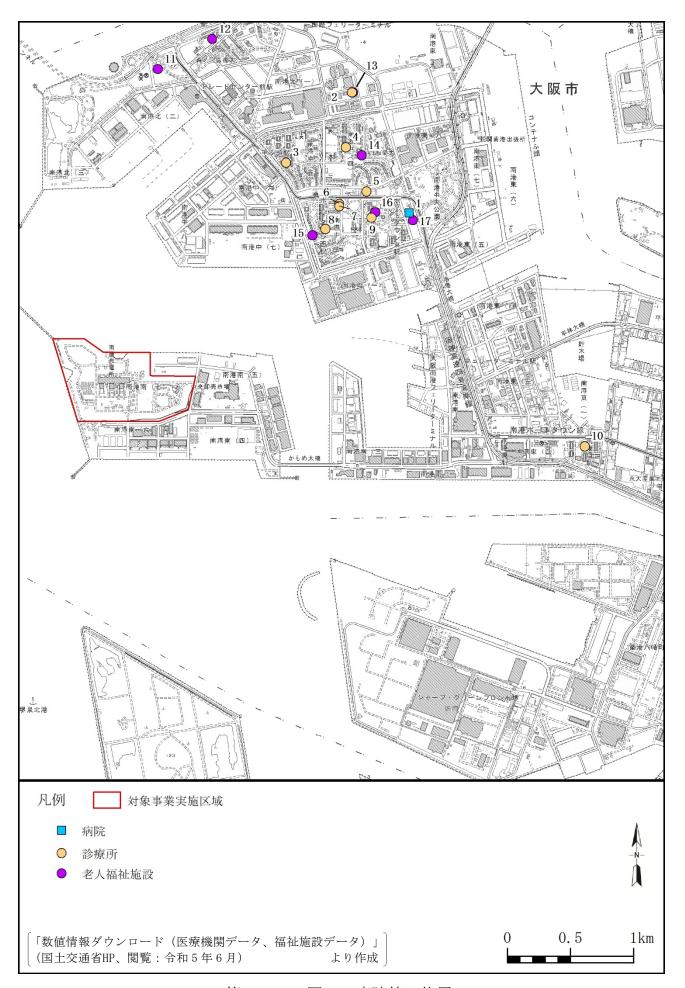
図中 番号	区分	名称
1	病院	医療法人 慈心会 咲洲病院
2		帝塚山福祉会 南港北診療所
3		はなのまちファミリークリニック
4		市來医院
5		医療法人 仲間耳鼻咽喉科
6	診療所	医療法人中島クリニック
7		医療法人 西山産婦人科医院
8		医療法人実有会 小松クリニック
9		岡村クリニック
10		はせがわ医院
11		特別養護老人ホーム健祥会エンリケ
12		デイサービス笑楽コスモスクエア
13		特別養護老人ホーム浜木綿苑
14	老人福祉施設	南港北地域在宅サービスステーションきのみ
15		デイサービスセンターしらなみ
16		デイサービス鯉
17		南港咲洲特別養護老人ホーム

注:図中番号は、第3.2.5-2図を参照。

「国土数値情報ダウンロード(医療機関データ、福祉施設データ)」 (国土交通省HP、閲覧:令和5年6月) より作成



第3.2.5-1図 学校等の位置



第3.2.5-2図 病院等の位置

3.2.6 下水道の整備状況

令和3年度の大阪市、堺市及び大阪府における下水道の概要は、第3.2.6-1表のとおりである。 下水道普及率は、大阪市では99.9%、堺市では99.9%、大阪府では96.9%となっている。

第3.2.6-1表 下水道の概要(令和3年度)

府・市項目	行政人口 (人)	整備人口 (人)	普及率 (%)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
大阪市	2, 729, 677	2, 729, 664	99. 9	2, 729, 597	99. 9
堺市	823, 634	823, 401	99. 9	777, 599	94.4
大阪府	8, 781, 810	8, 510, 535	96. 9	8, 283, 916	97.3

注:令和3年度末の値である。

[「令和4年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、令和5年)より作成]

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物

令和3年度の大阪市、堺市及び大阪府における一般廃棄物の状況は、第3.2.7-1表のとおりである。大阪市の一般廃棄物処理量は約91.7万tであり、このうち直接焼却量は約84.2万t(一般廃棄物処理量の約92%)、堺市の一般廃棄物処理量は約26.4万tであり、このうち直接焼却量は約22.8万t(一般廃棄物処理量の約86%)となっている。また、大阪府の一般廃棄物処理量は約277.3万tであり、このうち直接焼却量は約244.5万t(一般廃棄物処理量の約88%)となっている。

第3.2.7-1表 一般廃棄物の状況(令和3年度)

項目	府・市	大阪市	堺市	大阪府
ごみ	計画収集量	907,018	238, 596	2, 615, 248
	直接搬入量	10, 156	24, 683	157, 290
総排出量 (t)	集団回収量	40, 540	16, 199	157, 132
(()	合計	957, 714	279, 478	2, 929, 670
	直接焼却量	841, 755	227, 812	2, 444, 662
ごみ	直接最終処分量	0	27	1, 335
	焼却以外の 中間処理量	54, 841	28, 743	275, 712
(t)	直接資源化量	20, 578	7, 196	51, 627
	合計	917, 174	263, 778	2, 773, 336
中間処理後	後再生利用量(t)	40, 102	23, 861	180, 149
リサイクル率(%)		10.6	16. 9	13. 3
最終	処分量 (t)	128, 848	20, 944	338, 638

注:「リサイクル率」は、(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+ 集団回収量)*100

> 「一般廃棄物処理実態調査結果 令和3年度調査結果」 (環境省HP、閲覧:令和5年6月) より作成

2. 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の状況

令和元年度の大阪府の産業廃棄物の状況は、第3.2.7-2表のとおりである。

大阪府の産業廃棄物の発生量は約1,407.8万 t 、減量化量は約877.3万 t (発生量の約62%)、資源化量は約490.6万 t (約35%) となっている。

第3.2.7-2表 産業廃棄物の状況(令和元年度)

(単位: t/年)

区公	邓	発生量 減量化量		資源化量内訳		最終処分量	その他量
区分 発生量 減量	似里仁里	減量化量資源化量	有償物量	再生利用量	取於処刀里	ての旭里	
大阪府	14, 078, 119	8, 773, 448	4, 906, 164	505, 081	4, 401, 083	395, 342	3, 165

「大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(令和元年度実績)」 (大阪府HP、閲覧:令和5年6月) より作成

(2) 産業廃棄物処理施設の立地状況

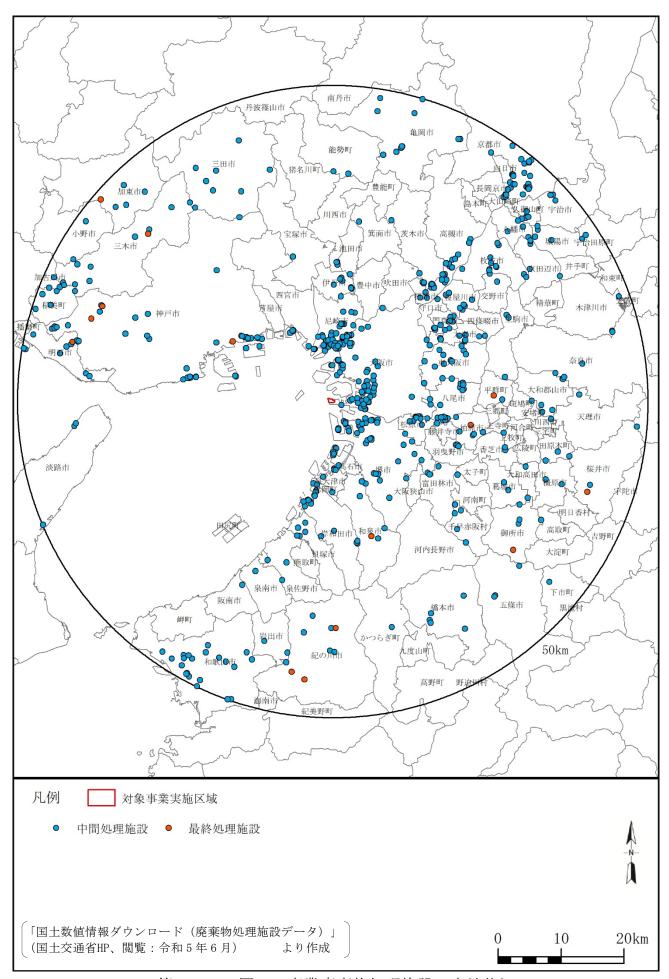
対象事業実施区域を中心とした半径約 50kmの範囲の市町村における産業廃棄物処理施設数は第3.2.7-3表、その立地状況は第3.2.7-1図のとおりであり、中間処理施設が613施設、最終処分場が15施設立地している。

第3.2.7-3表 産業廃棄物処理施設数

(単位:施設)

							(単位:施設)
府県	市町村	中間処理 施設	最終処理 施設	府県	市町村	中間処理 施設	最終処理 施設
	大阪市	89	0		木津川市	1	0
	堺市	46	0	1	大山崎町	1	0
	岸和田市	14	0	1	久御山町	5	0
	池田市	1	0	京都府	井手町	1	0
	泉大津市	5	0	†	宇治田原町	2	0
	高槻市	14	0	1	和東町	1	0
	貝塚市	5	0		神戸市	40	3
	守口市	1	0	1	尼崎市	43	0
	枚方市	11	0		明石市	8	1
	茨木市	4	0		西宮市	6	0
	八尾市	28	0	1	伊丹市	7	0
	泉佐野市	3	0	1	加古川市	1	0
	富田林市	1	0	1 .	宝塚市	1	0
	寝屋川市	6	0	兵庫県	三木市	11	1
	河内長野市	1	0	1	川西市	3	0
	松原市	9	0		小野市	2	0
	大東市	10	0		三田市	8	0
	和泉市	8	1		淡路市	3	0
大阪府	箕面市	1	0	1	加東市	4	1
	柏原市	9	1	1	稲美町	7	0
	羽曳野市	2	0		奈良市	6	0
	門真市	7	0		大和高田市	1	0
	摂津市	13	0	1	大和郡山市	5	0
	高石市	4	0	1	天理市	1	0
	東大阪市	10	0	1	橿原市	3	0
	泉南市	2	0	1	桜井市	1	1
	四條畷市	1	0	1	五條市	3	0
	交野市	2	0	1	御所市	4	1
	大阪狭山市	1	0	,	生駒市	3	0
	阪南市	1	0	奈良県	香芝市	1	0
	能勢町	2	0	1	葛城市	3	0
	忠岡町	2	0	1	宇陀市	2	0
	田尻町	1	0	1	平群町	1	1
	太子町	1	0	1	川西町	1	0
	河南町	1	0	1	田原本町	2	0
	千早赤阪村	5	0	1	上牧町	2	0
	京都市	24	0	1	吉野町	1	1
	宇治市	3	0	1	下市町	1	0
	亀岡市	11	0		和歌山市	21	0
	城陽市	4	0	1	橋本市	5	0
京都府	向日市	4	0	和歌山県		7	3
	長岡京市	5	0	1	岩出市	2	0
	八幡市	4	0	1	かつらぎ町	1	0
	京田辺市	5	0	1	合計	613	15

「国土数値情報ダウンロード (廃棄物処理施設データ)」 (国土交通省HP、閲覧:令和5年6月) より作成



第3.2.7-1図 産業廃棄物処理施設の立地状況

- 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制 の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
 - 1. 公害関係法令等
 - (1) 環境基準等
 - ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、令和3年5月19日最終 改正) に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、平成8 年10月25日最終改正) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、 平成8年10月25日最終改正)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平 成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正)及び「微小粒子状物質による大気の汚 染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)により、第 3. 2. 8-1 表のとおり定 められている。

また、大阪市では「大阪市環境基本計画」(大阪市、令和元年)において、第3.2.8-2表に示 す環境保全目標が定められている。

第 3. 2. 8-1 表 大気汚染に係る環境基準

How Fife	四位 [の夕 4	拉 / 一十 / 十
物質	環境上の条件	評価方法
		短期的 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下	評価 時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化いおう	であり、かつ、1時間値が0.1ppm以	長期的 1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であるこ
	下であること。	
		以上連続しないこと。
		短期的 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時
	1時間値の1日平均値が10ppm以下で	評価 間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
一酸化炭素	あり、かつ、1時間値の8時間平均値	長期的 1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であるこ
	が20ppm以下であること。	
		上連続しないこと。
		短期的 1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、
浮遊粒子状	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下	評価 1時間値が0.20mg/m³以下であること。
物質	であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³	長期的 1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること期的 1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること期的 1日平均値が0.10mg/m³以下であること
707 貝	以下であること。	上
		┃ 吡嘔 ┃ 以上連続しないこと。
光化学	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
オキシダント		1時間間がで、00ppmix Cay ること。
	1時間値の1日平均値が0.04ppmから	
二酸化窒素	0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
	下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であるこ	
	と。	
トリクロロ	1年平均値が0.13mg/m³以下であるこ	
エチレン	と。	
テトラクロロ	1年平均値が0.2mg/m³以下であるこ	
エチレン	と。	
ジクロロ	1年平均値が0.15mg/m³以下であるこ	
メタン	と。	
微小粒子状	1年平均値が15μg/m³以下であり、か	短期基準として、1日平均値の年間98%値が35μg/m³以下で
物質	つ、1日平均値が35μg/m³以下である	あること。
177 P.	こと。	長期基準として、1年平均値が15μg/m³以下であること。

〔備考〕

- 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\,\mu$ m以下のものをいう。 2. 光化学オキンダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸 化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、平成8年10月25日最終改正) 「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正) 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)より作成

第3.2.8-2表 大阪市環境保全目標

項目	目標水準				
二酸化窒素	環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値 0.04ppm以下をめざす。				

「大阪市環境基本計画-SDGs達成に貢献する環境先進都市-2019-2030」 (大阪市、令和元年12月) より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第64号、令和2年3月30日最終改正)により、第3.2.8-3表のとおり定められている。対象事業実施区域及びその周辺における環境基準の類型指定(騒音)は、第3.2.8-1図のとおりで、C類型に指定されている。

第 3.2.8-3 表 騒音に係る環境基準

a. 道路に面する地域以外の地域

4: 足和(中面 / も/四/3/5/71 / 7/2	ar Zeit ar aray						
生性の粧型	基準値						
地域の類型	昼間	夜間					
AA	50デシベル以下	40デシベル以下					
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下					
С	60デシベル以下	50デシベル以下					

- 注:1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時まで の間とする。
 - 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 - 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 - 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

b. 道路に面する地域

地域の区へ	基準値		
地域の区分	昼間	夜間	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及 びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	

[備考]

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を いう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

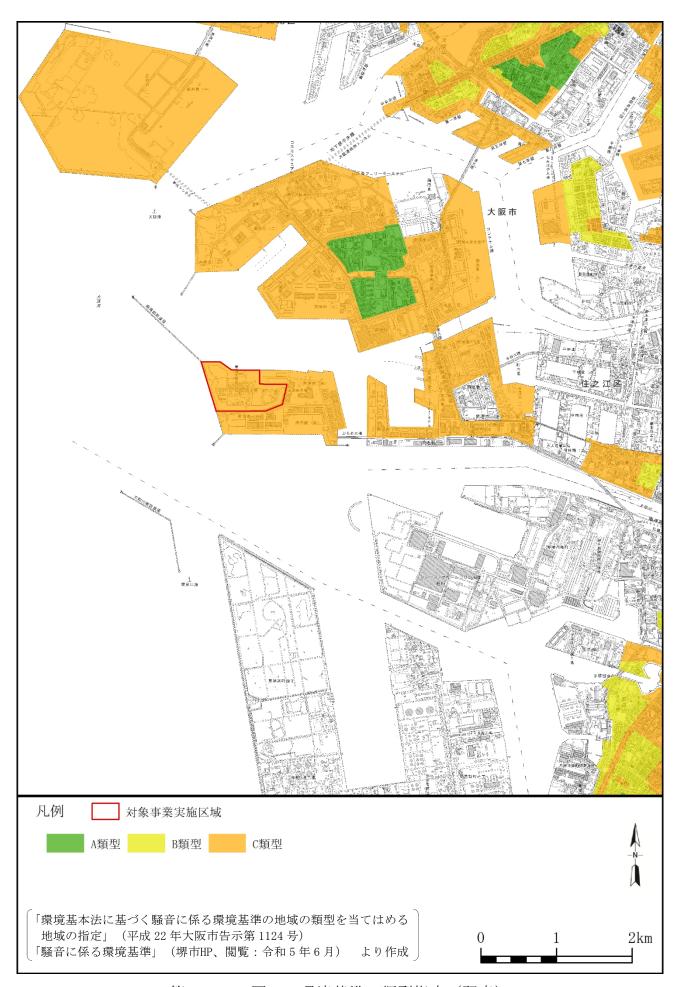
基準値			
昼間	夜間		
70デシベル以下	65デシベル以下		

[備考]

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- 注:「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「環境庁大気保全局長通知」(平成10年環大企第257号)により、次のとおり定められている。
 - (1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道 にあっては4車線以上の区間に限る。)等。
 - (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの 距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m
 - ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

[「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、令和2年3月30日最終改正)より作成]



第3.2.8-1図 環境基準の類型指定(騒音)

③ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年環境庁告示第 59 号、令和 5 年 3 月 13 日最終改正)により、第 3.2.8-4 表のとおり 定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全公共用水域に、「生活環境の保全に関する環境基準」 は各公共用水域が該当する水域類型ごとに定められている。

対象事業実施区域及びその周辺海域並びにその流入河川における環境基準の類型指定(海域、河川)は第 3.2.8-2 図のとおりである。対象事業実施区域及びその周辺海域では一般項目がB及びC類型、栄養塩類がⅢ及びIV類型、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が生物A類型、底層溶存酸素量が生物 3 類型である。対象事業実施区域の周辺海域の流入河川では一般項目がB及びD類型、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が生物B類型である。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2.8-5表のとおり定められている。

第3.2.8-4表(1) 水質汚濁に係る環境基準

a. 人の健康の保護に関する環境基準

a. 八の健康の休護に関する場			
項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
РСВ	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

[備考]

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、本告示の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)より作成]

第3.2.8-4表(2) 水質汚濁に係る環境基準

b. 生活環境の保全に関する環境基準 (河川・一般項目)

項目				基準値		
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下
В	水道3級・水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
С	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及 びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
Е	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	こみ等の浮跡認められないこと。	2mg/L以上	-

[備考]

- 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100mL以下とする。
- 5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 6. 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2. 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3. 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 - [「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)より作成]

第3.2.8-4表(3) 水質汚濁に係る環境基準

c. 生活環境の保全に関する環境基準 (河川・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

			基準値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水 域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下
〔備考〕 基準値は、 ⁴	年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準	ずる。)。		

^{[「}水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)より作成]

第3.2.8-4表(4) 水質汚濁に係る環境基準

d. 生活環境の保全に関する環境基準(海域・一般項目)

項目		基準値					
類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (p H)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n - ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100mL以下	検出されない こと。	
В	水産2級、工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されない こと。	
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	_	_	

[備考]

- 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
- 2. 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2. 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

e. 生活環境の保全に関する環境基準(海域・栄養塩類)

項目	利田口佐の英古地	基準値	
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
П	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

[備考]

- 1. 基準値は、年間平均値とする。
- 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注:1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - 2. 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 - 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3.生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度
- f. 生活環境の保全に関する環境基準(海域・全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
類型		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 A の水域のうち、水生生物の産 生物特 A 卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域		0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
「備者」某準値は、年間平均値とする				

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)より作成]

第3.2.8-4表(5) 水質汚濁に係る環境基準

g. 生活環境の保全に関する環境基準(海域・底層溶存酸素量)

8 · BIE > 10 ·	水土に関う 3 水光至中 (1年以 成信任日 欧米里)	
類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場 を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を 保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

[備考]

- 1. 基準値は、日間平均値とする。
- 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

[「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)より作成]

第3.2.8-5表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

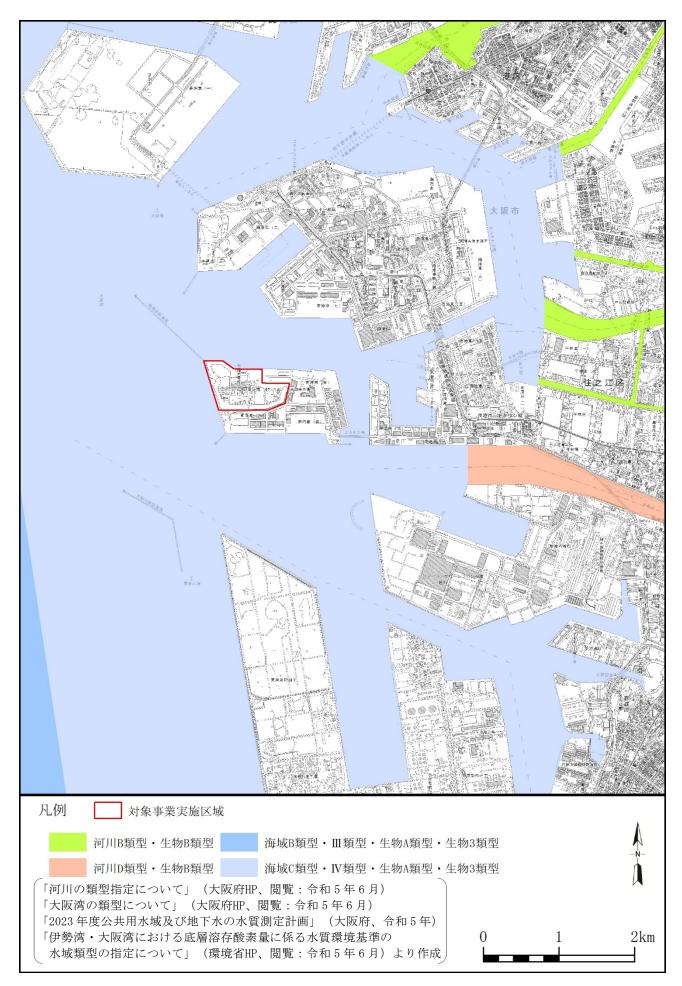
人の健康の保護に関する環境基準(地下水)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
РСВ	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニ ル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

[備考]

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、本告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下「規格」という。) K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の 5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

[「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、令和3年10月7日最終改正)より作成]



第3.2.8-2図 環境基準の類型指定(海域、河川)

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年環境庁告示第46号、令和2年4月2日最終改正)により、第3.2.8-6表のとおり定められている。

第3.2.8-6表 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件		
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg 以下であること。		
全シアン	検液中に検出されないこと。		
有機燐	検液中に検出されないこと。		
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。		
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土 壌1kgにつき15mg未満であること。		
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		
РСВ	検液中に検出されないこと。		
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。		
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
クロロエチレン (別名塩化ビニ ル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。		
1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。		
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
1, 3-ジクロロプロペン	検液1 L につき0.002mg以下であること。		
チウラム	検液1 L につき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液1 L につき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。		
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1,4-ジオキサン	検液1 L につき0.05mg以下であること。		

[備考]

- 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、本告示の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 L につき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.01mg、0.08mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 L につき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3. 「検液中に検出されないこと」とは、本告示の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 注:これらの環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、 廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集 積している施設に係る土壌については、適用しない。
 - [「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、令和2年4月2日最終改正)より作成]

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、令和 4 年 6 月17 日最終改正)に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正)により、第 3. 2. 8-7 表のとおり定められている。

第3.2.8-7表 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m³以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

[備考]

- 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(本告示の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を本告示の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 (簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。
- 注:1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 - 2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 - 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 - 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び 土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号、令和4年11月25日最終改正)より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、令和4年6月17日最終改正)等により、ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の事業活動に伴って排出されるばい煙等について規制基準が定められている。

a. 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域の区分ごとに排出基準が定められている。また、対象事業実施区域が位置する大阪市は、総量規制基準の適用地域となっている。本事業に適用される規制基準は第3.2.8-8表のとおりである。

第3.2.8-8表(1) 硫黄酸化物の規制基準(排出基準)

地域の区分	K値	排出基準
		硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物 の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。
		q =K×10 ⁻³ H _e ² q :硫黄酸化物の排出量(m ³ _N /h) K :地域ごとに定められる値 He :補正された排出口の高さ(m)
大阪市の区域	1.17	He =Ho+0.65 (Hm+Ht) Hm =0.795 · (Q · V) 1/2/(1+2.58/V) Ht =2.01×10 ⁻³ · Q · (T-288) · (2.301ogJ+(1/J)-1) J =1/(Q · V) 1/2 · {1460-296× (V/(T-288))}+1 Ho :排出口の高さ (m) Q :温度 15℃における排出ガス量 (m³/s)
		V :排出ガスの排出速度(m/s) T :排出ガスの温度(K)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第1号、令和4年3月3日最終改正) 「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物に係る排出基準」(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)より作成

第3.2.8-8表(2) 硫黄酸化物の規制基準(総量規制基準)

指定地域の区分	特定工場の区分	総量規制基準
A-1 の区域 〔大阪市の区域〕	燃料使用 (重油換算) 0.8kL/h 以上	Q=2.0×W ^{0.85} +0.3×2.0× {(W+Wi) ^{0.85} -W ^{0.85} } Q:特定工場等の許容排出量(単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した m³/h) W:特定工場等に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原燃料の量(Wi を除く)(単位 重油の量に換算した kL/h) Wi:基準日以降に設置されるすべてのばい煙発生施設において使用される原燃料の量(単位 重量の量に換算した kL/h)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和4年3月3日最終改正) 「硫黄酸化物に係る総量規制対象について」「硫黄酸化物に係る総量規制基準について」

(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)

より作成

b. 窒素酸化物

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が 定められている。本事業に適用される規制基準は、第3.2.8-9表(1)のとおりである。

第3.2.8-9表(1) 窒素酸化物の規制基準(排出基準)

対象施設	排出基準
ガスタービン	70ppm (O₂=16%換算値)

[「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和4年3月3日最終改正)より作成〕

大阪府では「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」(昭和 57 年大阪府告示第 1315 号、平成 18 年 3 月 17 日最終改正)、大阪市では「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」(昭和 60 年大阪市要領、令和元年 5 月 1 日最終改正)に基づき、上乗せに基づく総量規制が行われており、本事業に適用される規制基準は、第 3.2.8-9 表(2)のとおりである。

第 3. 2. 8-9 表(2) 窒素酸化物の総量規制基準

特定工場の区分	総量規制基準
	Q=0.6{Σ (C·V)} ^{0.95} 基準日より前から設置された特定工場等
	Q=0.6 $\{\Sigma$ ($C\cdot V$)+ Σ ($Ci\cdot Vi$) $\}^{0.95}$ 基準日以降に設置または変更された特定工場等
	この表において、Q、C、Ci、V 及び Vi は、それぞれ次の値を表すものとする。
	Q :排出が許容される窒素酸化物の量(単位 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した
	m^3/h)
	C :工場及び事業場に基準日に掲げる施設の区分ごとの基準日をいう。以下同じ。) 前か
	ら設置されている施設について、その種類ごとに定める施設係数
	Ci:工場及び事業場に基準日以後に設置される施設について、その種類ごとに定める施設係
燃料使用量	数
(重油換算)	V :工場及び事業場に基準日前から設置されている施設ごとの排出ガス量(単位 温度
(里価换异) 2. 0kL/h 以上	0℃、圧力1気圧の状態に換算した万 m³/h)
2. UKL/ II 15. L.	Vi :工場及び事業場に基準日以後に設置される施設ごとの排出ガス量(単位 温度 0℃、圧
	力1気圧の状態に換算した万 m³/h)
	排出ガス量は、施設(予備の施設(専ら他の施設の使用が停止されている間に、これに替えて
	使用されるものに限る。)を除く。)を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量を、排出ガ
	ス中の酸素濃度が 0%の状態に換算したものとする。
	一の工場又は事業場において、新たに施設が設置され、それに伴い基準日前に設置された施設
	が廃止される場合における指導基準の適用については、当該設置に係るすべての施設において
	算出される Σ ($C\cdot Vi$)が当該廃止に係るすべての施設において算出される Σ ($C\cdot V$)を超えな
	い範囲については、当該設置に係るすべての施設の施設係数 Ci を C とみなす。

「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」

(昭和57年大阪府告示第1315号、平成18年3月17日最終改正)

「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」(昭和60年大阪市要領、令和元年5月1日最終改正) 「窒素酸化物に係る総量規制基準について」(大阪市HP、閲覧:令和5年6月) より作成

また、大阪市ではガスタービン、ディーゼル機関及びガス機関を対象に「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」(平成元年大阪市要領、令和 5 年 8 月 23 日最終改正)に基づき、排ガス中の窒素酸化物濃度の許容限度(指導基準)が定められている。本事業に適用される指導基準は、第 3. 2. 8-9 表(3) のとおりである。

第3.2.8-9表(3) 窒素酸化物濃度の指導基準

		指導基準値【単位:ppm (O2=0%)】		
固定型内燃機関		平成元年2月1日から	平成4年4月1日から 平成9年3月31日まで	平成9年4月1日以降
種類	規模	平成4年3月31日まで に設置	平成9年3月31日まで に設置	に設置
	2万 kW 以上 15万 kW 未満			30
ーガスタービン	6千kW以上2万kW未満	150	100	50
	2千kW以上6千kW未満			80
	2 千 kW 未満	200	150	100

- 注:1. 平成元年1月31日以前に設置された施設については、当分の間適用しない。
 - 2. 平成9年3月31日以前に設置された燃料の燃焼能力が重油換算で10L/h以上、30L/h未満の施設については、当分の間適用しない。
 - 3. ガスタービンの定格の発電出力が15万kW以上の施設については、別途市長と協議するものとする。
 - 4. ガスタービンの規模は定格の発電出力を示す。
 - 5. 平成12年3月31日までに設置された2千kW以上6千kW未満のガスタービンについては、85ppmを適用する。

[「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」(平成元年大阪市要領、令和5年8月23日最終改正)より作成]

c. ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」の規制が適用され、施設の種類その排出基準は第3.2.8-10表のとおりである。

第3.2.8-10表 ばいじんに係る規制基準

対象施設	排出基準
ガスタービン	0.04g/m³ _N (O₂=16%換算値)

[「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、令和4年3月3日最終改正)より作成]

d. その他の大気汚染に係る規制基準

(a) 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号、令和元年5月24日最終改正)に基づき、大阪府では平成5年11月に「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を、平成15年7月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、平成25年6月に3次計画を策定している。

対象区域は、大阪府区域のうち大阪市を含む 37 市町の区域で、計画の目標及び期間は、平成 27 年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成するとし、さらに、令和 2 年度までの目標として、対策地域全体 (37 市町の監視測定局 (府内約 100 箇所) に加えて、交差点等も含めたすべての地点) で大気環境基準を達成すること及び自動車からの窒素酸化物排出量を 11,220 t、粒子状物質排出量を 670 t に削減することが掲げられている。大阪府は、それらを達成していると評価している。

② 騒音

a. 工場・事業場に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、第 3. 2. 8-11 表に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号、令和5年3月23日最終改正)では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などを設置する工場・事業場の設置の際の届出について定められている。その区域指定状況は第3.2.8-3図のとおりである。

対象事業実施区域は、第3種区域に指定されている。

第 3. 2. 8-11 表	特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分	朝夕	昼間	夜間
	午前6時から午前8時まで	午前8時から	午後9時から
区域の区分	午後6時から午後9時まで	午後6時まで	翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域 a)	60デシベル	65デシベル	55デシベル
第4種区域 b)	65デシベル	70デシベル	60デシベル

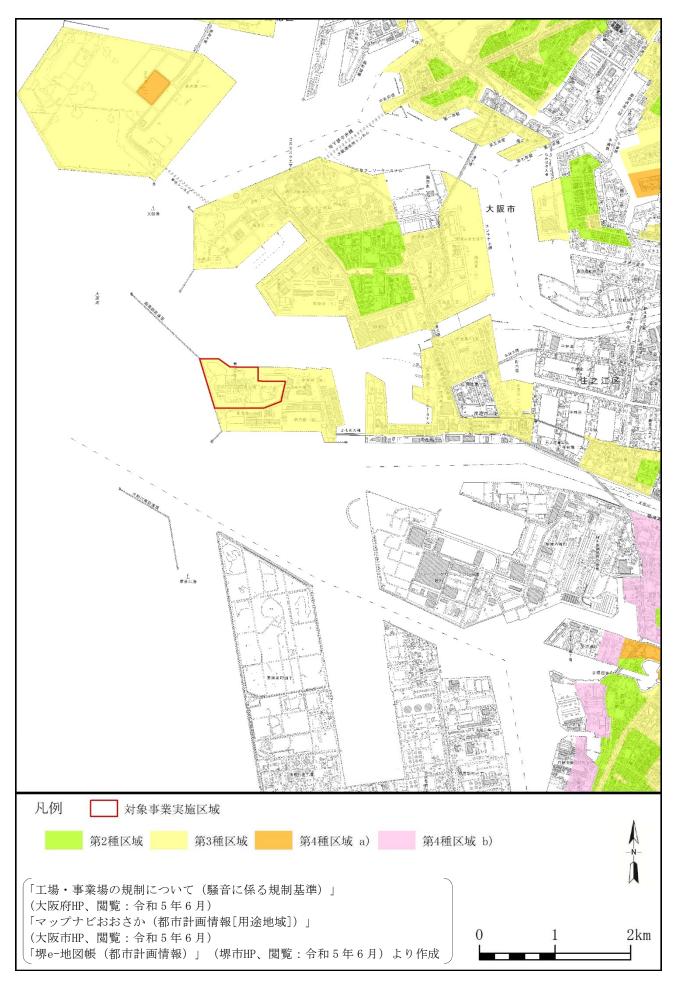
[備考]

- 1. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
- (1) 第1種区域 … 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域
- (2) 第2種区域 … 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第4種区域に該当する地域以外の地域
- (3) 第3種区域 … 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第4種区域に該当する地域以外の地域
- (4) 第4種区域 … 工業地域及び知事が公示して指定する地域で a) 既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及 び第2種区域の境界線から15m以内の区域 b) その他の区域
- 3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日 において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- 4. この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については 適用しないものとする。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号、令和2年3月30日最終改正)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」 (平成6年大阪府規則第81号、令和5年3月23日最終改正) 「工場・事業場の規制について」 (大阪府HP、閲覧:令和5年6月) より作成



第3.2.8-3図 騒音の規制区域指定状況

b. 建設作業騒音の規制基準

建設作業に伴って発生する騒音については、「騒音規制法」で規定する特定建設作業及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準は第3.2.8-12表のとおりであり、同法及び同条例で規定する特定建設作業(騒音)は第3.2.8-13表のとおりである。

対象事業実施区域は、1号区域に指定されている。

第3.2.8-12表 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制の種別	区域	規制基準
騒音の基準値	1号及び2号	85デシベル(特定建設作業の場所の敷地境界線上)
作業時間	1号	午前7時から午後7時
作来时间	2号	午前6時から午後10時
1日当たりの	1号	1日あたり10時間
作業時間	2号	1日あたり14時間
作業期間	1号及び2号	連続6日間
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日を除く日

[備考]

1号区域:第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内

2号区域:工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の追加規制地域のうち1号区域以外の地域

「特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、令和2年3月30日最終改正) 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成6年大阪府規則第81号、令和5年3月23日最終改正)

「特定建設作業の規制について」(大阪府HP、閲覧:令和5年6月)より作成

第3.2.8-13表 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で 規定する特定建設作業(騒音)

	がたりのりたな飲け木(塩白)
適用	特定建設作業の種類
大阪府生活環境の保全に関する条例騒音規制法	①くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)②びょう打機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)④空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)⑤コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練電量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)⑥バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業 ⑦トラクターショベル(一定の限度を超える大きなの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
する条例 大阪府生活環	 ⑨⑥、⑦又は⑧に規定する作業以外のショベル系掘削機械(アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 ⑩コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) ⑪鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
〔備考〕	

当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

「騒音規制法施行令」(昭和 43 年政令第 324 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号、令和5年3月23日最終改正) より作成

c. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」により要請限度が第3.2.8-14表のとおり定められており、その区域指定状況は第3.2.8-4図のとおりである。

対象事業実施区域は、c区域に指定されている。

第 3. 2. 8-14 表 自動車騒音の要請限度

時間の区分	昼間	夜間
	午前6時から	午後10時から
区域の区分	午後10時まで	翌日の午前6時まで
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及	75デシベル	70デシベル
び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	10) 200	10) 5, ()

[備考]

- 1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。
- 2. a 区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
- 3. b 区域: 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- 4. c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

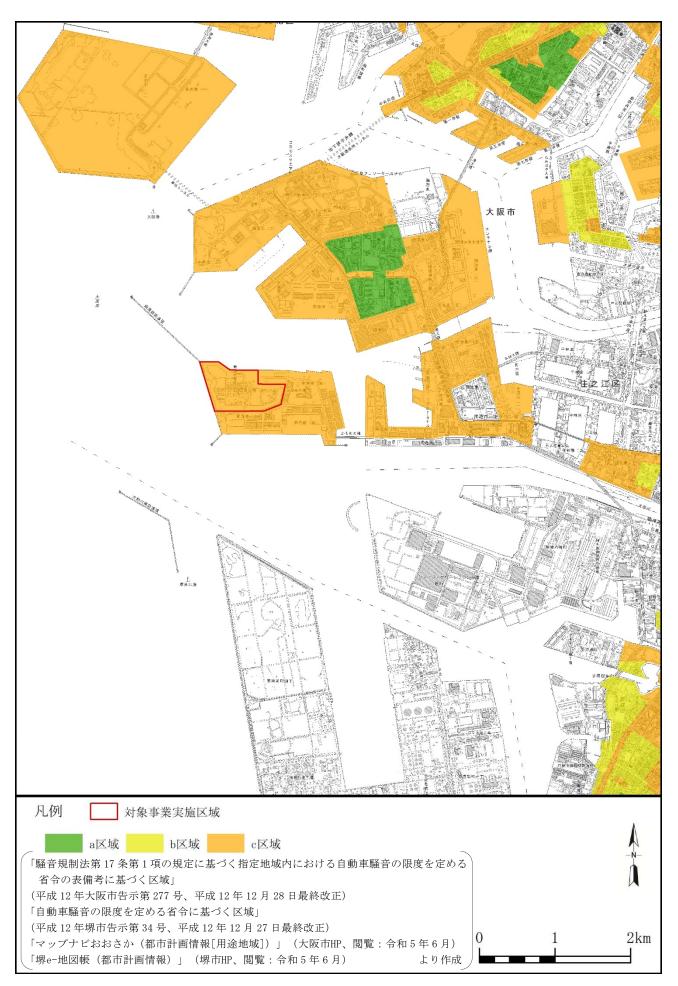
「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」 (平成12年総理府令第15号、令和2年3月30日最終改正)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」(平成12年大阪市告示第277号、平成12年12月28日最終改正)

「自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」

(平成12年堺市告示第34号、平成12年12月27日最終改正)

より作成



第3.2.8-4図 自動車騒音の要請限度区域指定状況

③ 振動

振動に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、規制地域を指定して工場振動、建設作業振動、道路交通振動の規制等が行われている。

a. 工場振動の規制基準

工場振動については、「振動規制法」で規定する特定工場に対して規制が行われている。 特定工場等の振動に係る規制基準は第3.2.8-15表、その規制区域指定状況は第3.2.8-5図の とおりである。

対象事業実施区域は、第2種区域(I)に指定されている。

第3.2.8-15表 特定工場等の振動に係る規制基準

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域(I)	65デシベル	60デシベル
第2種区域(Ⅱ)a)	65デシベル	60デシベル
第2種区域(Ⅱ)b)	70デシベル	65デシベル

[備考]

- 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

途地域の指定のない地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域

- (2)第2種区域(I) ··· 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第2種区域(Ⅱ)に該当する地域以外の地域
- (3)第2種区域(Ⅱ) … 工業地域及び知事が公示して指定する地域 a)既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及 び第1種区域の境界線から15m以内の区域 b)その他の区域
- 3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- 4. この表は建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年環境庁告示第90号、平成27年4月20日最終改正) 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成6年大阪府規則第81号、令和5年3月23日最終改正)

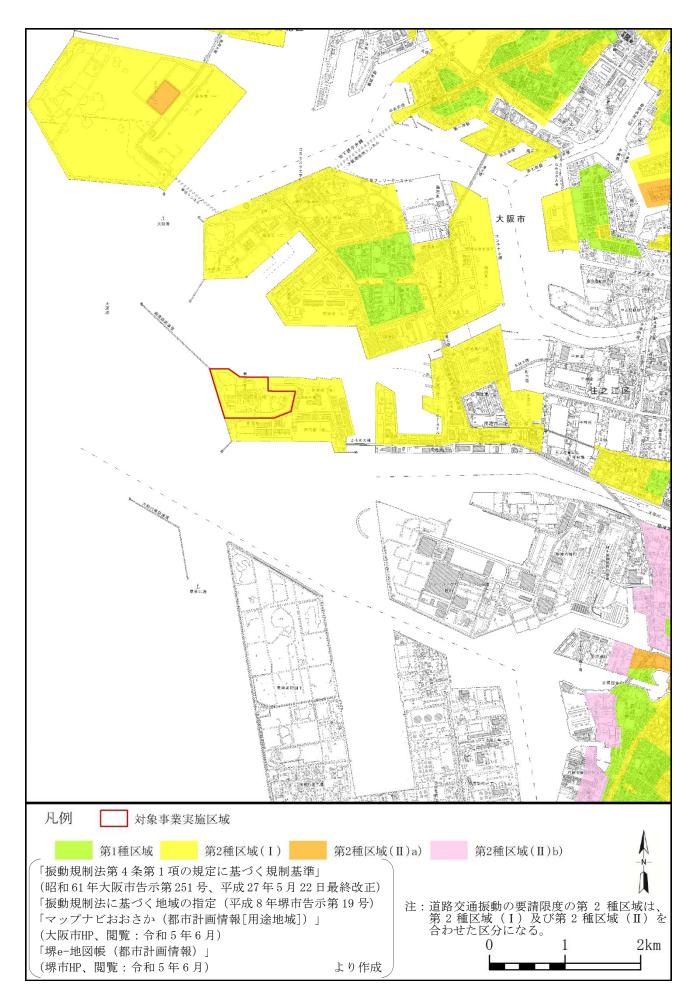
「振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準」

(昭和61年大阪市告示第251号、平成27年5月22日最終改正)

「振動規制法に基づく地域の指定(平成8年堺市告示第19号)

「振動規制法に基づく規制基準の設定」

(平成8年堺市告示第20号、平成27年7月10日最終改正)より作成



第3.2.8-5図 振動の規制区域指定状況

b. 建設作業振動の規制基準

建設作業に伴って発生する振動については、「振動規制法」で規定する特定建設作業及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準は第3.2.8-16表のとおりであり、同法及び同条例で規定する特定建設作業(振動)は第3.2.8-17表のとおりである。

対象事業実施区域は、1号区域に指定されている。

第3.2.8-16表 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

規制の種別	区域	規制基準
振動の基準値	1号及び2号	75デシベル(特定建設作業の場所の敷地境界線上)
作業時間	1号	午前7時から午後7時
作来时间	2号	午前6時から午後10時
1日当たりの	1号	1日あたり10時間
作業時間	2号	1日あたり14時間
作業期間	1号及び2号	連続6日間
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日を除く日

[備考]

1号区域:第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内

2号区域:工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の追加規制地域のうち1号区域以外の地域

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正) 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正)より作成

第3.2.8-17表 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で 規定する特定建設作業(振動)

	// - / - / - / - / - / - / - / - / - /
適用	特定建設作業の種類
保全に関する条例大阪府生活環境の振動規制法	①くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業3舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) ④ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
関する条例	⑤ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業
〔備考〕 当該作業	・ きがその作業を開始した日に終わるものを除く。

「振動規制法施行令」(昭和 51 年政令第 280 号、令和 3 年 12 月 24 日最終改正) 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」

(平成6年大阪府規則第81号、令和5年3月23日最終改正) より作成

c. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」により要請限度が第3.2.8-18表のとおり定められており、その区域指定状況は第3.2.8-5図のとおりである。

対象事業実施区域は、第2種区域に指定されている。

第 3. 2. 8-18 表 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分	午前6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

[備考]

第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、 静穏の保持を必要とする区域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専 用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域の指定の

ない地域、田園住居地域)

第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号、令和3年3月25日最終改正)

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に基づく区域及び時間」

(昭和61年大阪市告示第253号、平成7年3月8日最終改正)

「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域及び時間の区分」(平成8年堺市告示第22号)より作成

④ 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号、令和4年6月17日最終改正)に基づき指定された規制地域内の工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭の規制基準が定められている。大阪市の全域が悪臭の規制地域に指定されており、悪臭防止に基づく規制の概要は、第3.2.8-19表のとおりである。

対象事業実施区域は規制地域に指定されており、敷地境界線における規制基準、気体の排出口における規制基準及び排出水における規制基準が適用される。

第3.2.8-19表 敷地境界線における規制基準(第1号規制)

規制手法		臭気指数	
測定方法		臭覚測定法 (3点比較式臭袋法及び3点比較式フラスコ法)	
	敷地境界線 (第1号)	臭気指数「10」	
規制基準	気体排出口 (第2号)	〔排出口高さ 15m以上〕 ・指標:臭気排出強度 ・建物の影響による拡散場の乱れ(ダウンドラフト)を考慮した大気拡散式を用いる 〔排出口高さ 15m未満〕 ・指標:臭気指数 ・流量を測定しない簡易な方法	
	排出水 (第3号)	臭気指数「26」	

「悪臭防止に関する規制」(大阪市HP、閲覧:令和5年6月)

「悪臭防止法による規制について」(堺市HP、閲覧:令和5年6月)より作成

⑤ 水質汚濁

水質に関しては、大阪府では「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場及び事業場から排出される排出水の汚染状態について規制基準が定められている。同法では特定施設に対して排水基準(一律排水基準)が定められており、水域の実情からみて一律排水基準では水質汚濁防止上不十分と考えられる水域については、都道府県知事が条例で一律排水基準に代えて適用すべきより厳しい排水基準(上乗せ排水基準)を定めることができ、大阪府では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和 49 年大阪府条例第 8 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正)に基づき上乗せ排水基準が定められている。

また、特定事業場から排出される1日当たりの排出水の量が50m³以上の場合、化学的酸素要求量及び窒素、燐含有量について、総量規制基準が定められている。この基準は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号の口に掲げる区域に適用されている。化学的酸素要求量については「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号、令和4年6月17日最終改正)第5条第1項に規定する区域のうち大阪府の区域に、窒素含有量及び燐含有量については水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号の口に掲げる区域に適用されている。

瀬戸内海の環境については、環境省が「瀬戸内海環境保全特別措置法」第3条の規定に基づき、「瀬戸内海環境保全基本計画」を策定し、大阪府が同法第4条の規定に基づき「「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン(瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画・第9次水質総量削減計画)」(大阪府、令和4年)を策定している。これらの計画では基本的な施策として、「水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保」、「沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全」、「海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等」、「気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進」、「基盤的施策の着実な実施」が掲げられている。

水質汚濁に係る排水基準は、第3.2.8-20表、総量規制基準は第3.2.8-21表のとおりである。

第3.2.8-20表(1) 水質汚濁に係る排水基準(生活環境項目)

項目	単位	水質汚濁防止法 (一律排水基準)	水質汚濁防止法第三条第三項の規 定による排水基準を定める条例 (上乗せ排水基準)
水素イオン濃度 (pH)	_	(海域以外) 5.8~8.6 (海域) 5.0~9.0	_
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	160 (日間平均 120)	10 (日間平均 5)
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	160 (日間平均 120)	10 (日間平均 5)
浮遊物質量 (SS)	mg/L	200 (日間平均 150)	70 (日間平均 50)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5	_
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂質含有量)	mg/L	30	_
フェノール類含有量	mg/L	5	_
銅含有量	mg/L	3	_
亜鉛含有量	mg/L	2	_
溶解性鉄含有量	mg/L	10	_
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	_
クロム含有量	mg/L	2	
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000	_
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60)	_
燐含有量	mg/L	16 (日間平均 8)	_

[備考]

- 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水 について適用する。
- 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。
- 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
- 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として 環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定 める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
- 注:上乗せ排水基準は、本事業に適用されるものを示す(BODとCODが特定海水使用特定事業場の新設特定事業場、SSがC地域の新設特定事業場)。

「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号、令和4年5月17日最終改正)

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」

(昭和49年大阪府条例第8号、令和5年3月23日最終改正)

「水質汚濁防止法関係法令のしおり(資料編)」(大阪府環境農林水産部、令和4年)より作成

第3.2.8-20表(2) 水質汚濁に係る排水基準(有害物質)

(単位:mg/L)

項目	水質汚濁防止法 (一律排水基準)	水質汚濁防止法第三条第三項の規 定による排水基準を定める条例 (上乗せ排水基準)
カドミウム及びその化合物	0. 03	_
シアン化合物	1	_
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1	_
鉛及びその化合物	0.1	_
六価クロム化合物	0.5	_
砒素及びその化合物	0.1	_
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	_
アルキル水銀化合物	検出されないこと	_
ポリ塩化ビフェニル	0.003	_
トリクロロエチレン	0.1	_
テトラクロロエチレン	0.1	_
ジクロロメタン	0.2	_
四塩化炭素	0.02	_
1,2-ジクロロエタン	0.04	_
1,1-ジクロロエチレン	1	_
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	_
1,1,1-トリクロロエタン	3	_
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	_
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	_
チウラム	0.06	_
シマジン	0.03	_
チオベンカルブ	0.2	_
ベンゼン	0.1	_
セレン及びその化合物	0. 1	_
ほう素及びその化合物	(海域以外) 10、(海域) 230	(海域) 10
ふっ素及びその化合物	(海域以外) 8、(海域) 15	_
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化	100	
合物及び硝酸化合物	100	
1,4-ジオキサン	0. 5	_
[(

[備考]

- 1. 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

「排水基準を定める省令」 (昭和46年総理府令第35号、令和4年5月17日最終改正)

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」

(昭和49年大阪府条例第8号、令和5年3月23日最終改正)

「水質汚濁防止法関係法令のしおり(資料編)」(大阪府環境農林水産部、令和4年)より作成

第3.2.8-21表(1) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(化学的酸素要求量)

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(以下「24年既設事業場」という。)。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L c = C c \cdot Q c \times 10^{-3}$
24年既設事業場のうち、平成24年5月25日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	Lc= (Ccj • Qcj+Cco•Qco) ×10 ⁻³

- [備考] この表に掲げる式において、Lc、Cc、Qc、Ccj、Cco、Qcj及びQcoは、それぞれ次の値を表すものとする。
 - L c:排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)
 - Cc、Ccj、Cco:大阪府が業種その他の区分ごとに定める化学的酸素要求量(mg/L)
 - Q c : 特定排出水の量 (m³/日)
 - Q c j : 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (m^3/H)
 - Qco:特定排出水の量(Qcjを除く。) (m³/日)

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」 (大阪府HP、閲覧:令和5年6月) より作成

第3.2.8-21表(2) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(窒素含有量)

(至於百行里)	
指定地域内事業場の区分	総量規制基準
24 年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L n = C n \cdot Q n \times 10^{-3}$
24年既設事業場のうち、平成24年5月25日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成24年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_{n} = (C_{n} i \cdot Q_{n} i + C_{n} o \cdot Q_{n} o) \times 10^{-3}$

- 「備考」この表に掲げる式において、Ln、Cni、Cno及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。
 - Ln:排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)
 - Cn、Cni、Cno:大阪府が業種その他の区分ごとに定める窒素含有量 (mg/L)
 - Qn:特定排出水の量 (m³/日)
 - Qni: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(m³/日)
 - Qno:特定排出水の量(Qniを除く) (m³/日)

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」 (大阪府HP、閲覧:令和5年6月) より作成

第3.2.8-21表(3) 水質汚濁防止法による総量規制基準

(りん含有量)

() () () ()	
指定地域内事業場の区分	総量規制基準
24 年既設事業場。ただし、次項に掲げるものを除く。	$L p = C p \cdot Q p \times 10^{-3}$
24 年既設事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等に変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lp = (Cp i \cdot Qp i + Cp o \cdot Qp o) \times 10^{-3}$

[備考] この表に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Lp:排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)

Cp、Cpi、Cpo:大阪府が業種その他の区分ごとに定めるりん含有量 (mg/L)

Qp:特定排出水の量 (m³/日)

Qpi: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に 設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (m³/日)

Qpo:特定排出水の量(Qpiを除く) (m³/日)

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」 (大阪府HP、閲覧:令和5年6月) より作成

本事業の一般排水は、大阪市下水道に排出する計画であるため、「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)及び「大阪市下水道条例」(昭和 35 年大阪市条例第 19 号、令和 4 年 5 月 27 日最終改正)に基づき、排水基準が適用される。下水道排出への排水基準は、第 3. 2. 8-22 表のとおりである。

第3.2.8-22表(1) 下水道への排水基準(生活環境項目)

項目		単位	下水道法及び大阪市下水道条例	
水素イオン濃度(pH)			5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量(BOI))	mg/L	600 未満	
浮遊物質量(SS)		mg/L	600 未満	
フェノール		mg/L	5 以下	
銅		mg/L	3 以下	
亜鉛		mg/L	2以下	
鉄 (溶解性)		${\rm mg/L}$	10以下	
マンガン (溶解性)		${\rm mg}/{\rm L}$	10以下	
クロム		${\rm mg/L}$	2以下	
温度		$^{\circ}\mathbb{C}$	45 未満	
よう素消費量		mg/L	220 未満	
色			放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと	
			3以下	
	鉱油類	mg/L	4 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質			5 以下	
	動植物油類		10 以下	
		mg/L	20 以下	
			30以下	

注: ノルマルヘキサン抽出物質の数値は、下水道に排水を放流する 1 日当たりの排水量により異なり、上段が 5,000 m^3 以上、中段が 1,000 m^3 以上 5,000 m^3 、下段が 1,000 m^3 大高を示す。

「下水道法」(昭和33年法律第79号、令和4年6月17日最終改正)

「大阪市下水道条例」(昭和35年大阪市条例第19号、令和4年5月27日最終改正)

「下水道へ排水を放流する場合の基準」(大阪市HP、閲覧:令和5年6月) より作成

第3.2.8-22表(2) 下水道への排水基準(有害物質)

(単位:mg/L)

項目	下水道法及び大阪市下水道条例	
カドミウム	0.03以下	
シアン	1 以下	
有機りん	1以下	
鉛	0.1以下	
六価クロム	0.5以下	
ひ素	0.1以下	
総水銀	0.005以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	
トリクロロエチレン	0.1以下	
テトラクロロエチレン	0.1以下	
ジクロロメタン	0.2以下	
四塩化炭素	0.02以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.04以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下	
チウラム	0.06以下	
シマジン	0.03以下	
チオベンカルブ	0.2以下	
ベンゼン	0.1以下	
セレン	0.1以下	
ほう素	10 以下	
ふっ素	8以下	
1,4-ジオキサン	0.5以下	

「下水道法」(昭和33年法律第79号、令和4年6月17日最終改正) 「大阪市下水道条例」(昭和35年大阪市条例第19号、令和4年5月27日最終改正) 「下水道へ排水を放流する場合の基準」(大阪市HP、閲覧:令和5年6月) より作成

⑥ 底質

底質に関しては、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号、 令和4年6月17日最終改正)に基づき、水底土砂に係る判定基準が第3.2.8-23表のとおり定め られている。

第3.2.8-23表 水底土砂に係る判定基準

項目	環境上の条件
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.1mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき鉛0.1mg以下
有機りん化合物	検液1Lにつき有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.5mg以下
ひ素又はその化合物	検液1Lにつきひ素0.1mg以下
シアン化合物	検液1Lにつきシアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつきポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
銅又はその化合物	検液1Lにつき銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき亜鉛2mg以下
ふっ化物	検液1Lにつきふっ素15mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつきトリクロロエチレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつきテトラクロロエチレン0.1mg以下
ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつきベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	検液1Lにつきクロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	検液1Lにつきニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	検液1Lにつきバナジウム1.5mg以下
廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物	試料1kgにつき塩素40mg以下
ジクロロメタン	検液1Lにつきジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつきシス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき1,3-ジクロロプロペン0.02mg以下
チウラム	検液1Lにつきチウラム0.06mg以下
シマジン	検液1Lにつきシマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつきチオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1Lにつきベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1Lにつきセレン0.1mg以下
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき1,4-ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	検液1Lにつきダイオキシン類10pg-TEQ以下

[備考]

- 1. この表に掲げる基準は、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- 2. 「検出されないこと。」とは、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を 含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第6号、平成29年6月12日最終改正) より作成 また、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として、「底質の暫定除去基準について」(昭和50年環水管119号、昭和63年9月8日最終改定)に基づき、底質の暫定除去基準が第3.2.8-24表のとおり定められている。

第 3.2.8-24 表 底質の暫定除去基準

-# H	# LPA L + W / L = - 4/11 - 7 - 1/1)))	
項目	暫定除去基準(底質の乾燥重量当たり)	
1.07	1. 河川及び湖沼: 25ppm以上 2. 海域: 次式により算出した値(C)以上	
水銀	$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \qquad (ppm)$	
	ΔH=平均潮差(m)、J=溶出率、S=安全率	
РСВ	10ppm以上	

注:1. 水銀の平均潮差(m)は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta$$
 H = 副振動の平均振幅 (m) ・ $\frac{12 \cdot 60 (分)}{\text{平均周期 (分)}}$

- 2. 水銀の溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の 底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水 域の底質の溶出率とする。
- 3. 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。
 - (1)漁業が行われていない水域においては、10とする。
 - (2)漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類(エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。
 - (3)(2)の割合がおおむね1/2を越える水域においては、100とする。
- 4. PCBについては、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

⑦ 土壌汚染

土壌汚染に関しては、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質使用特定施設等の使用の廃止時又は 3,000m²以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき等に、土地所有者等が当該土地の土壌汚染の状況について調査を行い、調査の結果により汚染されている区域は、都道府県知事が要措置区域若しくは形質変更時要届出区域に指定し、又は要措置管理区域若しくは要届出管理区域に指定等を行う。

特定有害物質及び管理有害物質に係る指定基準は、第3.2.8-25表のとおりである。

対象事業実施区域に、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域並びに「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域の指定はない。

第3.2.8-25表 特定有害物質及び管理有害物質に係る指定基準

項目	土壤含有量基準	土壤溶出量基準	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	土壌lkgにつきカドミウム45mg以下	検夜Lにつきカドミウム0.003mg以下	検液Lにつきカドミウム0.09mg以下
六価クロム化合物	土壌kgにつき六価クロム250mg以下	検液Lにつき六価クロム0.05mg以下	検夜Lにつき六価クロム1.5mg以下
クロロエチレン	-	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
シマジン	-	検液1Lにつき0.003mg以下	検液1Lにつき0.03mg以下
シアン化合物	土壌lkgにつき遊離シアン50mg以下	検液中にシアンが検出されないこと	検液1Lにつきシアン1mg以下
チオベンカルブ	-	検液1Lにつき0.02mg以下	検液1Lにつき0.2mg以下
四塩化炭素	ı	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	-	検液1Lにつき0.004mg以下	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	Ī	検液1Lにつき0.1mg以下	検液1Lにつき1mg以下
1,2-ジクロロエチレン	-	検液1Lにつき0.04mg以下	検液1Lにつき0.4mg以下
1,3-ジクロロプロペン	Ī	検液1Lにつき0.002mg以下	検液1Lにつき0.02mg以下
ジクロロメタン	_	検液1Lにつき0.02mg以下	検液1Lにつき0.2mg以下
		検液1Lにつき水銀0.0005mg以	検液1Lにつき水銀0.005mg以下
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下	下であり、かつアルキル水銀	であり、かつアルキル水銀が
		が検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	土壌lkgにつきセレン150mg以下	検液Lにつきセレン0.01mg以下	検液1Lにつきセレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	_	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
チウラム	-	検液1Lにつき0.006mg以下	検液1Lにつき0.06mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	_	検液1Lにつき1mg以下	検液1Lにつき3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	検液1Lにつき0.006mg以下	検液1Lにつき0.06mg以下
トリクロロエチレン	_	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下	検液1Lにつき鉛0.01mg以下	検液1Lにつき鉛0.3mg以下
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下	検液1Lにつき砒素0.01mg以下	検液1Lにつき砒素0.3mg以下
ふっ素及びその化合物	土壌kgにつきふっ素4,000mg以下	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下	検液1Lにつきふっ素24mg以下
ベンゼン	ı	検液1Lにつき0.01mg以下	検液1Lにつき0.1mg以下
ほう素及びその化合物	土壌kgにつきほう素4,000mg以下	検液1Lにつきほう素1mg以下	検液1Lにつきほう素30mg以下
ポリ塩化ビフェニル	-	検液中に検出されないこと	検液1Lにつき0.003mg以下
有機りん化合物	-	検液中に検出されないこと	検液1Lにつき1mg以下
ダイオキシン類	土壌Igにつき1000pg-TEQ/g以下	-	-

注:ダイオキシン類の土壌含有量基準は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づくものである。

「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号、令和4年12月16日最終改正)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号、令和5年3月23日最終改正)より作成

⑧ 地盤沈下

地盤沈下に関しては、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正)に基づき、地下水の採取について規制が行われている。

対象事業実施区域は、「工業用水法」により、容器水の吐出口の断面積 21cm²以下、ストレーナーの位置が地表面下 600m以深と定められている。

⑨ ダイオキシン類

ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)に基づき、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排出水について排出基準等が定められているが、対象事業の実施に当たっては、政令に定める特定施設の設置はないことから、排出基準は適用されない。

⑩ 特定化学物質

特定化学物質に関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号、平成 14 年 12 月 13 日最終改正)に基づき、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、排出量、移動量及び取扱量の届出、特定化学物質管理書の作成提出、事故時の応急措置・通報届出が定められている。

① 産業廃棄物

産業廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、令和 4年 6月 17 日最終改正)に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

また、建設工事については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法 律第 104 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)により、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)を用いた建築物等に係る解体工事又は一定規模以上の建設工事(その施工に特定建設資材を使用する新築工事等)について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。

① 残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年建設省経建発第3号、平成14年5月30日最終改正)により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制、再使用及び再生利用等の総合的対策を適切に実施するよう定められている。

③ 温室効果ガス等

二酸化炭素等の温室効果ガスに関しては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)に基づき、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。事業者は本特定排出者に該当することから、温室効果ガス算定排出量の報告を行う必要がある。また、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」(平成 17 年大阪府条例第 100 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正)に基づき、エネルギーを多量に使用する事業者等(特定事業者)に対し、大規模な建築物の新築の際に温室効果ガス等の排出を抑制する対策の計画や報告の届出、工事完了の届出等を規定している。

(4) エネルギー

a. エネルギーの使用の合理化等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和54年法律第49号、令和4年6月17日最終改正)に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第66号、令和5年3月31日最終改正)は、平成30年3月の改正において、火力発電に関して新設発電設備の発電効率基準(新設基準)と、既設発電設備の稼働状況に関する基準(ベンチマーク制度)の見直しが行われた。火力発電に係る新設基準の概要は第3.2.8-6図のとおりである。可燃性天然ガスによる火力発電の新設基準については、50.5%(定格時の高位発熱量基準による発電端効率)が設定されている。

また、ベンチマーク制度については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標と した「火力発電熱効率A指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率B 指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準としてA指標は1.00以上、B指標は44.3%以上とすることが求められている。

第3.2.8-26表 火力発電に係る新設基準の概要

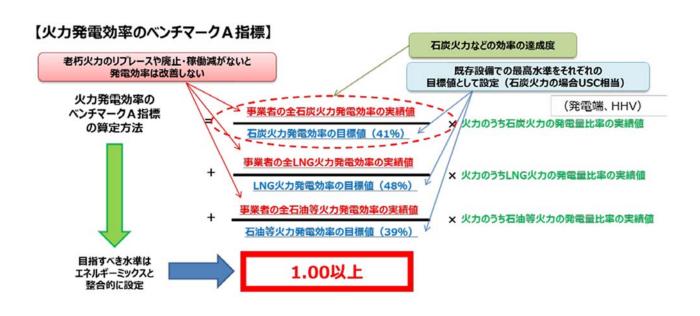
発電方式	基準発電効率
石炭による火力発電	42.0%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5%
石油その他の燃料による火力発電	39.0%

- 注:1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
 - 2. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件をすべて満たす、設備容量が 20 万kW未満の可燃性天然 ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
 - (1) 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分15%以上の出力変化が可能であること。
 - (2) 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が44.5%以上であること。

「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」 (平成21年経済産業省告示第66号、令和5年3月31日最終改正) より作成

b. エネルギー供給構造高度化法

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成 21 年法律第 72 号、令和 4 年 5 月 20 日最終改正)に基づく「非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準」(平成 28 年経済産業省告示第 112 号、令和 4 年 2 月 25 日最終改正)により、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を令和 12 年度に 44%以上にすることが求められている。



【火力発電効率のベンチマークB指標】

(発電端、HHV)

火力発電効率の ベンチマークB指標 の算定方法

D算定方法

事業者の全LNG火力発電効率の実績値

= 事業者の全石炭火力発電効率の実績値

↑ 発電量比率の実績値

火力のうちLNG火力の

メ

火力のうち石炭火力の

発電量比率の実績値

事業者の全石油等火力発電効率の実績値

× 火力のうち石油等火力の 発電量比率の実績値

目指すべき水準は エネルギーミックスと 整合的に設定

44.3%以上

 $= 41\% \times \frac{26}{56} + 48\% \times \frac{27}{56} + 39\% \times \frac{3}{56} = 44.3\%$

第3.2.8-6 図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業に係るベンチマーク指標の実績について(令和元年度定期報告分)」(資源エネルギー庁、令和2年) より作成

(3) その他、環境保全計画等

① 2030 大阪府環境総合計画

大阪府では、2020 年度を年限とする「大阪 21 世紀の新環境総合計画」に基づき、持続可能な社会の構築に向けて低炭素・省エネルギー社会、資源循環社会、魅力と活力ある快適な地域、全てのいのちが共生する社会、健康で安心して暮らせる社会の分野ごとに個別計画を策定し施策を展開してきたが、近年、気候変動による自然災害リスクの増大など環境問題はさらに深刻度が増していることに加えて、人口減少や高齢化社会など社会・経済活動とも密接に関係していることから、今後は環境・社会・経済それぞれの課題の改善を図る考え方や取組が求められている。そこで 2030 大阪府環境総合計画として、大阪府域における 2050 年の環境分野全体としての「めざすべき将来像」とそれを見据えて 2030 年の実現すべき姿を定め、その実現に向けた施策の基本的な方向性を明確にしている。

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、第3.2.8-27 表のとおりである。

第 3. 2. 8-27 表 「2030 大阪府環境総合計画」の概要

項目	概要
2050 年の 目指すべ き将来像	 ●日本を代表する大都市・大消費地として、現在だけでなく将来にわたって、限りある資源や自然の恵み、良好な環境を保全しつつ、社会・経済が安定して繁栄し、社会構造・産業構造を転換させる革新的な技術・サービスが発達することにより、府域におけるCO₂排出量の実質ゼロ、大阪湾における海洋プラスチックごみのよる追加的な汚染ゼロ、資源循環型の社会が実現している。 ●府民、事業者、研究機関やNPO等の民間団体、行政など各主体における1つ1つの取組が大きな力となって、快適で文化的な生活や健全で豊かな環境を創り出している。 ●「いのち輝く未来社会」を世界に発信する2025年大阪・関西万博の開催を跳躍台として、環境はもとより経済・社会・文化など様々な面で、世界と積極的につながるなど国際的な影響力を発揮している。また、現在、そしてこれからの府民の営みは、次世代とつながり、その影響は将来に波及し、持続可能な社会が構築されている。
2030 年の 実現すべ き姿	● 服炭素・省エネルギー SDG s 実現に向けて温暖化対策 (緩和策・適応策) が加速している。 気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。 再生可能エネルギー由来の電気などCO₂排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。 ●資源循環 サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要なものが生産され、3Rの取組が一層 進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。 府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。 海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチックでみが減っている。 ●全てのいのちの共生 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 所民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。 ●健康で安心な暮らし 澄みわたる空や澄んだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。 環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。 環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。 ●魅力と活力のある快適な地域づくり 府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。 みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「前れたくなる」都市となっている。 ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

「2030 大阪府環境総合計画~いのち輝くSDGs未来都市・大阪をめざして~」 (大阪府HP、閲覧:令和5年6月) より作成

② 大阪市環境基本計画

大阪市では、1995 年 3 月に「大阪市環境基本条例」(平成 7 年大阪市条例第 24 号)を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に取り組んできた。こうした中で、近年は持続可能な開発のための2030 アジェンダやパリ協定、ESG投資の拡大など持続可能な社会に向けた動きが国内外で加速しており、時代は大きなパラダイムシフトを迎えている。

このような背景のもと、大阪市では、市民の皆様が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、令和元年12月に新たな「大阪市環境基本計画」を策定した。

「大阪市環境基本計画」の概要は、第3.2.8-28表のとおりである。

第3.2.8-28表 「大阪市環境基本計画」の概要

項目	概要
環境施策の体系	●低炭素社会の構築 新たな技術や設備・機器の導入、ライフスタイルの変革などを促しながら、徹底した省エネ、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用、低炭素型交通システムへの変革・まちづくりを推進することにより、市域における温室効果ガス排出量の削減をめざすほか、国産木材の利用拡大を図る。 ●循環型社会の形成 ごみの発生を抑制、再使用、再生利用を促進することで、ごみ処理量の削減を目指す。 ●快適な都市環境の確保 生物多様性の保全など自然との共生を進めるとともに、ヒートアイランド対策や都市環境保全の取組を進める。 ●地球環境への貢献 国連環境計画国際環境技術センターや事業者との連携による国際協力を推進し、開発途上国等の環境問題の解決や環境産業の発展に取り組む。食品ロスの削減や環境に配慮した製品の選択的購入など、地球環境に貢献する事業活動を積極的に応援する。 ●すべての主体の参加と協働 学校から地域、大阪市全体へと環境に対する興味の輪を広げ、各主体とのパートナーシップの確立を図り、SDGsの達成に貢献する。
施策展開の戦略	 ●地域、市民、事業者との連携強化個人・家庭・地域コミュニティ・事業者などそれぞれの単位で、ライフスタイルや経済活動、さらには社会の仕組みを環境に配慮したものへと変革していく動きを加速化する。 ●経済、社会、環境の統合的な向上健康で安心、快適な市民生活と活発な企業の経済活動を支える都市としての機能の向上を図る。 ●持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用AI,IoTなどの新しい技術やイノベーションの実用化のフィールドとなって、事業者や経済団体と連携し安全性や経済合理性を確保しながら、開発や普及を進める。 ●国際展開の強化国連環境計画国際環境技術センター、公益財団法人地球環境センター、事業者など、ステークホルダーとの連携を図り、「オール大阪」で国際協力・国際貢献を強化する。 ●持続可能で効率的な行政運営経費削減に取り組むとともに、行政運営を担う組織の縦割りの克服と、環境意識の浸透を含めた職員の質の向上に努める。

「大阪市環境基本計画-SDGs達成に貢献する環境先進都市-2019-2030」 (大阪市HP、令和元年12月) より作成

③ 堺環境戦略

堺市では、「堺市環境基本条例」(平成9年堺市条例第13号、平成29年6月26日最終改正)に規定する「環境の保全と創造に関する基本的な計画」として、環境問題を取り巻く国内外の潮流を踏まえ、2050年を目途とした長期的な環境の将来像等、堺市の環境行政における新たなビジョンとなる「堺環境戦略」を令和3年に策定している。

「堺環境戦略」の概要は、第3.2.8-29表のとおりである。

第 3. 2. 8-29 表 「堺環境戦略」の概要

項目	概要								
基本的な考え方	りな考え方 次の4つの考え方を基本とし、「世界をリードする環境先進都市」をめざす。								
4つの考え方	①気候変動対策を全ての軸足に SDGs採択の1つの大きな契機でもあり、世界的な課題である「気候変動・気候危機」への 対応に軸足を置き、資源循環、自然共生、安全・安心を網羅的に達成する。 ②環境を基盤とした社会の変革 ビョンドSDGsを見据え、環境を基盤に、福祉・ジェンダー平等など社会面、雇用・経済 成長など経済面も含めた社会全体の変革を促し、持続的に発展し続ける強靭な堺を将来世代につなげる。 ③市民の幸福のための環境イノベーション 様々な環境イノベーション技術の導入により、将来の堺に暮らす市民を誰一人取り残さず、 安心して暮らし、活躍する、幸福度の高い都市を実現する。 ④パートナーシップによる"循環"・"共生" 幅広い関係者とのパートナーシップによる地域内共助に加え、友好都市など周辺地域と地域 資源を補完し合い、支え合う、自立・分散型の社会の中核を担う。								

[「堺環境戦略」(堺市、令和3年)より作成]

2. 自然関係法令等

大阪市、堺市並びに対象事業実施区域及びその周辺における自然関係法令等による地域指定の 状況は第3.2.8-30表、対象事業実施区域より1kmの範囲内に指定地域がある景観計画区域の位置 は第3.2.8-7図、国土防災関係区域の位置は第3.2.8-8図のとおりである。

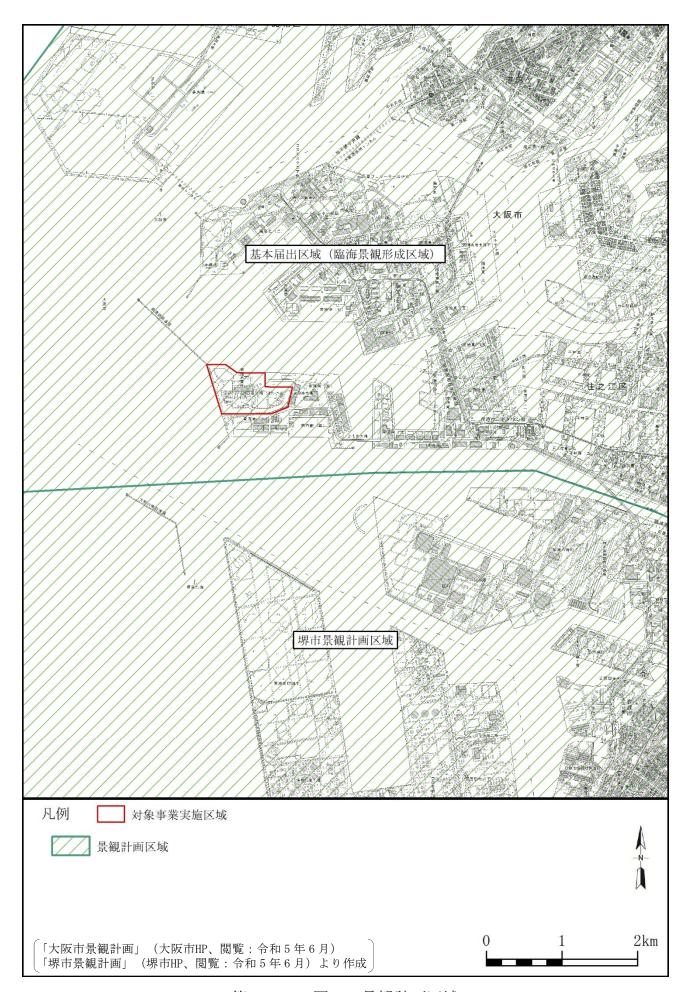
第3.2.8-30表 自然関係法令等による地域指定の状況

			指定等の有無					
		対象事業						
地域その他の対象			大阪市	堺市	実施区域より		関係法令等	
								5km
						ΛЬ	国立公園	X
公自 園然	:目 18 国定公園		×	×		\times	日然公園伝	
	府立自然公園	×	×	×		×	大阪府立自然公園条例	
保自 全然	原生自然環境保全地域	×	×	×		×	点 处理 这 但 人 注	
	自然環境保全地域	×	×	×		X	自然環境保全法	
	地環	自然環境保全地域	×	×	×	X	大阪府自然環境保全条例	
	域境	緑地環境保全地域	×	×	×	X		
	自然遺産		×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)	
自		特別緑地保全地区	0	0	×	X	+err -1 ∧ ⊃ 1 (1-) (1-	
自然保護	緑	緑地協定	0	0	×	X	都市緑地法	
	地	近郊緑地保全区域	×	×	×	X	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	
		生産緑地地区	0	0	×	×	生産緑地法	
		生息地等保護区	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
	±L.	鳥獣保護区特別保護地区	×	×	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
	動植物保護	鳥獣保護区	0	X	×	×		
		登録簿ご掲げられる湿地の区域	×	×	×	×	特こ水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)	
		保護水面	×	×	×	×	水産資源保護法	
		防除の公示、確認または	0 0		0	0	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	
		認定が行われた区域						
	文化遺産		×	0	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)	
	建	国指定	0	0	×	×	文化財保護法	
	造	府指定	0	0	×	×	大阪府文化財保護条例	
文	物	市指定	0	0	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例	
丧	,中	国指定	0	0	×	×	文化財保護法	
	名 勝 ・	府指定	0	0	×	×	大阪府文化財保護条例	
		市指定	0	0	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例	
	. . . 	国指定		0	×	×	文化財保護法	
	T		0	0	×	×	大阪府文化財保護条例	
	物	物 市指定		×	×	×	大阪市文化財保護条例、堺市文化財保護条例	
見		風致地区		0	×	×	都市計画法	
		景観計画区域		0	0	0		
保全	景観地区		×	0	×	×	景観法	
全一	沿道・沿線地域		×	×	×	×	大阪府景観条例	
保知		保安林		×	×	×	森林法	
国	海岸	海岸保全区域		0	0	0	海岸法	
	砂防指定地		×	×	×	×	砂防法	
災	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
		地すべり防止区域		×	×	×	地すべり等防止法	
	地すべり防止区域							

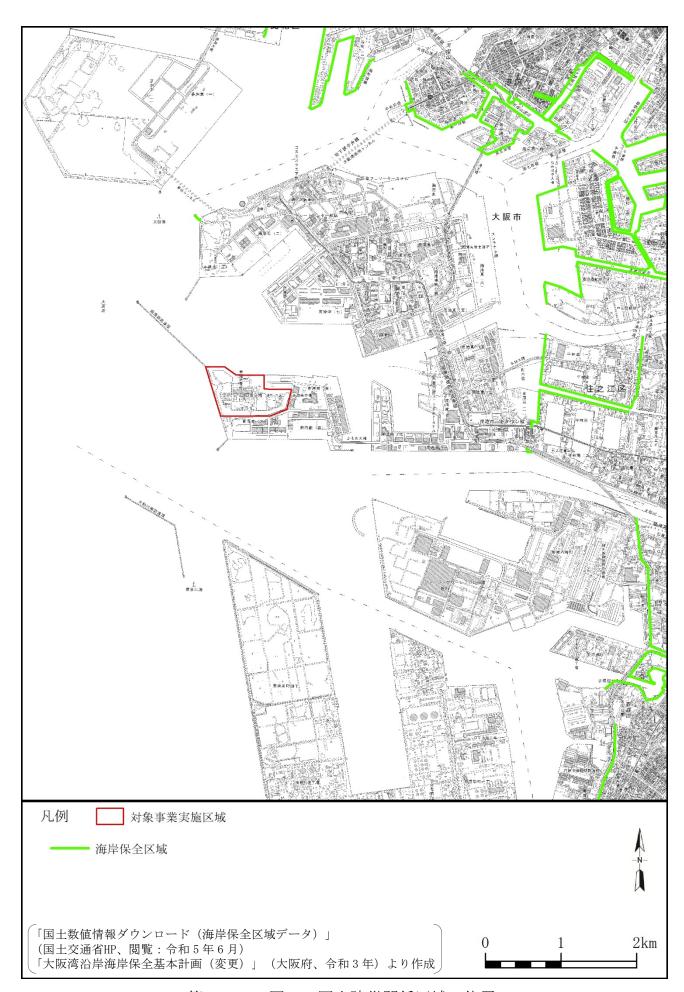
注:「〇」は指定有り、「×」は指定無しを示す。

「都市緑化データベース」(国土交通省HP、閲覧:令和5年5月)

「大阪府内指定文化財一覧表」(大阪府HP、閲覧:令和5年5月)等より作成



第 3. 2. 8-7 図 景観計画区域



第3.2.8-8図 国土防災関係区域の位置